

川西市中心市街地活性化基本計画

令和 2 年 4 月

(令和 2 年 3 月 30 日 認定)

(令和 3 年 3 月 12 日 変更)

(令和 4 年 3 月 8 日 変更)

(令和 4 年 8 月 24 日 変更)

(令和 5 年 3 月 13 日 変更)

(令和 5 年 8 月 30 日 変更)

(令和 6 年 3 月 7 日 変更)

(令和 6 年 8 月 20 日 変更)

(令和 7 年 3 月 14 日 変更)

(令和 7 年 8 月 26 日 変更)

(令和 8 年 3 月 9 日 変更)

兵庫県川西市

基本計画の名称	1
作成主体	1
計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
(1) 地域の概況	1
(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
(3) 地域住民のニーズ等の把握	35
(4) これまでの中心市街地活性化に関する取組	42
(5) 中心市街地活性化の課題	50
(6) 中心市街地活性化の基本方針	52
2. 中心市街地の位置及び区域	54
(1) 位置	54
(2) 区域	55
(3) 中心市街地の要件に適合していることの説明	57
3. 中心市街地の活性化の目標	71
(1) 中心市街地の活性化の目標	71
(2) 計画期間の考え方	72
(3) 目標指標の設定の考え方	72
(4) 数値目標の設定の考え方	75
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する 施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	88
(1) 市街地の整備改善の必要性	88
(2) 具体的事業の内容	89
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	93
(1) 都市福利施設を整備の必要性	93
(2) 具体的事業の内容	94
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための 事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	97
(1) まちなか居住の推進の必要性	97
(2) 具体的事業の内容	98

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	101
（1）経済活力の向上の必要性	101
（2）具体的事業の内容	102
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	120
（1）公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	120
（2）具体的事業の内容	121
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	124
（1）市町村の推進体制の整備等	124
（2）中心市街地活性化協議会に関する事項	125
（3）基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	133
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	134
（1）都市機能の集積の促進の考え方	134
（2）都市計画手法の活用	134
（3）都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	134
（4）都市機能の集積のための事業等	138
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	139
（1）基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	139
（2）都市計画等との調和	140
（3）その他の事項	140
12. 認定基準に適合していることの説明	141

基本計画の名称：第3期川西市中心市街地活性化基本計画

作成主体：兵庫県川西市

計画期間：令和2年4月～令和8年3月まで（6年0月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

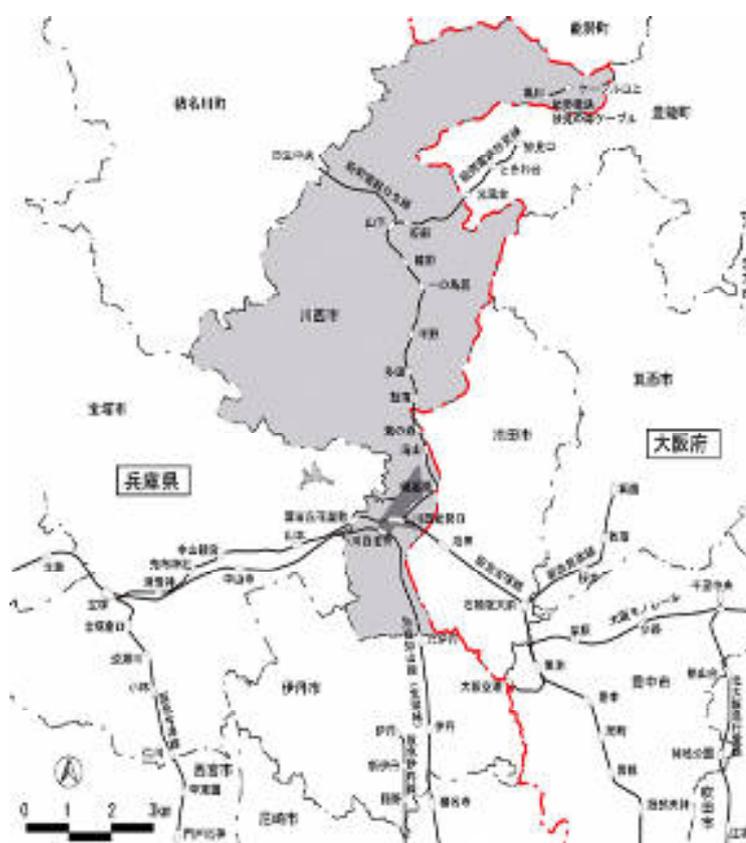
(1) 地域の概況

川西市の位置、地勢・気候

本市は兵庫県の南東部に位置し、兵庫県の伊丹市、宝塚市、猪名川町、大阪府の池田市、箕面市、豊能町、能勢町の4市3町に接している。市役所からの直線距離では大阪市のJR大阪駅まで約16 km、神戸市のJR三ノ宮駅まで約27 kmに位置する大都市近郊の良好な住宅都市である。

市域は、面積が53.44 km²で、東西方向に約6.5 km、南北方向に約15.0 kmと南北に細長い地形になっており、市の南部は、猪名川右岸に発達する段丘面と猪名川沿いの低地(沖積平野)から、北部は、多田・山下の二つの盆地とそれを取り巻く丘陵からなっている。

また、一庫付近から北側の地域は北摂連山系に属し、標高660mの妙見山をはじめ、400m以上の標高をもつ山が分布し、その一部は猪名川渓谷県立自然公園に指定されている。



川西市中心市街地の様子

川西市全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

本市の村落としての機能は、1400～2000年前の弥生・古墳時代に、市の南部に集落が形成されたことにはじまり、中でも加茂遺跡は、弥生時代中頃から畿内でも有数の大集落へと成長していった。10世紀後半、源満仲が多田盆地に移り住み、清和源氏発展の基礎を創った。天禄元年（970年）には、多田院を建立し、現在多田神社として多くの参拝者を集めている。平安時代にはじまる多田銀銅山は、寛文年間にはその最盛期を迎え、特に山下町や下財屋敷が栄えた。徳川体制下の所領配置は時期によって相違はあるが、中・北部の多田地域、東谷地域のほとんどは直領で、その中に三か村だけ多田院社領として存在していたのが特色である。これに対して南部の川西地域は、大坂城代及び大坂定番が領置する地域として17・18世紀を経過し、19世紀に入って久代村と久代新田を除く他の村々は、すべて一橋徳川家領に編入された。

市制町村制の発布を経て、明治22年4月に川西村・多田村・東谷村が発足した。南部の川西村では、明治26年に摂津鉄道（現在のJR宝塚線）が池田（現在の川西市小花）まで敷設され、その後、同30年に阪鶴鉄道（現在のJR宝塚線）が買収した。明治43年には箕面有馬電気軌道（現在の阪急電鉄宝塚線）が開通し、さらに大正2年には能勢電気軌道（現在の能勢電鉄妙見線）が開通し、能勢口駅が設けられた。これら交通機関の発達とともに、川西村は次第に発達し、大正14年10月には町制を施行、そして昭和29年8月1日、町村合併促進法に基づき、川西町、多田村、東谷村が合併して市制を施行し、今の川西市が誕生した。

本市の中心市街地は、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄妙見線、JR宝塚線、阪急バスなどの公共交通機関の発達とともに、大きな発展を遂げてきており、昭和48年には「駅周辺都市整備計画基本構想」を策定し、全国に先がけて市街地再開発事業などを積極的に実施したほか、阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、川西猪名川線・国道173号などの南北幹線道路整備事業を実施し、駅周辺の基盤整備や交通利便性が飛躍的に向上した。

また、産業としては、近年まで農業に加え、皮革工業や繊維染色工業が盛んで、機械・金属、化学工業なども発達していたが、皮革工業や繊維染色工業は姿を消し、産業構造の変化とともに、現在では卸・小売業、飲食などをはじめとするサービス業、製造業、建設業などが全事業所の大半を占めるに至っている。そして、市の玄関口として都市機能の集積が進み、川西能勢口駅周辺にはアステ川西、阪急百貨店などの大型商業施設が営業を開始したほか、業務ビル、高層マンションなどが立ち並ぶなど、にぎわいを見せた。

しかしながら、長引く景気の低迷や近隣地域への大型商業施設の進出などの影響を受け、中心市街地の衰退が進行し、その活力が低下した。

このような状況を鑑み、本市では、平成22年度に「第1期川西市中心市街地活性化基本計画」、平成27年度に「第2期川西市中心市街地活性化基本計画」を策定し、活性化事業を推進してきた。

一方、駅周辺都市整備計画基本構想区域（約38ha）の北に隣接する約22.9haの中央

北地区では、都市基盤(キセラ川西せせらぎ公園やせせらぎ遊歩道(歩行者専用道路)など)を整備し、福祉・医療・保健・文化ホール等複合施設、住宅施設、医療施設及び大規模集客施設などの都市機能が集積する次世代型複合都市をめざしたまちづくりを進めている。

キセラ川西における事業は、平成 10 年度に「住宅街区整備事業」を都市計画決定し、同年に設立した川西市中央北地区住宅街区整備準備組合が中心となってまちづくりを進めてきた。しかし、計画に基づくまちづくりの実現に向けた進展はなく、平成 15 年度から、地区内に集積した皮革工場から排水される汚水のために設置された火打前処理場の閉鎖をめざした「皮革工場の転廃業事業」を実施し、平成 17 年度に前処理場の操業を停止したことにより、本市の皮革工場の歴史は幕を閉じ、新たな土地利用が模索された。

その後、「土地利用基本構想(平成 20 年度)」及び「土地利用基本計画素案(平成 21 年度)」の策定などを経て、現在の土地利用計画の原型となる「事業計画決定(平成 23 年度)」となった。さらに、平成 23 年度に「中央北地区のまちづくり方針」を策定し、将来の都市像を住宅、医療、集客及び公共施設などの多様な機能がキセラ川西せせらぎ公園やせせらぎ遊歩道などの都市施設と連携する「次世代型複合都市」とした。そして、それを実現する手段として、現在、キセラ川西では土地区画整理事業をベースに「民間活力の導入(PFI事業)」と「低炭素まちづくり計画」を活用してまちづくりを進めている。



川西能勢口駅前の様子



キセラ川西地区の様子

川西市における中心市街地の歴史的・文化的役割

中心市街地周辺には、古くからの遺跡である加茂遺跡や勝福寺古墳が存在している。また、兵庫県の指定文化財の天然記念物である大クス(樹齢約 500 年)があるほか、市民に親しまれている小戸神社などが分布しており、まちなかの緑の空間として、居住者や市民の憩いの場となっている。

さらに、中心市街地には芸術・文化を楽しむ、にぎわいを創出する施設が多く集積しており、音楽コンサートなどで利用されるみつなかホール、寄席や講演会などで利用されるアステホール、市民の文化作品の発表の場などに利用されるギャラリーかわにしや、新たな文化施設としてキセラ川西にキセラホールが誕生した。



みつなかホール



キセラホール

その他中心市街地の資源

中心市街地とその周辺には、一級河川の猪名川が流れており、身近な場所で自然を感じられる資源が存在している。

こうした景観資源を活かすべく、都市計画マスタープランでは、川西能勢口駅周辺において、景観条例に基づき、市の表玄関にふさわしい都市景観の創造をめざすとともに、キセラ川西において、駅周辺への快適な歩行者動線となる「せせらぎ遊歩道」や「キセラ川西せせらぎ公園」の整備による良好な景観形成をめざすことが示されている。

また、本市は、平成 26 年 8 月 1 日に景観行政団体となり、平成 26 年度には、景観計画を策定し、魅力的な景観形成を推進している。



キセラ川西せせらぎ公園



せせらぎ遊歩道

中心市街地は阪急電鉄宝塚線及び能勢電鉄妙見線川西能勢口駅、JR 宝塚線川西池田駅が近接していることから利便性に優れ、これらの駅は路線バスの発着点でもあることから、多くの通勤・通学者や買い物客が訪れている。また、中心市街地には公共施設が広く分布しており、市役所、アステ市民プラザ、みつなかホール、保健センター、中央図書館、総合体育館、市民温水プール、パレットかわにし、キセラ川西プラザなどがある。

特に、川西能勢口駅周辺地区では、これまで市街地再開発事業や連続立体交差事業などによる新しいまちづくりを進め、アステ川西や阪急百貨店などの大型商業施設や業務ビル、高層マンションが集積する地区となっている。

(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

人口動態等

【現状分析】

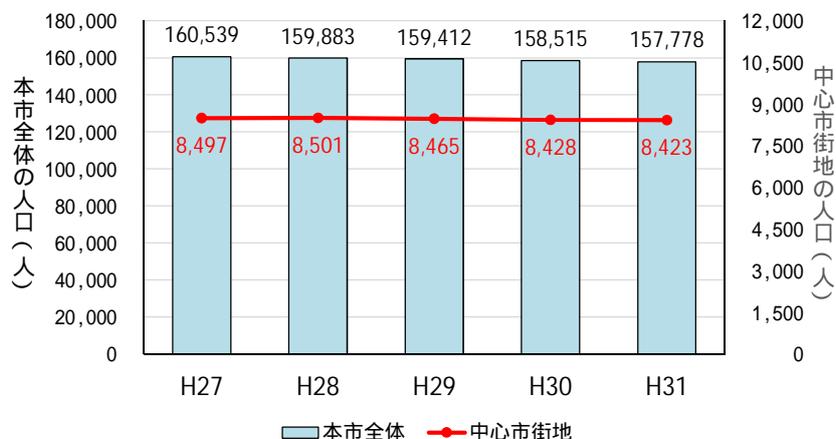
- ）人口
 - ・本市全体の人口が減少傾向にある中で、中心市街地の人口はほぼ横ばいから微減の傾向にある。
- ）世帯
 - ・本市全体及び中心市街地における世帯数は、近年やや増加傾向にあるものの、世帯人員は、本市全体及び中心市街地で、やや減少傾向にある。
 - ・中心市街地は単身世帯の居住者の割合が本市全体に比べ高く、年々増加傾向にある。
- ）年齢別人口割合
 - ・市全体では、0～14歳人口割合の減少、65歳以上人口割合が増加しているが、中心市街地の高齢化率は、横ばいの傾向にある。
- ）社会増減
 - ・中心市街地の社会増減は、年度によってバラつきがあるものの、平成28年度をピークに減少傾向にある
- ）自然増減
 - ・中心市街地の自然増減は、死亡者数が出生者数を上回っていたが、近年出生者数の増加により、自然増減の均衡がとれている。
- ）人口密度
 - ・中心市街地の人口密度は、本市全体よりも高く、本市全体の約3.5倍である。
- ）就業者・通学者の流入と流出
 - ・就業者・通学者は、主に大阪市などへの流出が多いものの、近隣市町からの流入もみられる。
- ）昼間人口と夜間人口
 - ・住宅都市として発展した経緯から、昼夜間人口比率が周辺都市と比べ低い状況にある。
- ）歩行者通行量
 - ・休日の歩行者通行量は平成26年に比べ平成30年は減少しているものの、調査地点によっては、回復の兆しが見える地点もある。

）人口

本市は、大阪市や神戸市方面への交通の利便性が高いものの、近年は人口減少の状態が続いている。

中心市街地では、民間事業者によるマンション供給等があるものの、ほぼ横ばいから微減の傾向にある。

本市及び中心市街地の人口の推移



出典：川西市住民基本台帳（各年3月末日現在）

中心市街地のエリアに該当する町丁目の値の合計値（町丁目がまたがる一部地域においては面積按分している）

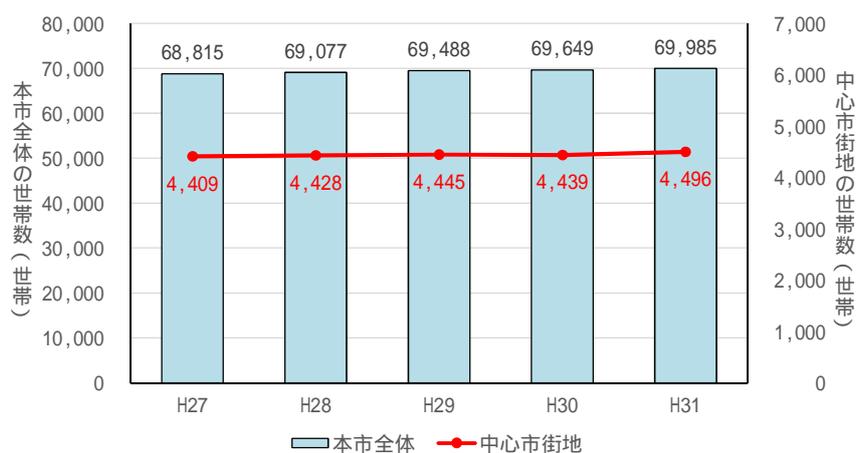
世帯

本市は、大阪市や神戸市方面への交通の利便性が高いことから、世帯数はやや増加傾向にある。中心市街地においても、世帯数は民間事業者によるマンション供給によりやや増加傾向にある。

一方で、世帯人員は、本市全体及び中心市街地ともにやや減少傾向にある。

また、中心市街地は単身世帯の居住者の割合が本市全体に比べ高く、年々増加傾向にある。

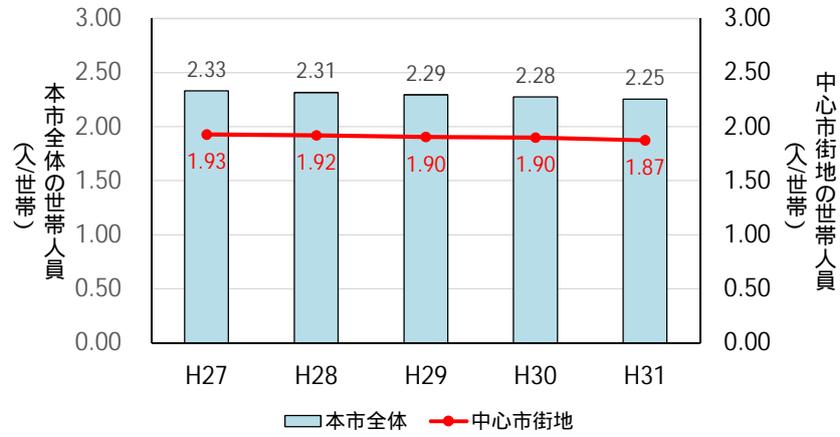
本市及び中心市街地の世帯数の推移



出典：川西市住民基本台帳（各年3月末日現在）

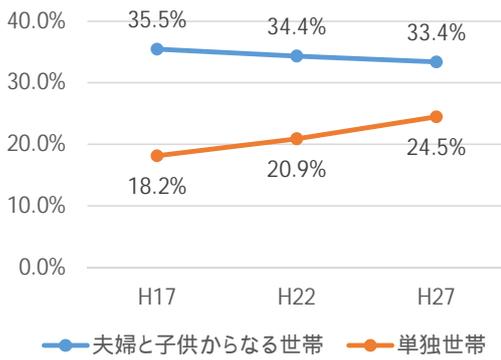
中心市街地のエリアに該当する町丁目の値の合計値（町丁目がまたがる一部地域においては面積按分している）

本市及び中心市街地の世帯人員の推移

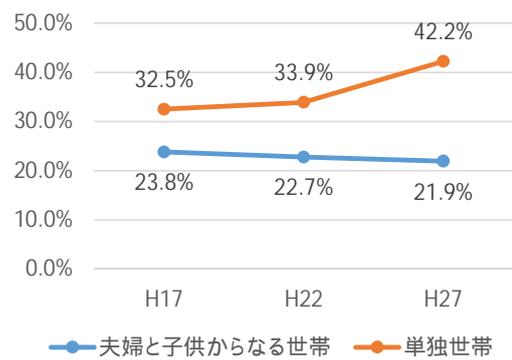


出典：川西市住民基本台帳（各年3月末日現在）

世帯構成割合の推移（本市全体）



世帯構成割合の推移（中心市街地）



出典：国勢調査

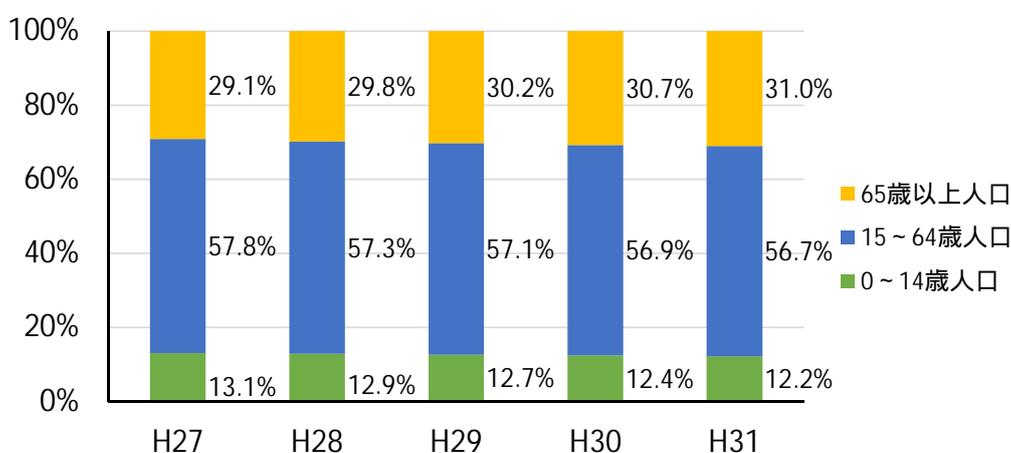
）年齢別人口割合

本市の持ち家率は高く、定住志向が比較的に強いために世帯の転出は少ない。しかし、大規模な都市圏への就職等により、若い世代が市外へ転出する機会が多いため、北部団地の住宅地を中心に少子化と高齢化がともに進んでいる。

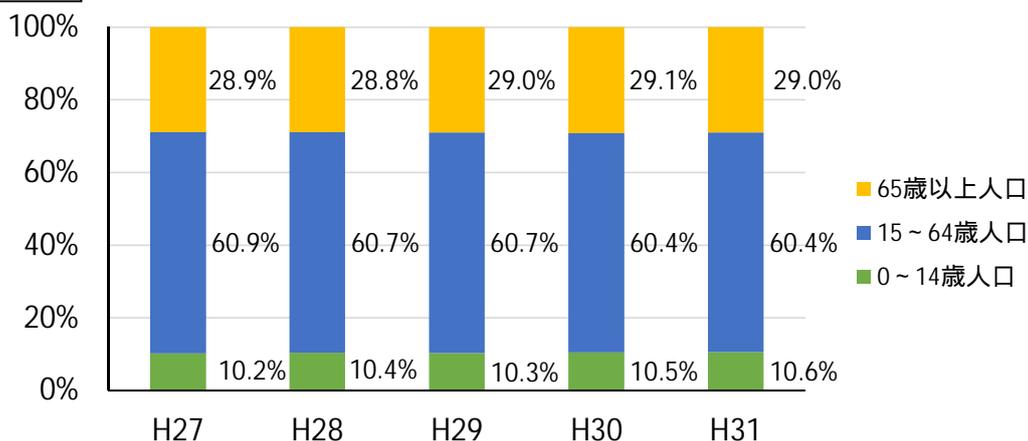
中心市街地において、65歳以上人口の割合は29%前後で推移しており、高齢化率は横ばいの状況が続いている。

本市及び中心市街地の年齢3区分人口割合の推移

本市全体



中心市街地



出典：川西市住民基本台帳（各年3月末日現在）

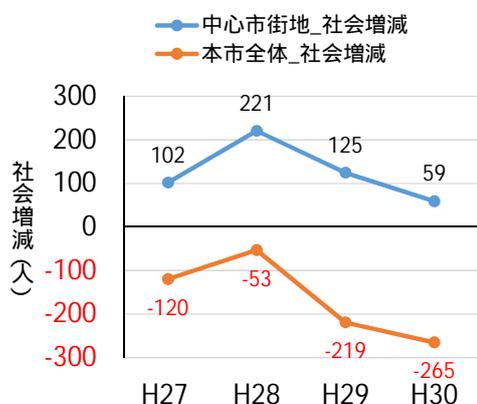
）社会増減

中心市街地の社会増減は、本市全体で社会減となっている中、年度によってバラつきがあるものの、平成28年度に民間事業者によるマンション供給等により、大幅な社会増となっている。一方、転出者数（市内転居者を含む）は減少傾向にはあるものの、600人程度で推移している。新たな住宅供給にともなう転入者（市内転居者含む）がなければ、ほぼ転入・転出は均衡状態にあるものと考えられる。

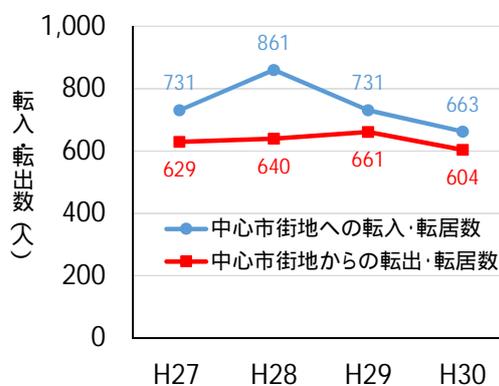
社会増減 = (転入者数(中心市街地内に居住)及び中心市街地内への市内転居者) - (転出者(中心市街地内からの転出)及び中心市街地外からの市内転居者)

中心市街地の社会増減の状況

(社会増減)



(転入・転出の内訳)



出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

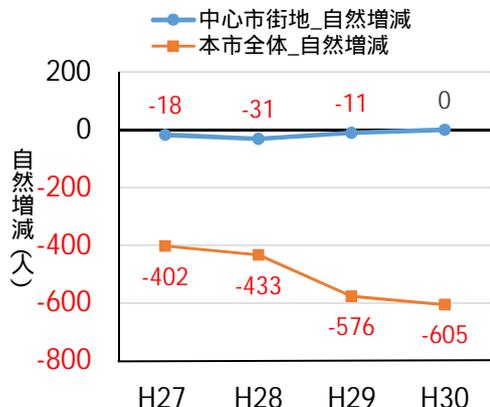
）自然増減

中心市街地の自然増減は、近年、死亡者数が出生者数を毎年度上回り、自然減の状況が続いていたが、近年は出生数増え、死亡数が減少しており、その傾向は改善されてきている。

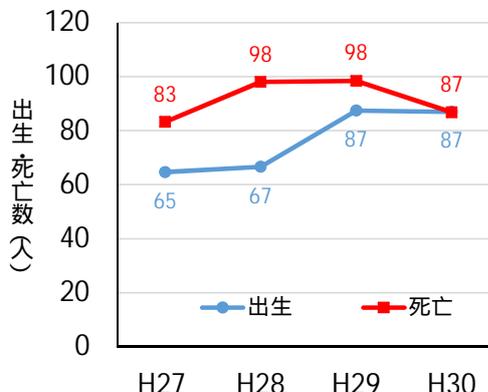
自然増減 = (出生者数) - (死亡者数)

中心市街地の自然増減の状況

(自然増減)



(出生、死亡の内訳)

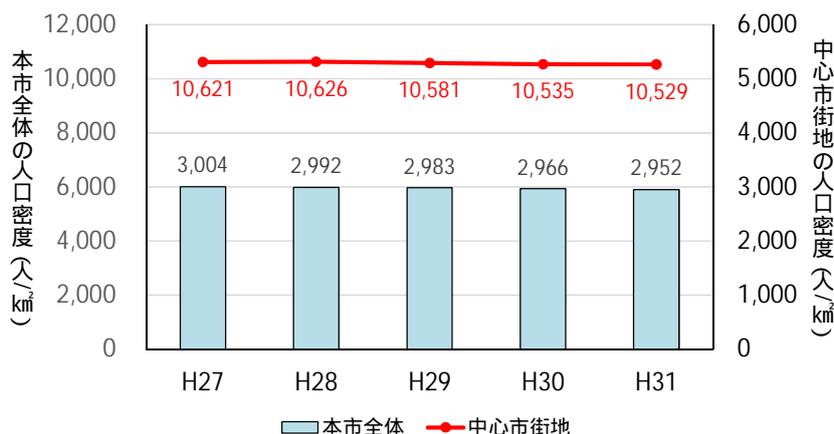


出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

）人口密度

本市は昭和 30 年代中頃からの人口急増に加え、中北部地域の大規模団地開発などにより、着実に人口が増加してきたものの、現在、人口は横ばいの状況が続いている。そうした中で、川西能勢口駅周辺は、近年、高層マンションが建設され住宅供給が進むなど、中心市街地の人口密度は高い状況にある。

本市及び中心市街地の人口密度の推移



出典：川西市住民基本台帳（各年 3 月末日現在）

（ ）就業者・通学者の流入と流出

本市は住宅都市として発展しており、市内に事業所や工場などが少ないことから、就業者・通学者は公共交通機関や自家用車などで大阪市や阪神間、神戸市、その他の近隣市町へ約 41,000 人が流出している。一方、宝塚市や猪名川町、伊丹市を中心に約 13,000 人が本市に流入している。

流入者数と流出者数

都市名		流入者数(人)		流出者数(人)		流入者数・流出者数(人)	
		15歳以上の就業者	15歳以上の通学者	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者	15歳以上の就業者	15歳以上の通学者
兵庫県	神戸市	526	10	1,606	477	1,080	467
	尼崎市	769	5	2,827	200	2,058	195
	西宮市	772	10	1,260	502	488	492
	伊丹市	1,766	242	3,644	584	1,878	342
	宝塚市	2,747	34	2,326	200	421	166
	三田市	406	-	580	186	174	-
	猪名川町	2,023	338	1,710	244	313	94
大阪府	大阪市	686	9	14,225	737	13,539	728
	豊中市	927	13	3,164	209	2,237	196
	池田市	1,416	5	3,427	203	2,011	198
	吹田市	228	1	1,121	320	893	319
	箕面市	438	5	970	87	532	82
小計	12,704	672	36,860	3,949	24,156	3,277	
合計		13,376		40,809		27,433	

出典：国勢調査（平成27年度）

）昼間人口と夜間人口

本市は、自然が豊富な大阪都市圏のベッドタウンとしての特色があり、市内に事業所や大学が少ないため、大阪市や阪神間、神戸方面への通勤・通学者が多い。このため、夜間人口に対して昼間人口が少なく、昼夜間比率は、80%弱である。周辺の都市と比べても低い数値となっている。

昼間人口と夜間人口

（単位：人）

都市名		夜間人口(a)	昼間人口(b)	比率(b/a)
兵庫県	神戸市	1,537,272	1,571,625	102.2%
	尼崎市	452,563	435,641	96.3%
	西宮市	487,850	439,258	90.0%
	伊丹市	196,883	178,195	90.5%
	宝塚市	224,903	179,751	79.9%
	川西市	156,375	124,513	79.6%
	三田市	112,691	104,106	92.4%
	猪名川町	30,838	23,541	76.3%
大阪府	大阪市	2,691,185	3,543,449	131.7%
	豊中市	395,479	349,896	88.5%
	池田市	103,069	94,541	91.7%
	吹田市	374,468	362,737	96.9%
	箕面市	133,411	115,249	86.4%

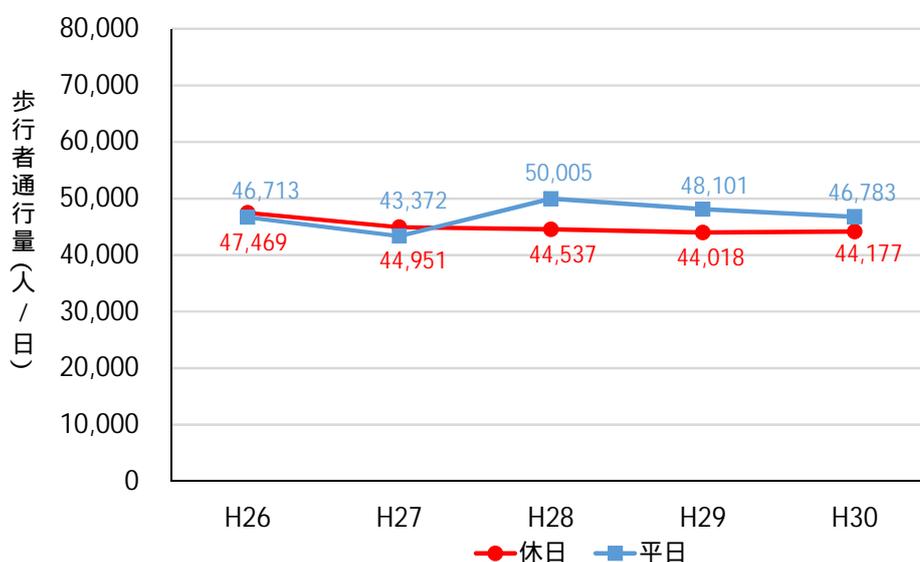
出典：国勢調査（平成27年度）

）歩行者・自転車通行量

休日の歩行者通行量は平成 26 年に比べ平成 30 年は減少しているものの、調査地点によっては、回復の兆しが見える地点もある（平成 30 年の平日は 46,783 人、休日は 44,177 人）。

各調査地点別にみると、 県道パルティ川西前の歩道が、近年特に減少傾向にあるが、県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道の歩行者・自転車通行量は、ともに増加しており、キセラ川西地区の開発によるものと考えられる。

歩行者通行量の推移



出典：歩行者通行量調査・川西市中心市街地活性化協議会

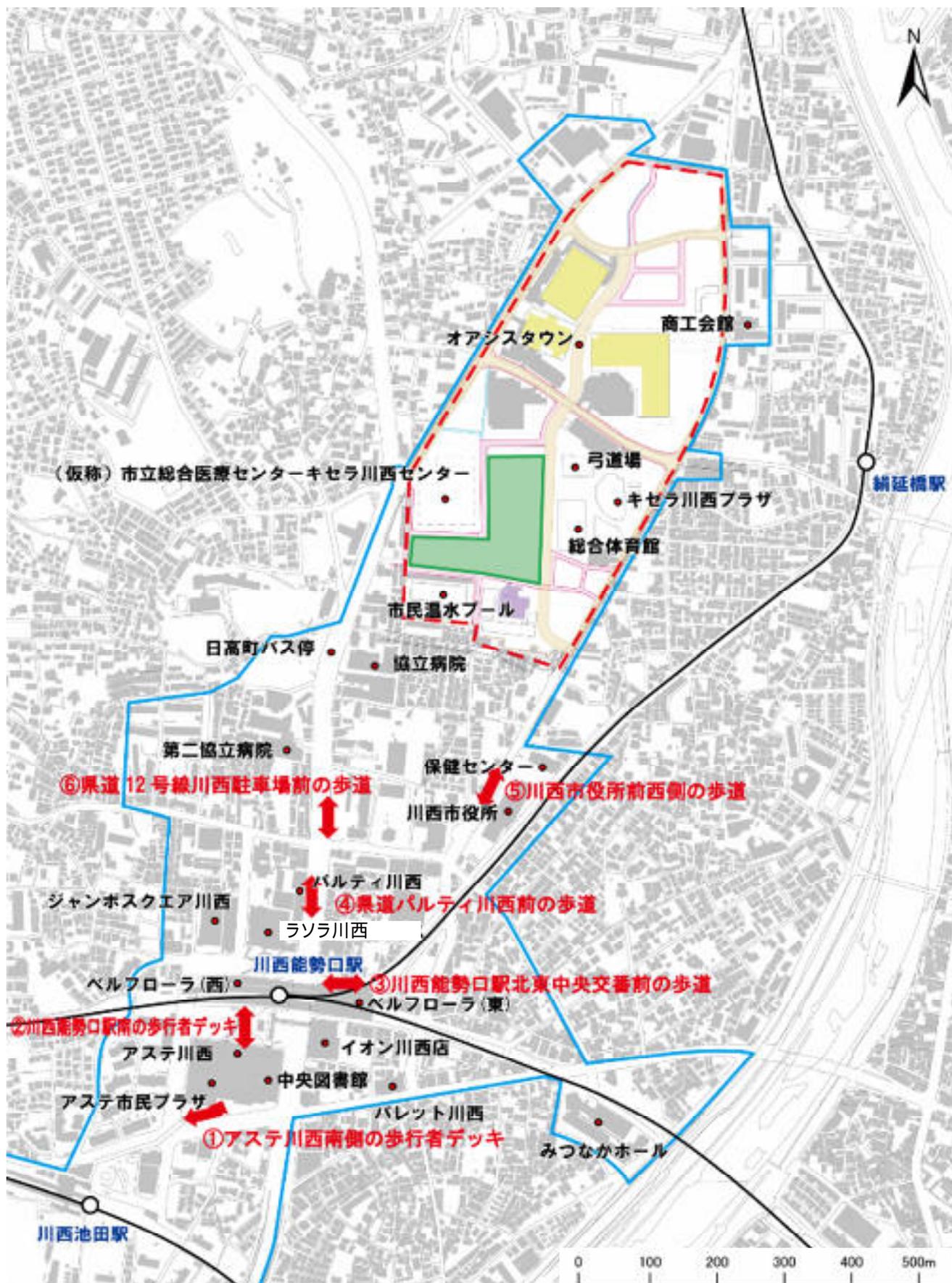
地点別歩行者通行量の比較（休日）

（単位：人/日）

歩行者通行量調査（11月調査）		H26	H27	H28	H29	H30	H30/H26
歩行者	アステ川西南側の歩行者デッキ	11,517	10,400	10,760	11,199	11,120	3.4%
	川西能勢口駅南の歩行者デッキ	22,235	21,296	20,212	21,007	20,924	5.9%
	川西能勢口駅北東中央交番前の歩道	5,080	4,891	4,577	4,441	4,378	13.8%
	県道パルティ川西前の歩道	4,979	4,397	5,128	3,626	3,782	24.0%
	川西市役所前西側の歩道	1,208	1,071	1,088	1,068	1,200	0.7%
	県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道	1,022	1,182	1,150	1,145	1,053	3.0%
自転車	川西市役所前西側の歩道	697	775	797	747	839	20.4%
	県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道	731	939	825	785	881	20.5%
休日歩行者・自転車通行量合計		47,469	44,951	44,537	44,018	44,177	6.9%

出典：歩行者通行量調査・川西市中心市街地活性化協議会

調査地点



令和8年3月13日

合同会社エデュセンス
代表社員 上住 瑞穂 様

川西市産業振興課

書類の送付について

平素は姿勢にご協力いただきありがとうございます。

下記の書類を送付いたします。
ご査収くださいますようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら下記担当者までご連絡ください。

記

交付決定通知書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

担当 産業振興課 田中
TEL 072-740-1162

経済活力関係

【現状分析】

- ）ターゲットとして考えられる商圈
- ・ターゲットとして考えられる商圈は、隣接都市の池田市、箕面市、猪名川町、宝塚市、伊丹市に及ぶと考えられ、その商圈人口は、868,774人である。
- ）中心市街地の商業集積の状況
- ・中心市街地は本市全体の3割近くの商店数が集積しており、従業者数、年間販売額、売場面積も市全体の3割～4割程度を占めている。
- ・近年、中心市街地内の商店数は横ばい、従業者数、年間販売額は微増、売場面積は減少傾向にある。
- ）競合する商業集積や大規模集客施設の状況
- ・ターゲットと考えられる商圈には、10,000㎡を超える大型商業施設が多く立地しており、本市の中心市街地にとって脅威となっている。
- ・また、隣接都市の中心部において、卸・販売事業者数や飲食店の数が減少しているが、本市の中心市街地においても同様の傾向である。
- ）中心市街地に存在するその他の産業
- ・全産業の事業所数(民間)で見ると、減少にあるが、本市全体に占める中心市街地の割合は増加している。

）ターゲットと考えられる商圈

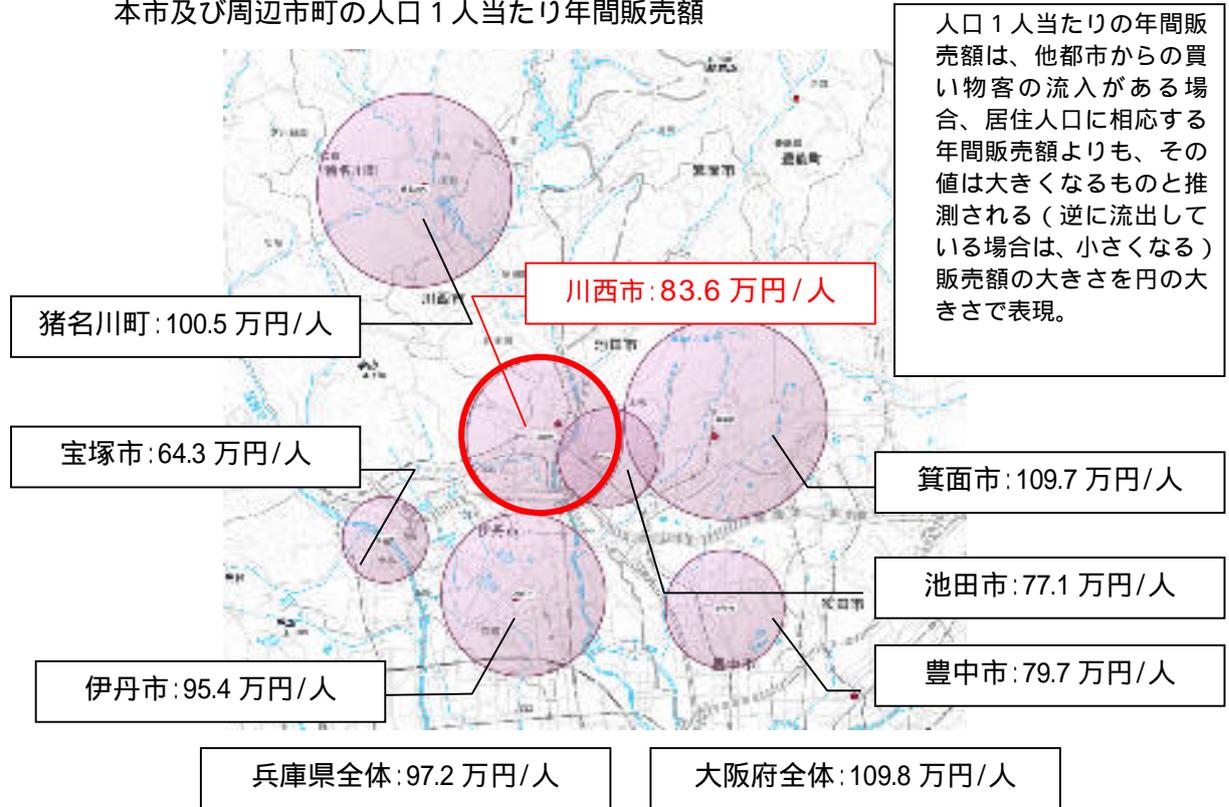
本市中心市街地にとってターゲットと考えられる商圈は、本市はもちろんのこと、隣接都市の池田市、箕面市、猪名川町、宝塚市、伊丹市に及ぶと考えられる。

商圈人口は、868,774人で、65歳以上の割合は27.0%である。商圈内の世帯構成をみると、夫婦と子供からなる世帯が32.7%いるほか、単独世帯が29.6%いる。

商圈内の事業所数を見ると、小売業は4,812箇所あり、全産業の20.5%を占めている。

同様に従業者数を見ると、小売業は45,100人おり、全産業の18.6%を占めている。

本市及び周辺市町の人口1人当たり年間販売額



出典：経済センサス活動調査（平成28年）（人口は住民基本台帳・平成28年1月1日現在）

ターゲットと考えられる商圈の人口と世帯の状況

都市名	人口（人）				世帯数（世帯）			
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総数(世帯の家族類型)	夫婦のみの世帯	夫婦と子供から成る世帯	単独世帯
川西市	158,003	19,442	89,650	48,911	62,634	16,772	20,928	15,324
伊丹市	203,261	27,798	124,587	50,876	78,843	17,107	27,117	21,824
宝塚市	234,209	30,956	139,293	63,960	94,056	22,619	30,721	27,642
猪名川町	31,278	4,258	18,168	8,852	10,764	2,983	4,397	1,492
池田市	103,655	13,275	62,693	27,687	45,730	9,167	13,333	16,934
箕面市	138,368	21,049	82,962	34,357	56,754	11,358	17,426	20,135
商圈合計	868,774	116,778	517,353	234,643	348,781	80,006	113,922	103,351
構成割合	100.0%	13.4%	59.5%	27.0%	100.0%	22.9%	32.7%	29.6%

出典：住民基本台帳人口（平成31年1月1日現在）、国勢調査（平成27年度）

ターゲットと考えられる商圈の事業所数

都市名	事業所数（箇所）							
	全産業（公務を除く）	小売業	金融業，保険業	不動産業，物品賃貸業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉
川西市	4,014	842	63	348	502	458	219	426
伊丹市	5,607	1,164	66	389	774	517	217	599
宝塚市	5,423	1,117	68	504	703	524	299	755
猪名川町	610	136	10	9	64	60	35	58
池田市	3,647	670	50	407	634	345	161	434
箕面市	4,215	883	39	548	523	322	160	457
商圈合計	23,516	4,812	296	2,205	3,200	2,226	1,091	2,729
構成割合	100.0%	20.5%	1.3%	9.4%	13.6%	9.5%	4.6%	11.6%

出典：経済センサス活動調査（平成28年）

ターゲットと考えられる商圈の従業者数

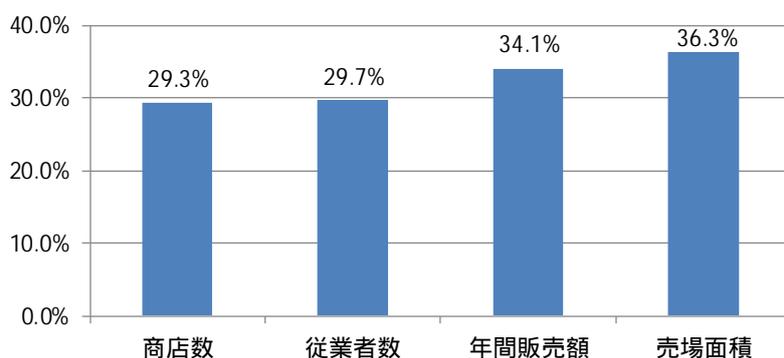
都市名	従業者数（人）							
	全産業（公務を除く）	小売業	金融業，保険業	不動産業，物品賃貸業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	教育，学習支援業	医療，福祉
川西市	37,261	7,593	995	1,254	4,158	2,828	1,263	8,280
伊丹市	64,068	11,783	886	1,415	6,688	2,295	1,786	9,514
宝塚市	54,498	9,807	892	1,822	7,267	4,324	2,675	12,249
猪名川町	6,687	1,687	64	26	495	340	377	2,047
池田市	38,172	5,374	898	1,180	4,386	1,875	1,236	5,792
箕面市	41,537	8,856	487	1,695	5,441	1,419	2,102	7,401
商圈合計	242,223	45,100	4,222	7,392	28,435	13,081	9,439	45,283
構成割合	100.0%	18.6%	1.7%	3.1%	11.7%	5.4%	3.9%	18.7%

出典：経済センサス活動調査（平成28年）

）中心市街地の商業集積の状況

中心市街地には小売業の商店数が192店（市全体の29.3%）立地し、従業者数も1,924人（市全体の29.7%）に及んでいる。また、年間商品販売額は456億円（市全体の34.1%）である。売場面積は約42,983㎡（市全体の36.3%）となっており、アステ川西、阪急百貨店、ラソラ川西などが集積し、市民をはじめ周辺市町からも買い物客が訪れる広域的な商圈を形成している。

小売業の中心市街地に占める割合



小売業	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
中心市街地	192	1,924	45,645	42,983
本市全体	655	6,481	133,905	118,543
中心市街地シェア	29.3%	29.7%	34.1%	36.3%

出典：経済センサス活動調査（平成28年）

中心市街地内の主な大規模小売店舗

施設名	開店年月	店舗面積
ジャンボスクエア川西（西友）	昭和49年4月	8,066㎡
パルティ川西	昭和60年6月	1,048㎡
アステ川西（川西阪急）	平成元年4月	28,757㎡
ラソラ川西	平成8年4月	12,084㎡
ベルフローラかわにし イースト	平成11年11月	2,950㎡
ベルフローラかわにし ウェスト	平成11年11月	2,560㎡
イオン リカー＆ビューティー川西店	平成25年10月	3,274㎡
オアシスタウンキセラ川西	令和元年8月	15,563㎡

出典：東洋経済新報社 全国大型店総覧2018年版ほか

令和4年5月1日から「モザイクボックス」は「ラソラ川西」に名称変更

大規模小売店舗の立地状況

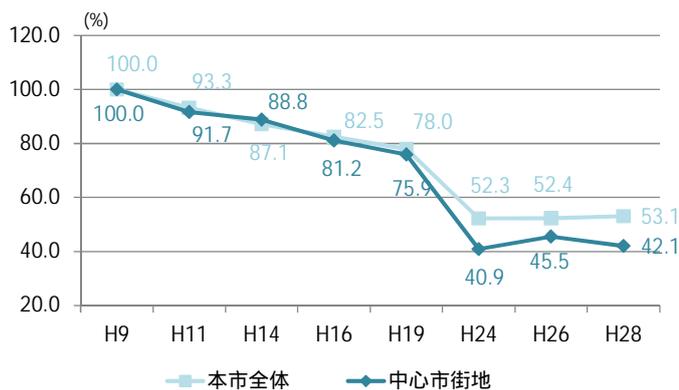


中心市街地には、アステ川西、阪急百貨店、ラソラ川西、オアシスタウンキセラ川西などの大型商業施設が立地しているほか、コンビニエンスストアや沿道型の商業施設が立地している。

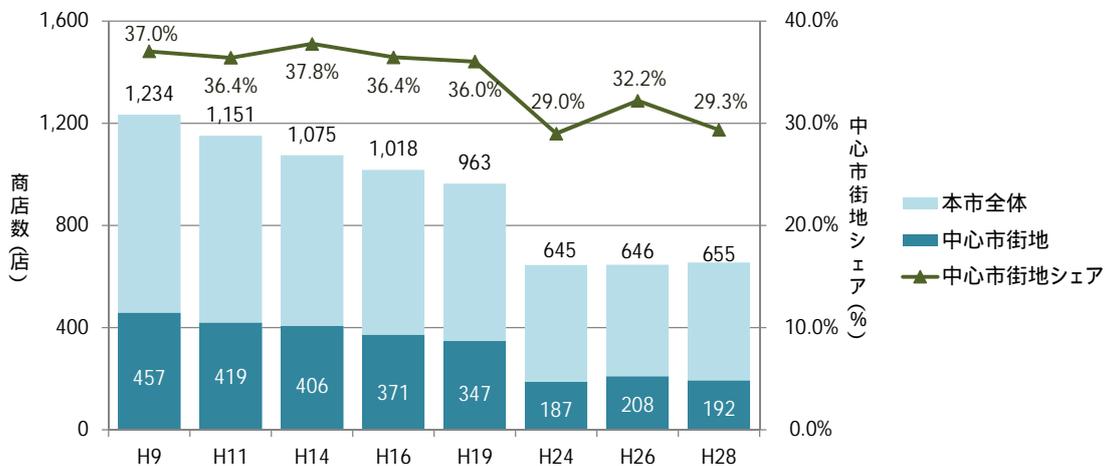
しかし、中心市街地内の商業施設では老朽化が進む一方で、市北部の猪名川町にはイオンモール猪名川、伊丹市にはイオンモール伊丹、西宮市には阪急西宮ガーデンズ、大阪梅田にはグランフロント大阪など周辺都市に大規模商業施設が開業し、本市中心市街地内の商業活動は非常に厳しい状況となっている。

本市全体における小売商店数については、しばらく減少傾向にあったが、現在は横ばいの状況が続いており、平成28年には655店(平成9年の53.1%)となっている。中心市街地においても同様の傾向にあり、192店(平成9年の42.1%)となっている。

平成9年を基準とした商店数(小売業)の推移



商店数(小売業)の推移



出典：商業統計調査(平成19年までと平成26年)、経済センサス活動調査(平成24年、平成28年)

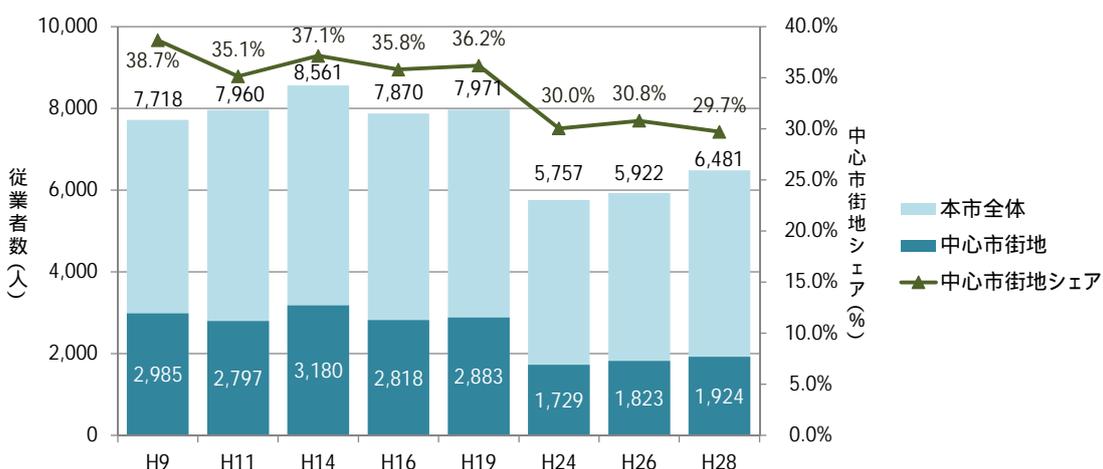
本市全体の従業者数は、平成9年から増減を繰り返していたが、平成24年を底に、増加傾向にあり、6,481人（平成9年の84.0%）となっている。中心市街地の従業者数についても同様の傾向にあり、平成28年には、1,924人（平成9年の64.5%）となっている。

平成9年を基準とした従業者数（小売業）の推移



出典：商業統計調査（平成19年までと平成26年）、経済センサス活動調査（平成24年、平成28年）

従業者数（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



出典：商業統計調査（平成19年までと平成26年）、経済センサス活動調査（平成24年、平成28年）

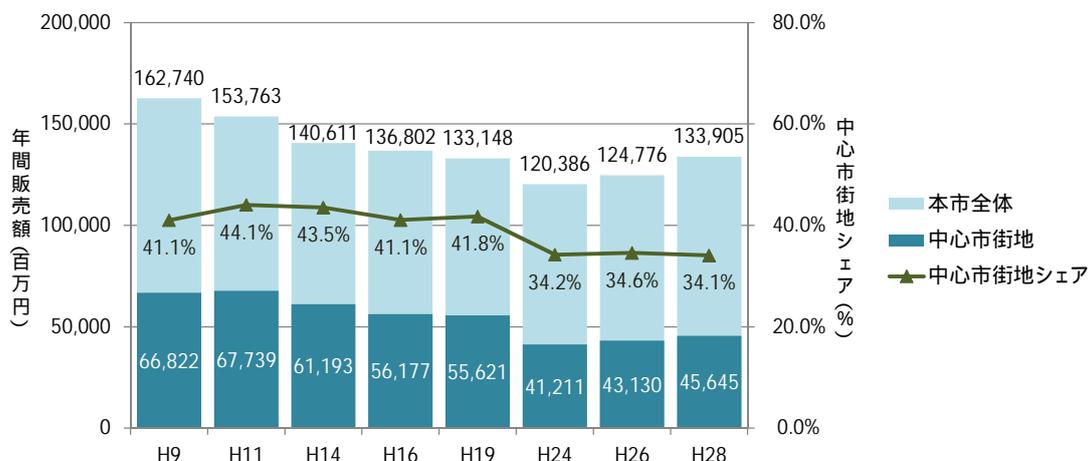
本市全体の年間商品販売額については、平成9年以降減少の一途をたどっていたが、平成24年を底に回復に転じている。平成28年は1,339億円（平成9年の82.3%）となっている。中心市街地においても概ね同様の傾向が続いており、456億円（平成9年の68.3%）となっている。

平成9年を基準とした年間商品販売額（小売業）の推移



出典：商業統計調査（平成19年までと平成26年）、経済センサス活動調査（平成24年、平成28年）

年間販売額（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



出典：商業統計調査（平成 19 年までと平成 26 年）、経済センサス活動調査（平成 24 年、平成 28 年）

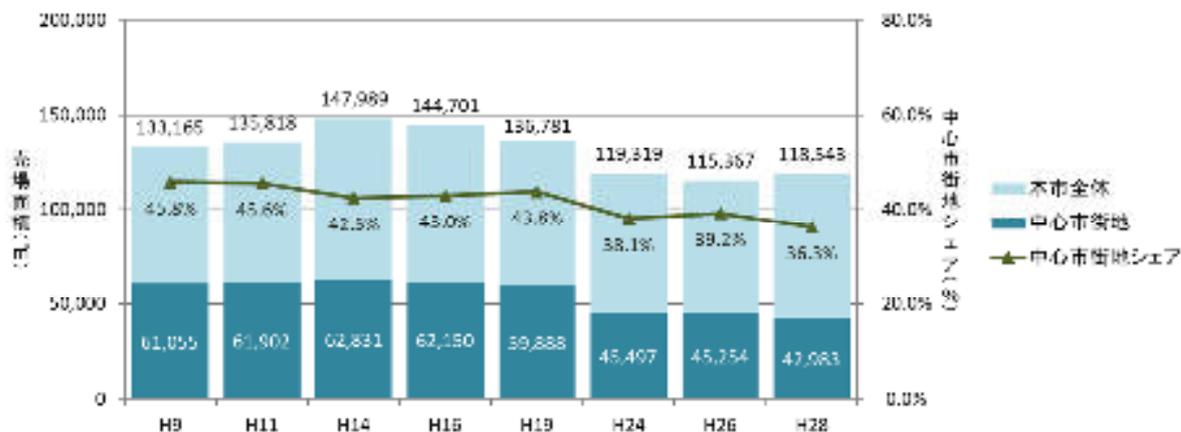
本市全体の売場面積は、平成 14 年をピークに減少が続いていたが、平成 26 年を底に、回復の兆しがあり、平成 28 年には、118,543 m²（平成 9 年の 89.0%）となっている。中心市街地は、平成 16 年まで横ばいの傾向が続いていたが、平成 19 年以降、減少しており、平成 28 年は、42,983 m²（平成 9 年の 70.4%）となっている。

平成 9 年を基準とした売場面積（小売業）の推移



出典：商業統計調査（平成 19 年までと平成 26 年）、経済センサス活動調査（平成 24 年、平成 28 年）

売場面積（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



出典：商業統計調査（平成 19 年までと平成 26 年）、経済センサス活動調査（平成 24 年、平成 28 年）

）競合する商業集積や大規模集客施設の状況

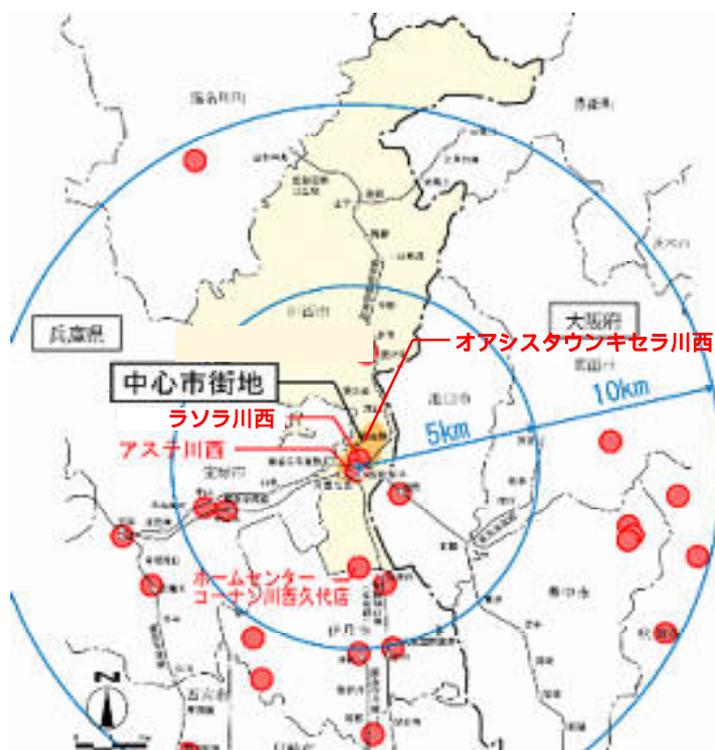
ターゲットと考えられる商圈内に競合する大規模商業集客施設は、点在しており、特に店舗面積 10,000 m²以上の大規模商業施設は、伊丹市や宝塚市などを中心に立地している。こうした大型店は、大規模な駐車場を備えた時間消費型の施設であることが多く、本市中心市街地にとって大きな脅威となっている。

店舗面積 10,000 m²を超える大規模小売店舗

市町村	施設名	開設年月	店舗面積
伊丹市	イオンモール伊丹テラス	平成 14 年 10 月	52,024 m ²
	イオンモール伊丹昆陽	平成 23 年 3 月	38,000 m ²
	エディオン伊丹店	平成 10 年 3 月	13,200 m ²
	イズミヤ昆陽店	昭和 49 年 4 月	12,115 m ²
	伊丹ショッピングデパート	昭和 46 年 4 月	10,538 m ²
宝塚市	宝塚阪急	平成 5 年 4 月	16,892 m ²
	アピア 1	昭和 62 年 3 月	15,843 m ²
	グランドゲート宝塚	平成 15 年 7 月	11,715 m ²
	ダイエー宝塚中山店	平成 9 年 11 月	10,645 m ²
川西市	アステ川西	平成元年 4 月	28,757 m ²
	オアシスタウンキセラ川西	令和元年 8 月	15,563 m ²
	ラゾラ川西	平成 8 年 4 月	12,084 m ²
	ホームセンターコーナン川西久代店	平成 12 年 10 月	10,896 m ²
猪名川町	イオンモール猪名川	平成 10 年 4 月	32,650 m ²
池田市	サンシティ池田	昭和 62 年 4 月	20,042 m ²
箕面市	みのおキューズモール	平成 15 年 10 月	13,690 m ²

P17 「 中心市街地内の主な大規模小売店舗」の のとおり

大規模小売店舗（店舗面積 1 万m²以上）の立地状況

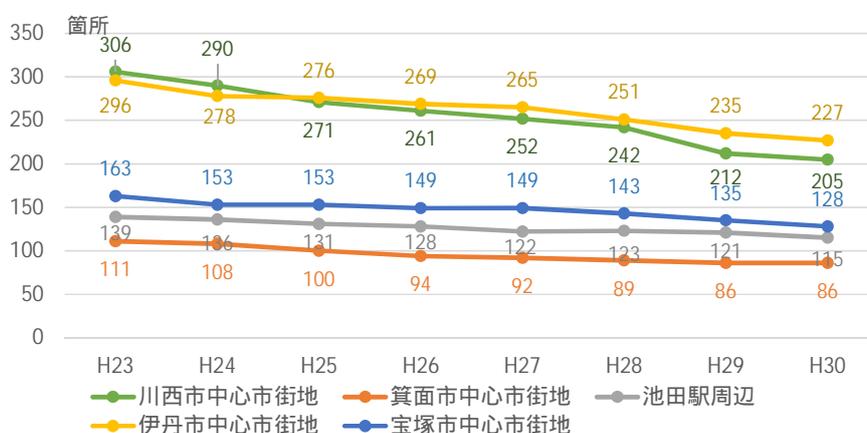


小売業や飲食店に関する中心市街地の状況は、中心市街地内外の小売店と大規模商業施設間の競争により、衰退傾向にあるものの、RESAS を活用し、本市周辺の他都市の中心市街地または 中心部と比較すると、どの都市においても卸・販売の事業所数及び飲食店の数は減少傾向にあるが、本市中心市街地においても、他のエリアと同様減少傾向にある。

RESAS 地域経済分析システム

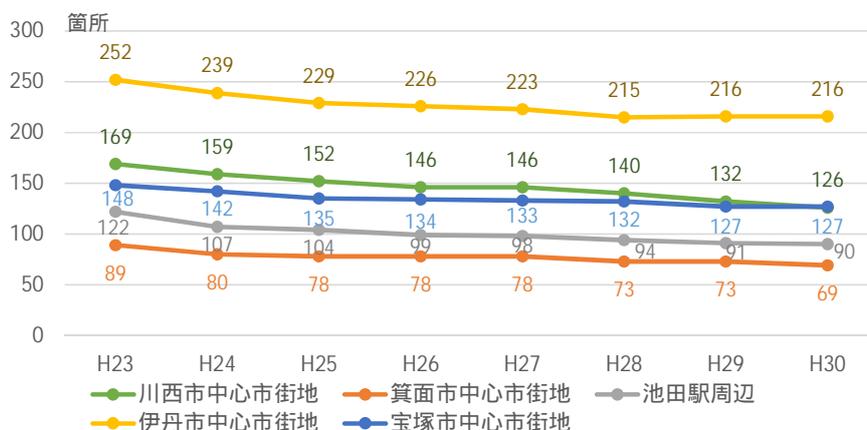
中心部 RESAS まちづくりマップにおける事業所立地動向は、地図上の任意の四方の範囲のみ指定可能なため、各都市の中心市街地活性化基本計画における中心市街地、または都市計画マスタープランにおける都心的な位置づけにあるエリアの概ねの範囲を指定した。

中心市街地または中心部の卸売・販売の事業所数の推移



出典：電話帳データ（日本ソフト販売株式会社）、RESAS

中心市街地または中心部の飲食店の推移

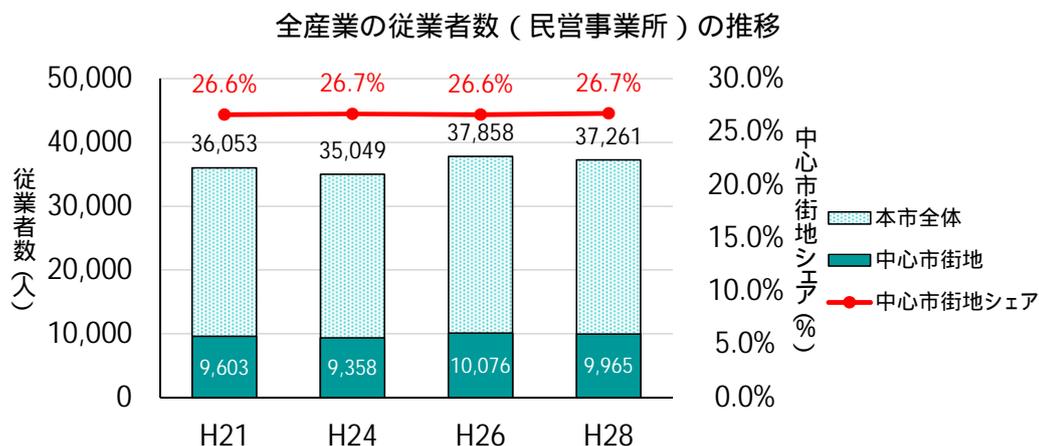
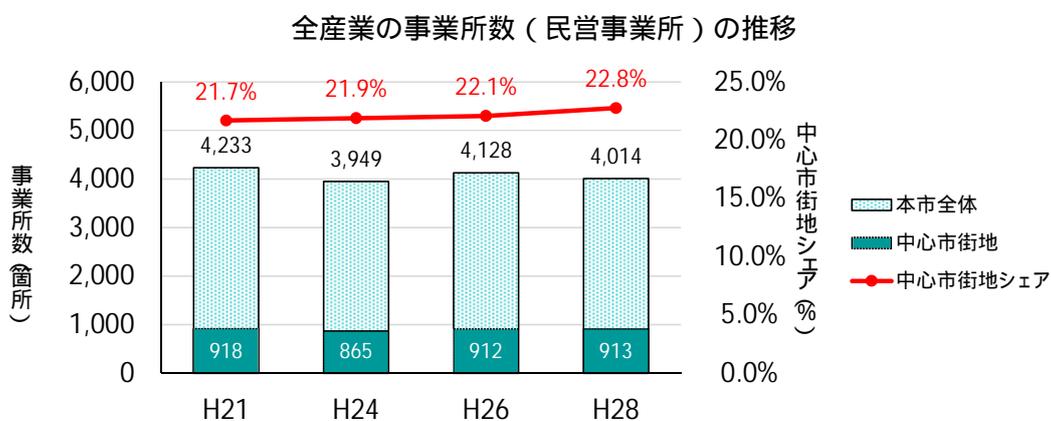


出典：電話帳データ（日本ソフト販売株式会社）、RESAS

）中心市街地に存在するその他の産業

本市全体における事業所数及び従業者数は、平成 26 年に増加したものの、平成 28 年には減少している。中心市街地における事業所数はほぼ横ばいの状態であるが、従業者数に関しては、本市全体に占める中心市街地の割合は増加傾向にある。

中心市街地は、全産業において事業所の立地する割合が高く、本市全体の 4,014 事業所に対して、22.8%の 913 事業所が立地している。特に、「卸売業、小売業」の割合は 26.8%、「金融業・保険業」は 50.2%、「宿泊業，飲食サービス業」は 28.6%であり、中心市街地は本市の経済の中心となっている。また、従業者数の割合については、本市全体に占める中心市街地の割合は 26.7%となっている。



出典：経済センサス基礎調査（平成 21 年、26 年）、経済センサス活動調査（平成 24 年、28 年）

産業別事業所（民営事業所）数

	農林漁業	建設業	製造業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、娯楽 業	医療、福 祉	サービス 業（他に 分類され ないも の）	左記以 外	合計
中心市街地	0	26	18	267	32	68	144	124	97	44	93	913
本市全体	4	298	225	996	63	348	502	458	426	232	462	4,014
シェア	0.0%	8.7%	8.0%	26.8%	50.8%	19.5%	28.7%	27.1%	22.8%	19.0%	20.2%	22.8%

出典：経済センサス活動調査（平成 28 年）

左記以外とは、日本標準産業分類産業大分類のうち、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、複合サービス事業

産業別従業者（民営事業所）数

	農林漁業	建設業	製造業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産 業、物品 賃貸業	宿泊業、 飲食サー ビス業	生活関連 サービス 業、娯楽 業	医療、福 祉	サービス 業（他に 分類され ないも の）	左記以 外	合計
中心市街地	0	219	142	2,331	602	382	1,272	840	2,170	1,219	788	9,965
本市全体	57	1,669	2,931	8,411	995	1,254	4,158	2,828	8,280	2,567	4,111	37,261
シェア	0.0%	13.1%	4.8%	27.7%	60.5%	30.4%	30.6%	29.7%	26.2%	47.5%	19.2%	26.7%

出典：経済センサス活動調査（平成 28 年）

左記以外とは、日本標準産業分類産業大分類のうち、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、複合サービス事業

都市機能

【現状分析】

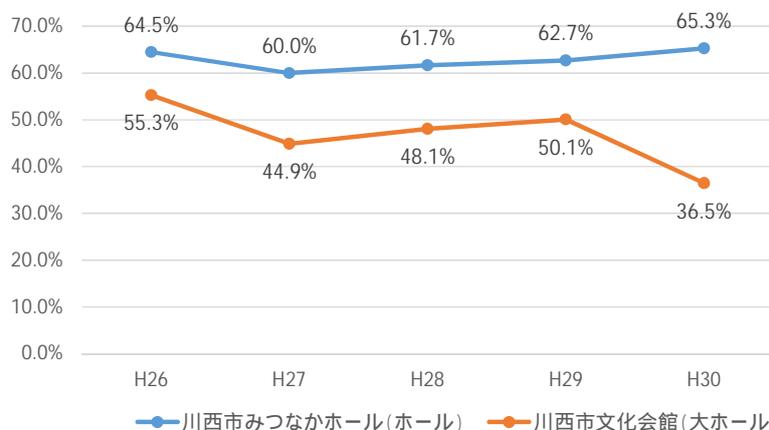
- ・) 主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設
- ・ 中心市街地に公共施設をはじめとした各種都市機能が集積する一方、中心市街地から離れたエリアにも各種施設が点在し、市民生活を支える生活圏が形成されている。
- ・) 公共交通
- ・ 鉄道の乗降客数は緩やかながら減少傾向にある一方で、バスの乗降客数についてはやや増加の傾向にある。
- ・) 自動車交通量
- ・ 中心市街地において、特に火打1丁目交差点において、渋滞が発生している。
- ・) その他
- ・ 中心市街地の地価は、平成26年頃まで下降傾向にあったものの、現在では上昇傾向に転じている。

・) 主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設

本市の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等は、中心市街地に集積しており、中心市街地は、商業機能だけではなく、多様な都市機能が集積する拠点となっている。このうち中心市街地にある文化施設であるみつなかホールの利用率は概ね6割程度、川西市文化会館（平成30年8月末閉館）の利用率は、概ね4割～5割程度となっている。

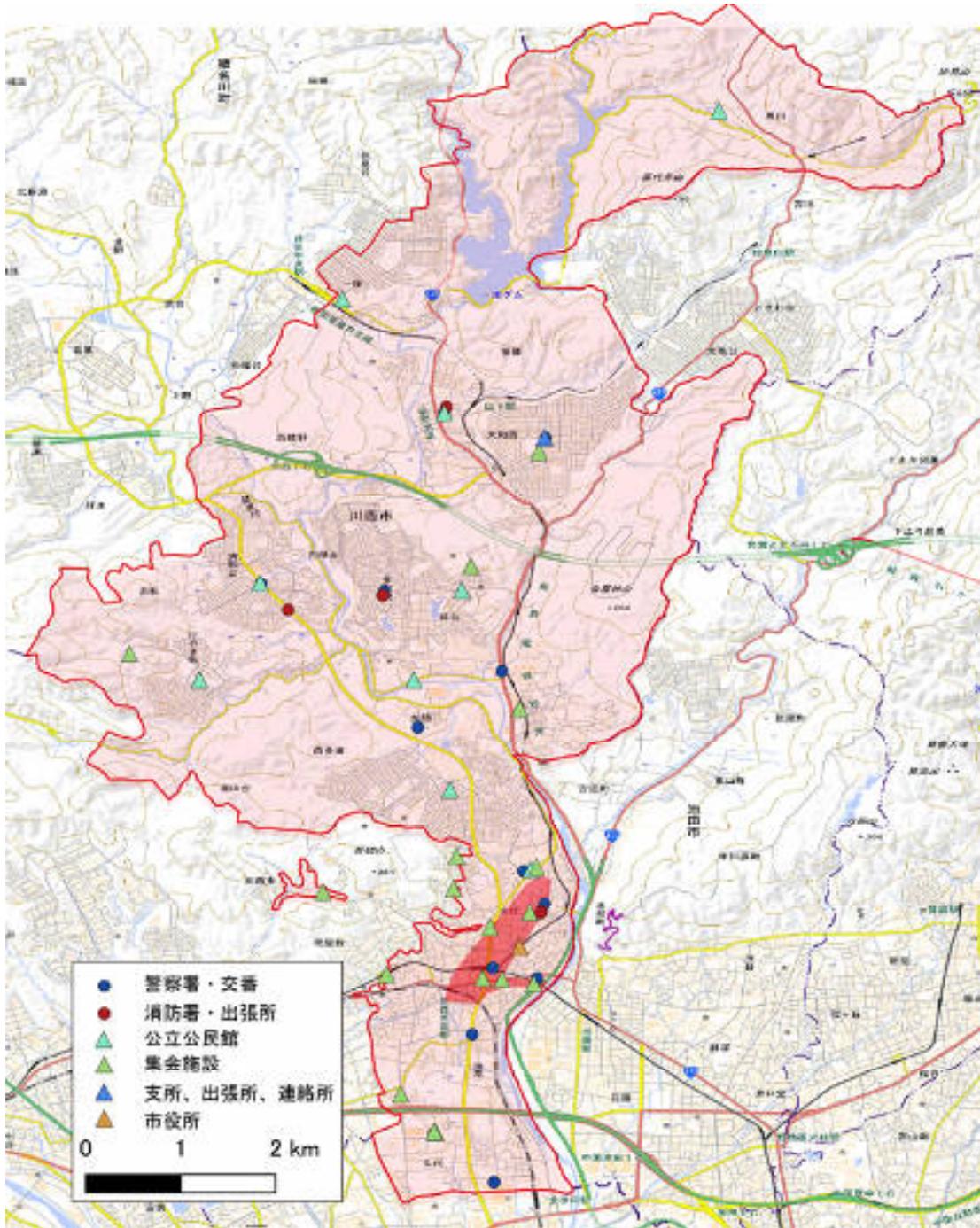
一方で、中心市街地から5kmほど離れた市北部の住宅団地などにも公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設が点在しており、市民生活を支える生活圏が形成されている。

公共施設の利用状況の推移



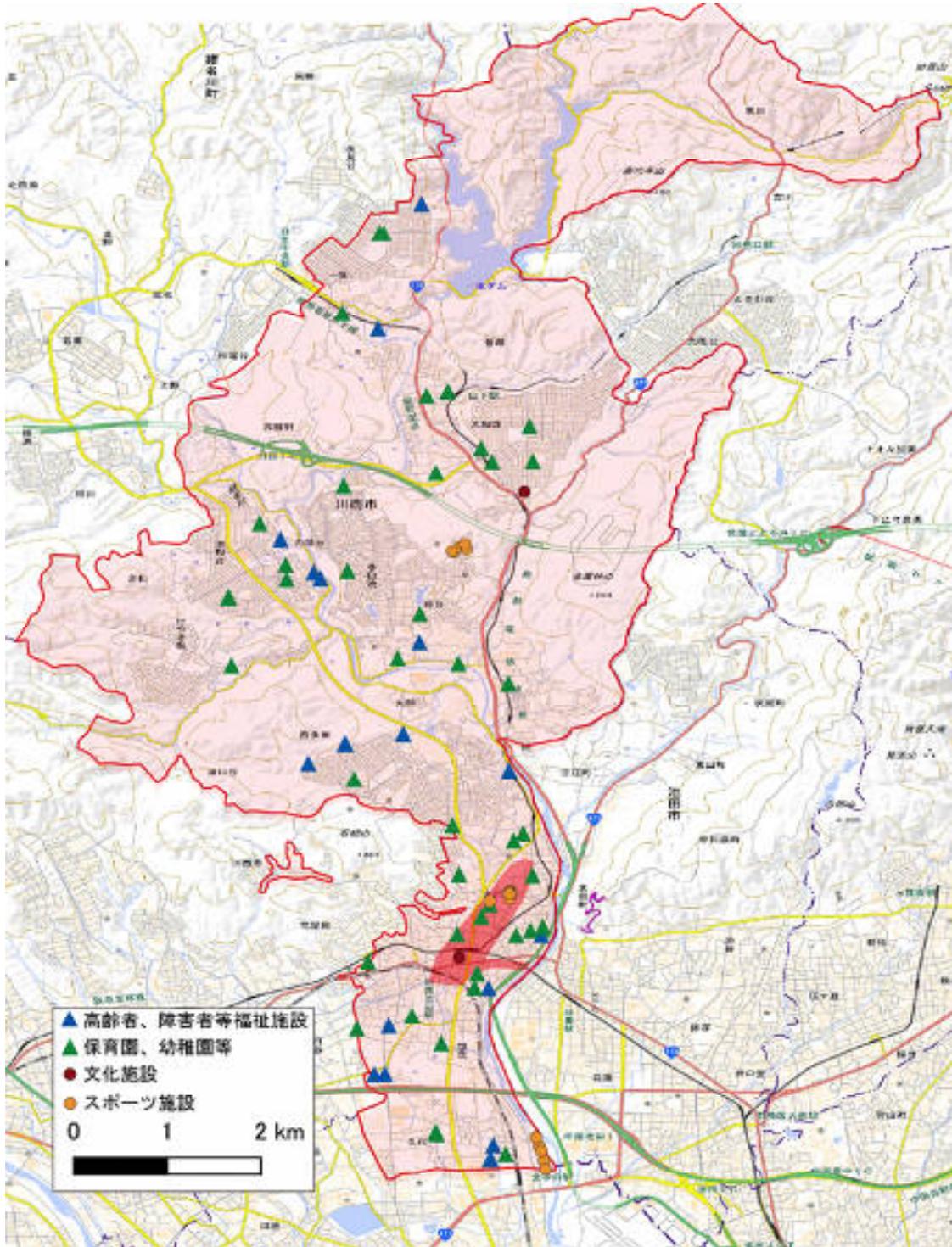
出典：川西市決算成果報告書

公共施設の分布状況



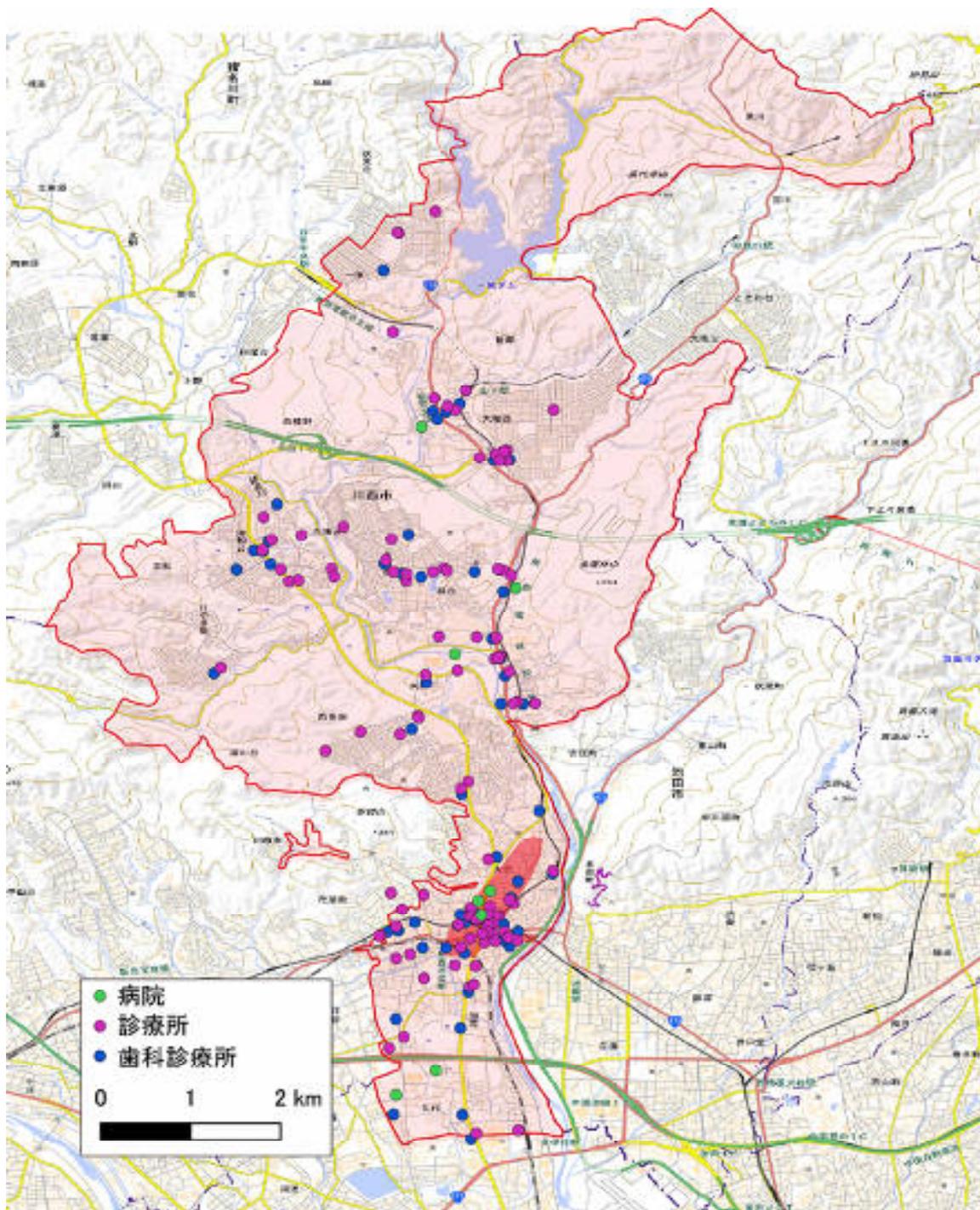
出典：国土地理院、国土数値情報

福祉施設、文化・スポーツ施設の分布状況



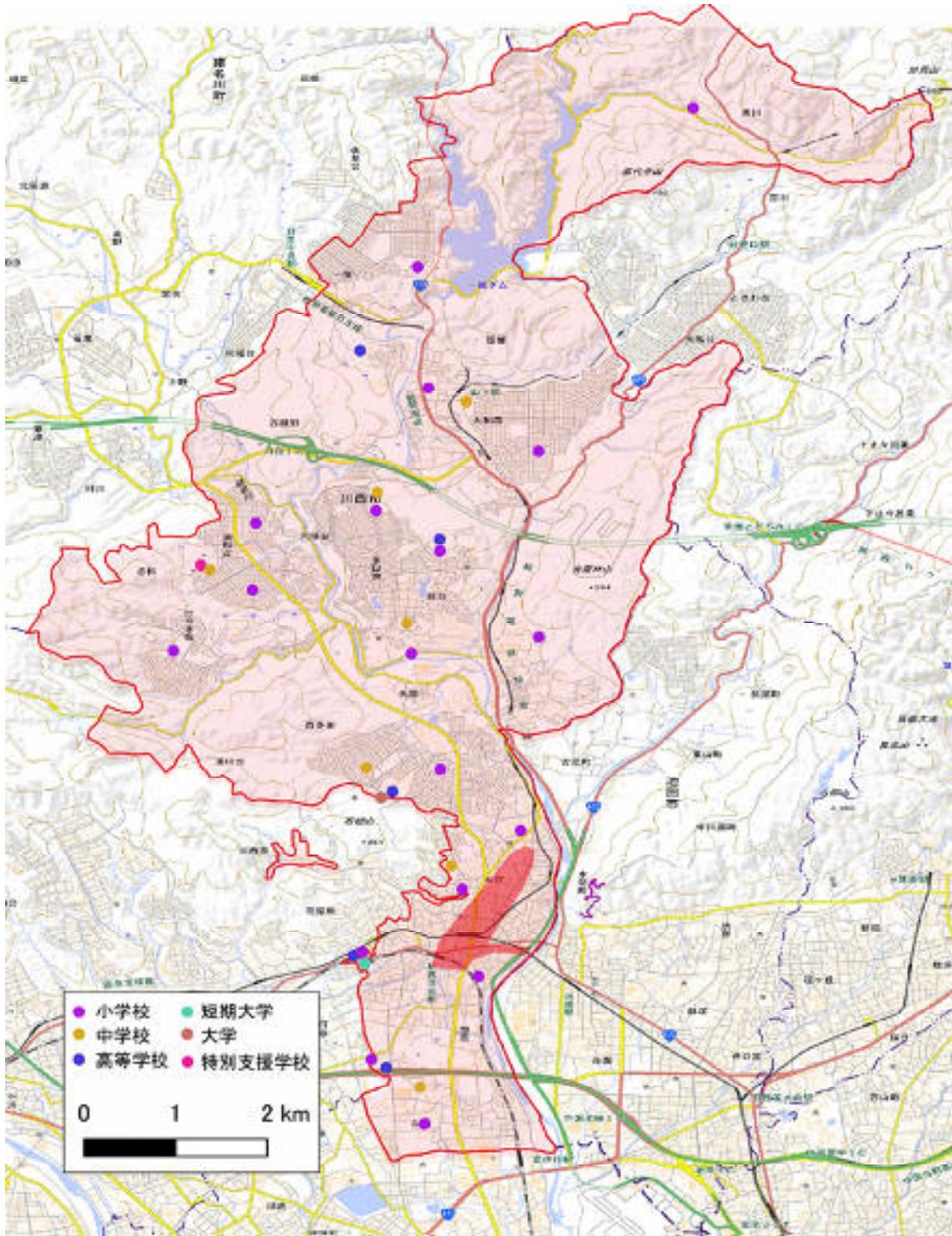
出典：国土地理院、国土数値情報

医療施設の分布状況



出典：国土地理院、国土数値情報

学校の分布状況



出典：国土地理院、国土数値情報

）公共交通

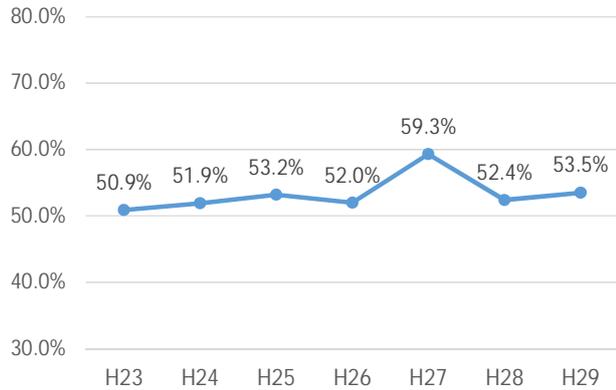
本市の東西を阪急電鉄、JR が、南北を能勢電鉄が走っているほか、駅と住宅団地等を結ぶバス路線網が形成されている。

市民の公共交通の利用状況を見ると、ここ数年、「公共交通を利用する機会が多い」と回答している割合が5割強で推移している。

公共交通の利用状況のうち、鉄道について、JR 川西池田駅、阪急・能勢電鉄川西能勢口駅の乗降人員は、緩やかながら減少傾向にある。

一方、バスの乗降客数については、やや増加傾向にある。

公共交通を利用する機会が多いと回答した割合



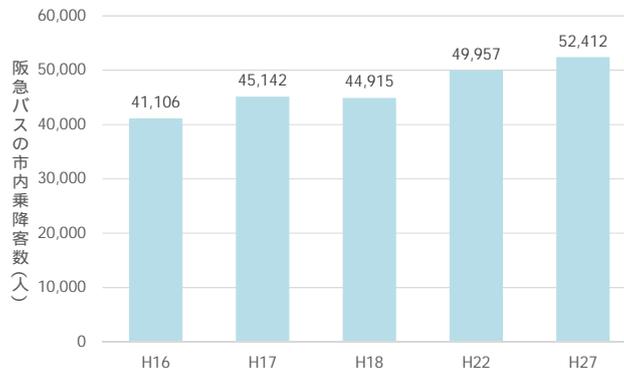
出典：川西市市民実感調査
自家用車よりもバスや電車などの公共交通機関を利用することの方が多くと回答した割合

1日平均駅乗降客数の推移



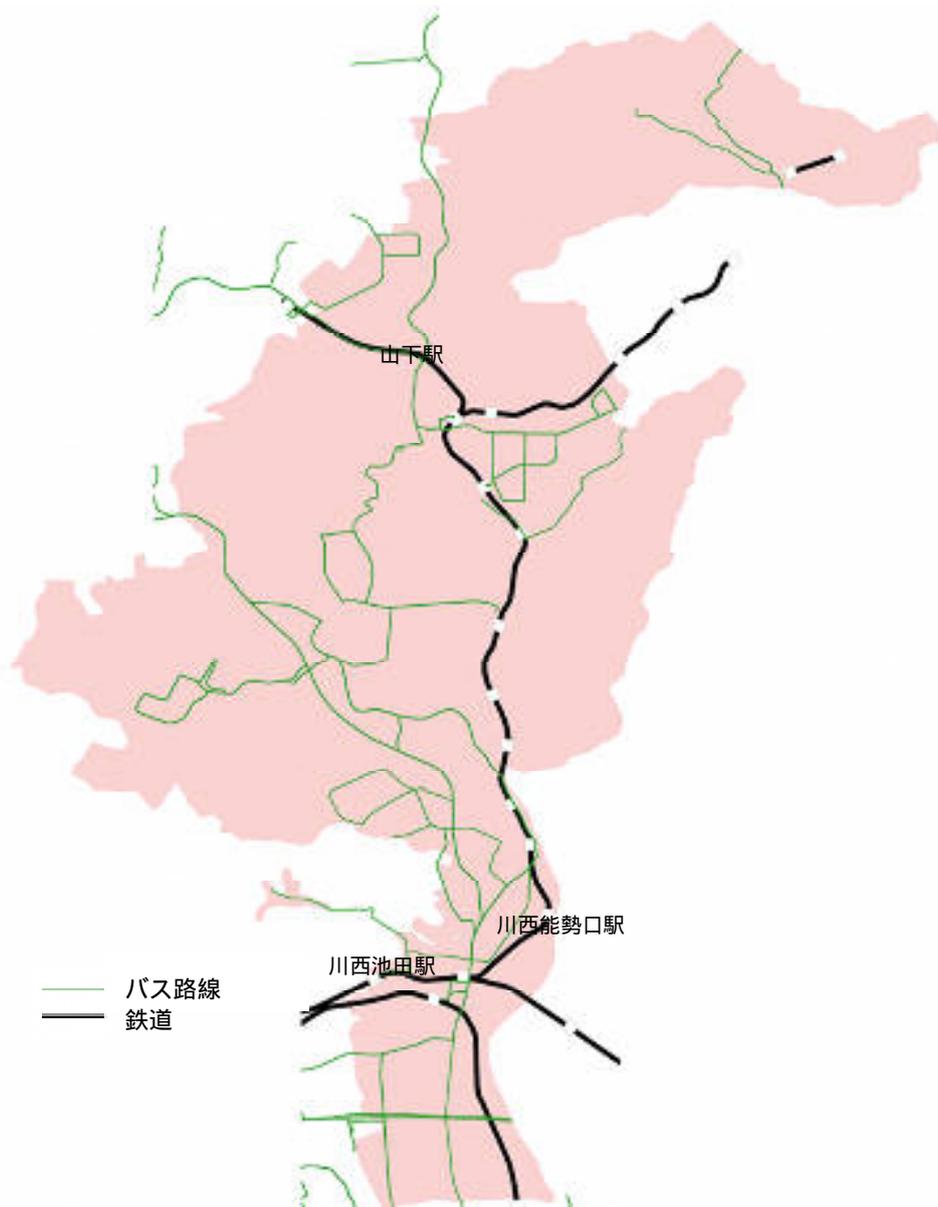
出典：川西市統計要覧

1日平均バス乗降客数の推移



出典：川西市統計要覧

本市の公共交通網

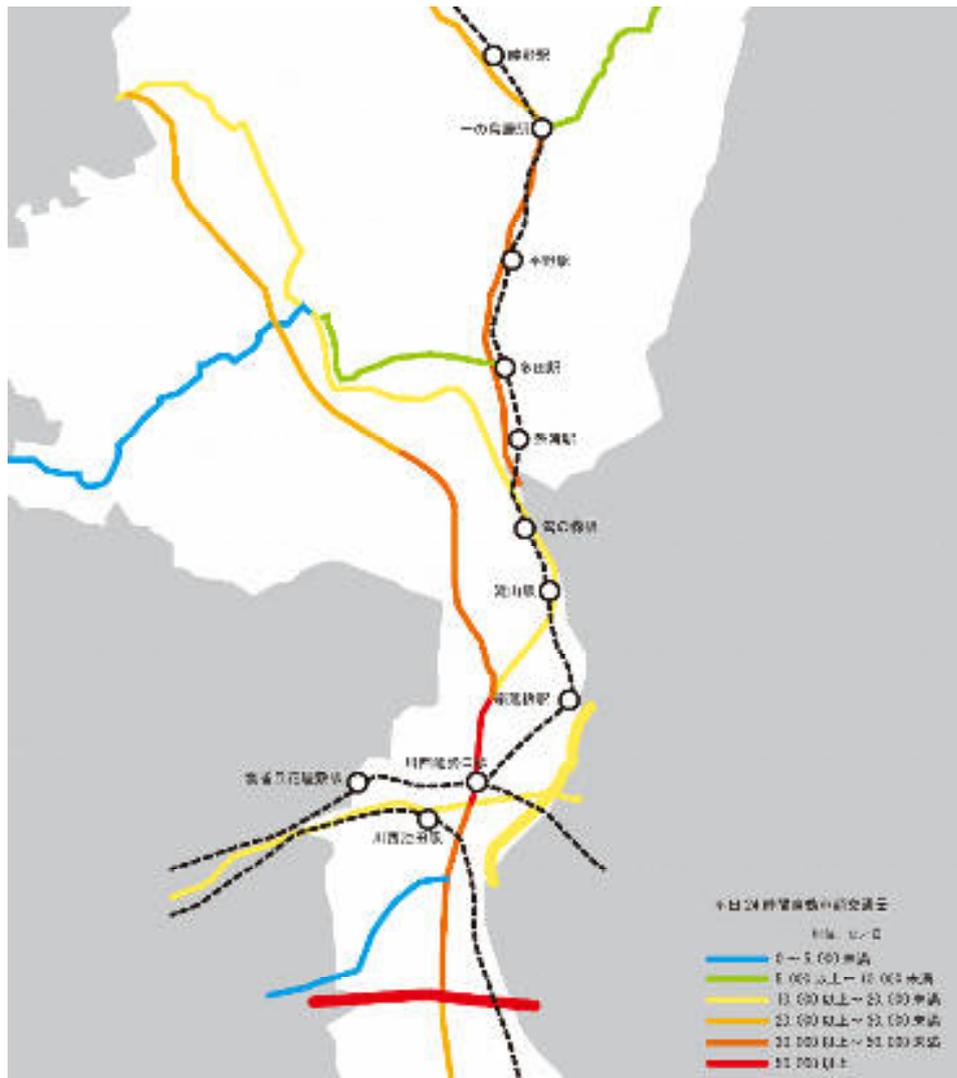


出典：国土数値情報

) 自動車交通量

中心市街地において、県道 12 号線（川西能勢口駅～火打 1 丁目交差点）の交通量が非常に多く、火打 1 丁目交差点は、交通渋滞の発生箇所となっている。

自動車交通量の状況

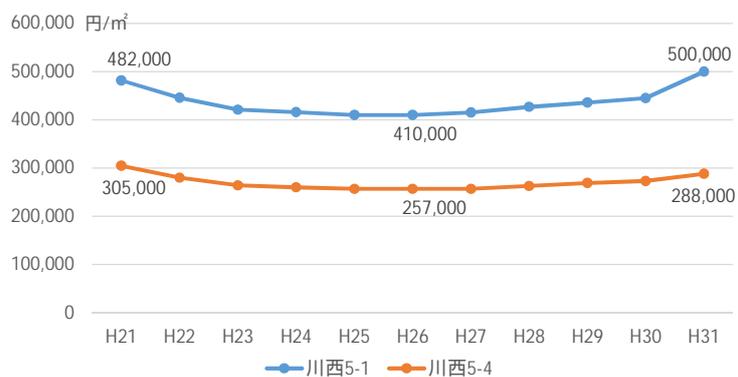


出典：平成 27 年道路センサス（国土交通省道路局）

) その他

川西市中心市街地の地価公示を見ると、平成 26 年まで下降傾向にあったが、キセラ川西地区などの整備の効果もあり、地価が上昇傾向にある。

地価の推移



出典：地価公示

(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

【現状分析】

- ・ 中心市街地の利用目的で多いのは「日々の買い物」である。
- ・ 中心市街地における平均滞留時間は、2 時間 46 分程度である。
- ・ 中心市街地は、「にぎわいのある」イメージを持たれている。
- ・ 近年整備された、キセラ川西せせらぎ公園や藤ノ木さんかく広場は認知度が低く、利活用の促進が課題である。
- ・ 来街者は中心市街地が「活気ある街」「利便性の高い街」などになってほしいと感じており、中心市街地にシネコンやテーマパークなど時間消費型の娯楽施設を求めている。

まちなか滞留調査

調査概要

川西能勢口駅周辺への来街者に対して、駅周辺に立地する施設及び地区の使い方、イメージ、希望や来街範囲などを詳しく聞き取ることにより、川西能勢口駅周辺の実像を的確に把握し、本市における今後の中心市街地の商業活性化とまちづくりを推進することを目的として来街者アンケートを実施した。

【調査概要】

調査日時

- ・ 平成 30 年 6 月 10 日（日）及び 6 月 11 日（月）10：00～18：00

調査方法

- ・ 調査員の街頭インタビューによる聞き取り調査

回収サンプル数

- ・ 406 件

来街手段

アンケート調査の回答者の交通手段は、電車やバスの利用が約 6 割、徒歩と自転車の利用が約 3 割であり、休日の公共交通利用の割合が高い。

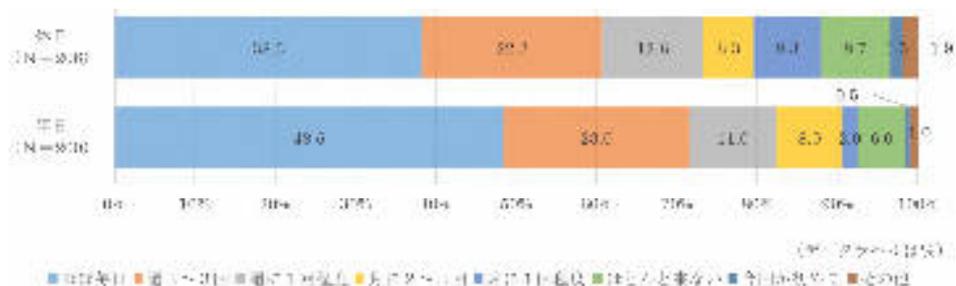
交通手段



来街頻度

中心市街地への来街頻度は、平日・休日ともに、ほとんど毎日が最も多く、週1回以上の利用者は、70%以上いることが分かった。

来街頻度



利用目的

中心市街地への来街目的として最も多かったのは、日々の買い物であり、中心市街地が、日常生活を支える拠点としての機能を果たしていることがうかがえる。

利用目的

(複数回答あり)

	平日 (%)	休日 (%)
日々の買い物	73.0	68.4
食事・喫茶	47.0	35.9
まちなかで働いている	19.5	5.8
家族・知人と会う	18.0	11.2
交通機関の乗り換え	17.5	26.7
通院	13.5	4.4
図書館の利用	10.5	14.6
その他	9.5	8.3
役所への用事	6.0	4.4
習い事	5.0	9.7
理美容店	4.5	3.4
まちなかで暮らしている	4.5	4.9
特別な買い物(おみやげ、洋服など)	3.0	4.4
ビジネス	3.0	1.9
体育館・ホールの利用	1.5	2.4

複数回答あり

滞留時間

来街者の滞留時間を、以下の算定方法（第1期基本計画の算定方法）に基づいて算出した結果、2時間46分程度となり、休日に比べ、平日の方が長い結果となった。

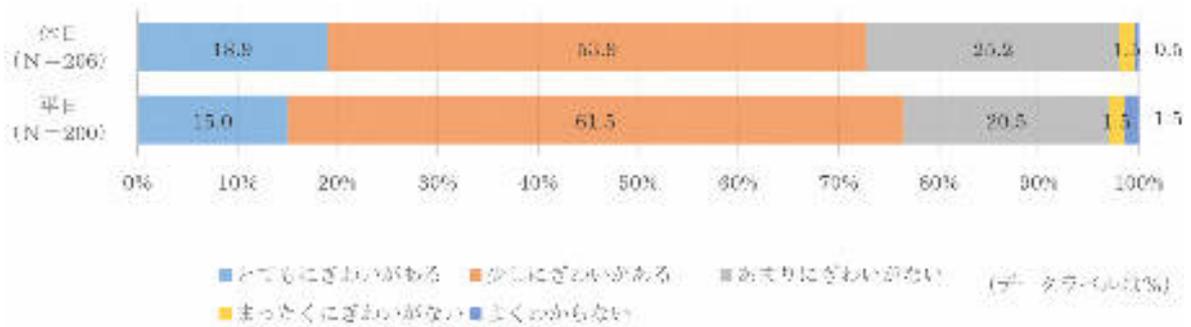
滞留時間

	平日	休日	全体(人)	平日	休日	全体	時間	平日	休日	全体
1.15分程度	20	29	49	10%	14%	12%	0.25	0.03	0.04	0.03
2.30分程度	30	34	64	15%	17%	16%	0.5	0.08	0.08	0.08
3.1時間程度	58	44	102	29%	21%	25%	1	0.29	0.21	0.25
4.1時間30分程度	18	13	31	9%	6%	8%	1.5	0.14	0.10	0.12
5.2時間程度	24	36	60	12%	18%	15%	2	0.24	0.35	0.30
6.2時間30分程度	7	6	13	4%	3%	3%	2.5	0.09	0.07	0.08
7.3時間以上	73	55	128	37%	27%	32%	6	2.22	1.61	1.91
無回答	0	0	0	0%	0%	0%	2	0.00	0.00	0.00
合計	230	217	447	117%	106%	111%		3.09	2.46	2.77

中心市街地のにぎわい感

中心市街地をにぎわっていると感じている割合は、平日、休日共に7割強であり、来街者の多くは中心市街地のにぎわいがあると感じている。

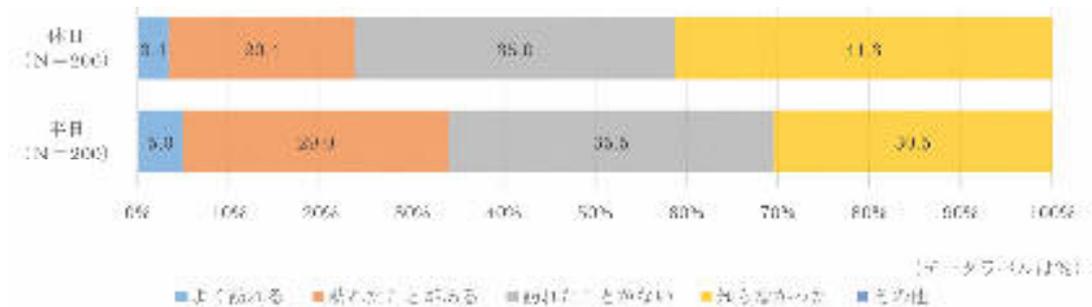
中心市街地をにぎわっていると感じている割合



キセラ川西せせらぎ公園の利用状況

キセラ川西せせらぎ公園の利用状況を見ると、休日で「知らなかった」と回答した割合が4割に上り、認知度の向上が課題となっている。

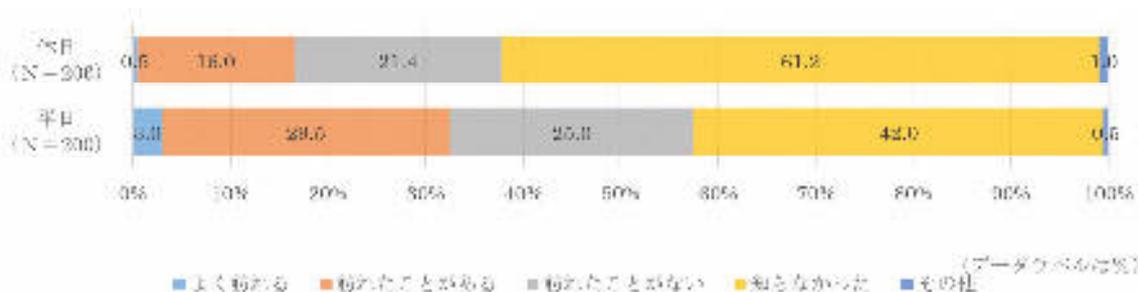
キセラ川西せせらぎ公園の利用状況



藤ノ木さんかく広場の利用状況

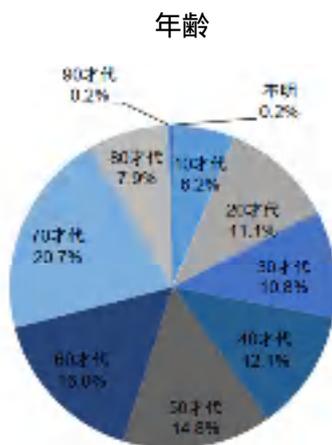
藤ノ木さんかく広場の利用状況を見ると、休日で「知らなかった」と回答した割合が6割に上り、認知度の向上が課題となっている。

藤ノ木さんかく広場の利用状況



回答者の属性

来街者の属性を見ると、60代、70代の割合が高いものの、他の年代も一定程度来街している状況がうかがえる。



まちなか滞留調査のまとめ

中心市街地には、公共施設や商業施設、サービス施設などが揃っていることから、日常的に多くの市民が利用しており、本市の経済活動の中心になっている。また、中心市街地は、「にぎわっている」といったイメージがあるものの、近年整備した「キセラ川西せせらぎ公園」や「藤ノ木さんかく広場」を十分に活用できていないことから、今後の利活用が課題となっている。

まちなか実感調査

調査概要

川西能勢口駅周辺への来街者に対して、どのような街になってほしいか、中心市街地に求めるものを把握することを目的に来街者アンケートを実施した。

【調査概要】

調査日時

- ・令和元年11月9日(土)及び11月10日(日)9:00~17:00

調査方法

- ・調査員の街頭インタビューによる聞き取り調査

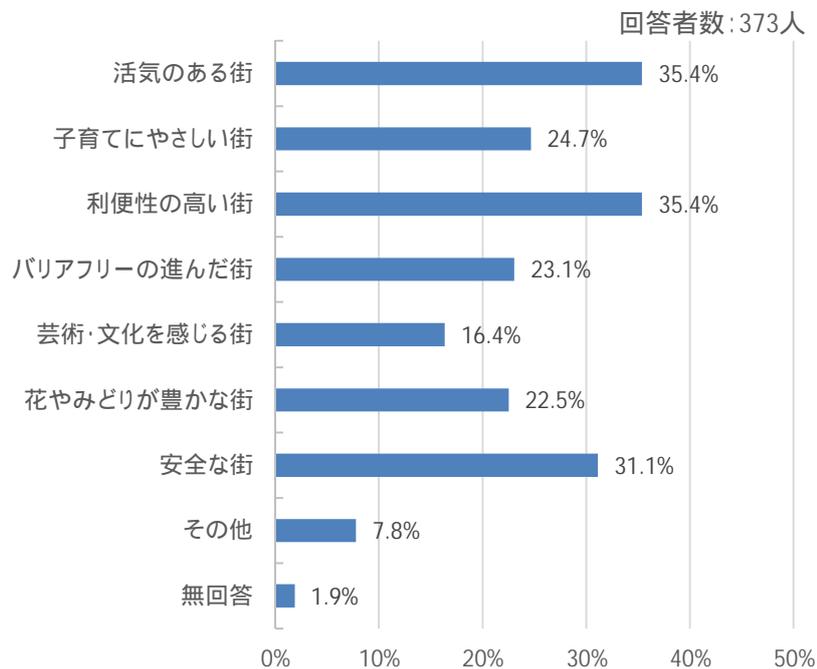
回収サンプル数

- ・373件

なってほしい中心市街地像

中心市街地が「活気のある街」、「利便性の高い街」、「安全な街」になってほしいと、多くの来街者が感じている。

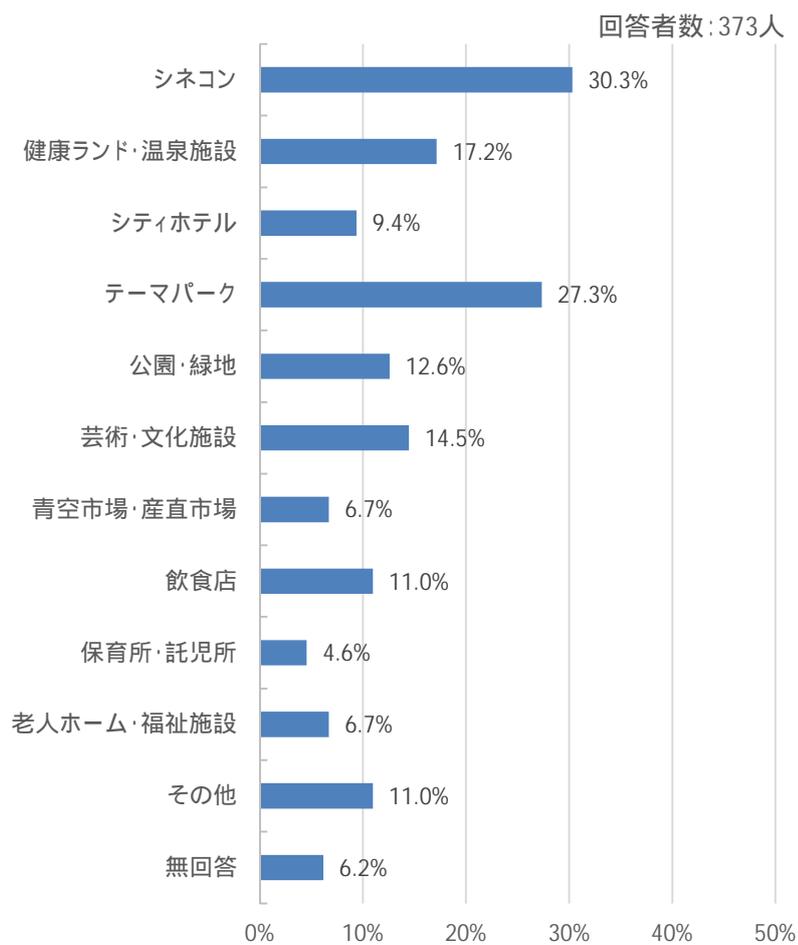
なってほしい中心市街地像



中心市街地に求めるもの

中心市街地に求めるものとして、「シネコン」、「テーマパーク」など、時間消費型の
娯楽施設を求める声が多い。

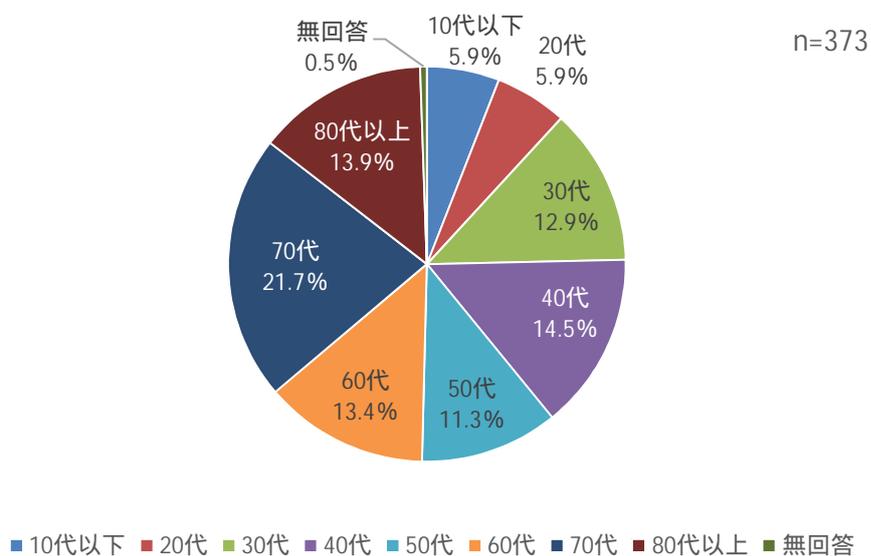
中心市街地に求めるもの



属性

回答者の属性を見ると、約半数が60代以上となっている。

年齢



まちなか実感調査のまとめ

中心市街地には、活気のある街になってほしいと感じる来街者が多く、シネコンやテーマパークなど時間消費型の娯楽施設を求める声が多い。現状、こうした施設はないが、時間消費型の娯楽機能をイベントなどの施策を通じて来街者に提供していくことは可能であり、ハード施設だけに頼らず来街者の中心市街地へのニーズを満たしていくことも課題である。

2. 中心市街地の位置及び区域

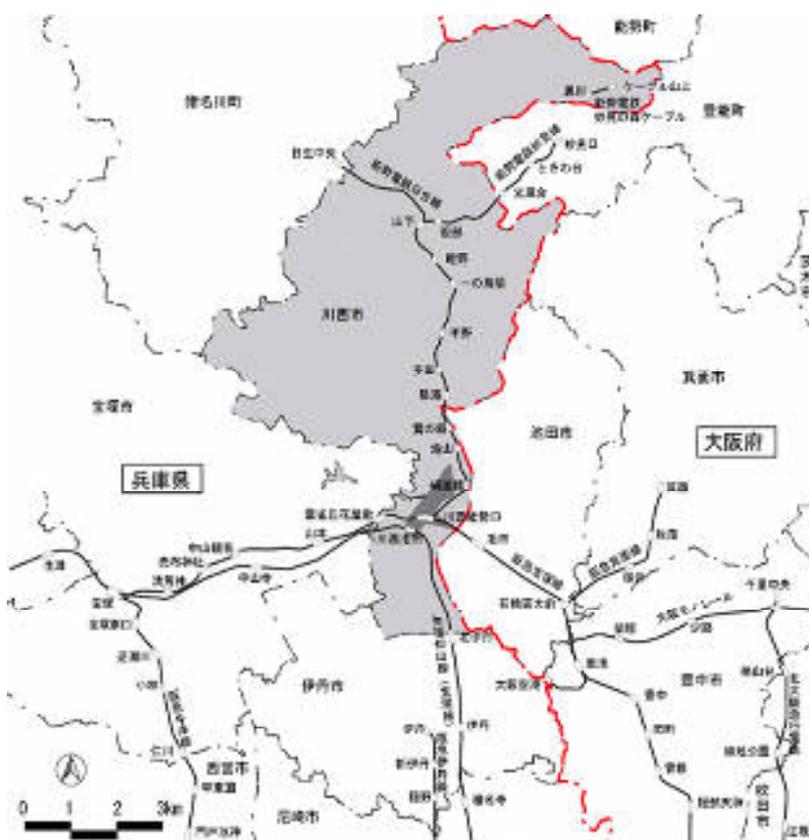
(1) 位置

川西能勢口駅周辺地区及びキセラ川西地区に広がる市街地は、本市の南部地域に位置し、大阪市や阪神間、神戸市にも比較的近く、阪急電鉄宝塚線や能勢電鉄妙見線、JR宝塚線など公共交通機関の結節点であり、昭和29年に市制が施行されて以来、急速に都市化が進み、現在の市街地が形成されてきた。

川西能勢口駅周辺においては、阪急電鉄宝塚線や能勢電鉄妙見線の連続立体交差事業を契機としたまちづくりの中でアステ川西、ラソラ川西などの大規模商業施設が立地したほか、市役所や、アステ市民プラザなどの行政サービス施設、中央図書館、文化・スポーツ施設、医療施設などの都市機能が集積し、市の政治・経済・文化の中心として栄えてきた。これらの施設を利用する市民や、近隣市町からも来街者があり、この地区は、本市の中心部との認識が市民に浸透している。

キセラ川西地区においては、事業中の「中央北地区土地区画整理事業」を通じて、川西能勢口駅周辺と連携した「医療」「集客」「住宅」などの多様な都市機能の集積をめざしており、第5次川西市総合計画や川西市都市計画マスタープランにおいては、川西能勢口駅周辺と一体となって、「都心拠点」を担うこととしている。

このような市街地の成り立ちや都市機能の集積、市民の意識、また、上位計画における位置づけを勘案し、川西能勢口駅周辺ならびにキセラ川西地区を中心とした一帯を中心市街地の位置として設定する。



(2) 区域

区域

本計画における中心市街地の区域は、多様な都市機能が集積する川西能勢口駅周辺地区及びみつなかホールを中心とした小花地区、並びにキセラ川西地区を含む面積約 80ha の区域とする。

区域設定の考え方

中心市街地の区域は、以下に示すエリアを考慮して設定する。

) 駅周辺都市整備計画基本構想エリア

- ・川西駅能勢口駅周辺まちづくりの契機となり、商業施設が立地する「駅周辺都市整備基本構想」の区域(約 38ha)

) 中央北地区土地利用基本構想エリア

- ・土地区画整理事業による新たなまちづくりが進み、多様な都市機能が集積された図るキセラ川西地区(約 22.9ha)

) 川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区をつなぐエリア

- ・市役所・市保健センターの一団の敷地をはじめとした、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区を連絡する川西猪名川線・小花滝山線の沿道エリア(約 18ha)

) 小花地区都市再開発基本構想エリア

- ・川西能勢口駅のおおむね 500m 圏にあり、「小花地区都市再開発基本構想」に基づき市街地開発事業を実施し、みつなかホールが立地するエリア(約 1.1ha)

参考：区域設定の考え方

中心市街地活性化基本計画区域	—
キセラ川西地区	—
市役所など	●
スポーツ施設	●
保健・医療・福祉施設	●
文化・教育施設	●
市民活動センター	●
商業施設	●
交通結節点	●

）中央北地区土地利用基本構想
エリア（約 22.9ha）

・「医療」「集客」「住宅」などの多様な都市機能の集積を図る事業展開により、基本計画期間内に中心市街地全体に大きく影響するエリア。

）川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区をつなぐエリア（約 18ha）

）駅周辺都市整備計画基本構想エリア（約 38ha）

・多くの市民が大阪市や阪神間、神戸市に向かう公共交通機能の結節点であり、公共施設のほか、商業施設やサービス施設などの事業所が集積するエリア。

）小花地区都市再開発基本構想エリア（約 1.1ha）

・芸術・文化活動の拠点であるみつなかホール及びその周辺のエリア。



(3) 中心市街地要件に適合していることの説明

第 1 号要件 (中心市街地の活性化に関する法律第 2 条第 1 号)

当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること

中心市街地の面積約 80ha は、本市全域面積 5,344ha の約 1.5%、市街化区域面積 2,300ha の 3.5% であり、以下のような集積がみられる。

事業所の集積

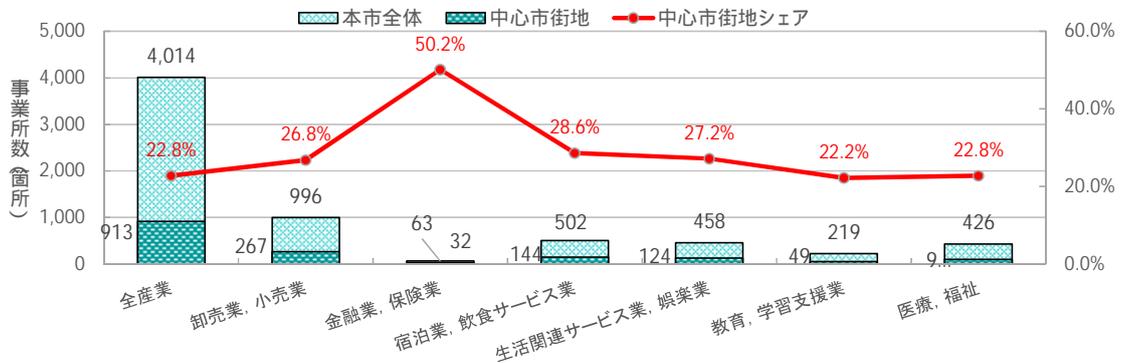
中心市街地は、卸売・小売業ほか、金融・保険業、宿泊・飲食業、医療・福祉などのサービス業を中心に事業所数及び従業者数の占める割合が高い。

事業所数は、中心市街地にその 22.8% があり、中心市街地の活性化を先導する「卸売・小売業」の割合は 26.8% であるほか、金融・保険業、宿泊・飲食業、医療・福祉などのサービス業で、中心市街地のシェアは高い。

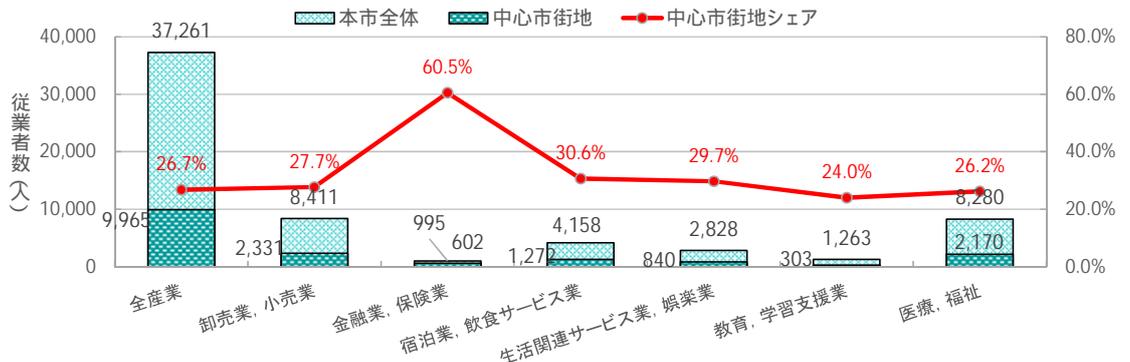
従業者数においても、中心市街地シェアは全産業で 26.7% を占め、産業別においても事業所数と同様の傾向にある。

全産業の事業所及び従業者数 (民営事業所) の中心市街地に占める割合

(事業所数)



(従業者数)



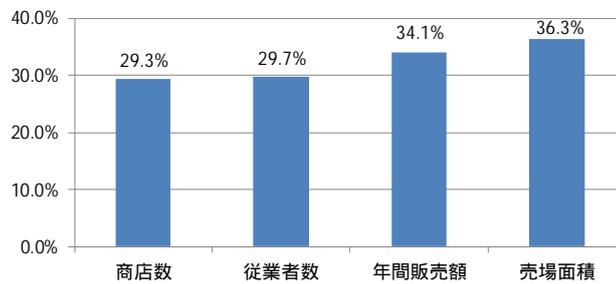
出典：経済センサス活動調査 (平成 28 年)

小売業の集積

中心市街地は、アステ川西などの大規模商業施設が集積する広域的商圈を形成する商業地

中心市街地には小売業の商店数が192店（市全体の29.3%）立地し、従業者数も1,924人（市全体の29.7%）に及んでいる。また、年間商品販売額は456億円（市全体の34.1%）である。売場面積は約42,983㎡（市全体の36.3%）となっており、アステ川西、阪急百貨店、ラソラ川西などが集積し、市民をはじめ周辺市町からも買い物客が訪れる広域的な商圈を形成している。

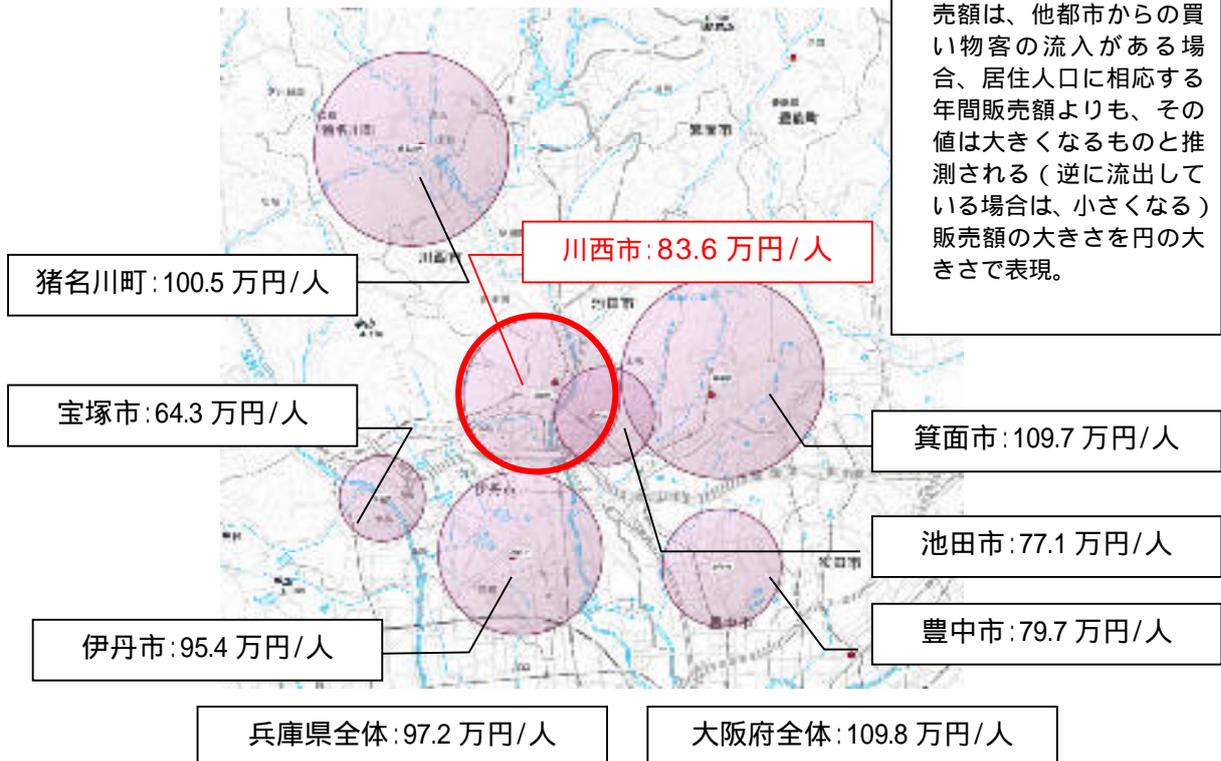
小売業の中心市街地に占める割合



小売業	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
中心市街地	192	1,924	45,645	42,983
本市全体	655	6,481	133,905	118,543
中心市街地シェア	29.3%	29.7%	34.1%	36.3%

出典：経済センサス活動調査（平成28年）

川西市及び周辺市町の人口1人当たり年間販売額



出典：経済センサス活動調査（平成28年）（人口は住民基本台帳・平成28年1月1日現在）

公共施設の集積

中心市街地には、市役所などの行政施設、スポーツ施設、医療施設、文化施設、教育施設など公共施設が集積している。

中心市街地には、市役所、総合体育館、弓道場、市民温水プールなどのスポーツ施設、保健センター、ふれあい歯科診療所などの医療施設、みつなかホール、キセラホール、中央図書館、アステ市民プラザ、ギャラリーかわにしなどの文化施設やパレットかわにしが立地し、公共施設が集積している。

現在、(仮称)市立総合医療センターキセラ川西センターの整備を進めており、中心市街地でのさらなる公共施設の集積が高まることとなる。

公共施設の立地状況

分類	中心市街地内立地施設
市役所・行政センター	市役所、アステ市民プラザ
スポーツ施設	総合体育館、弓道場、市民温水プール
公民館	川西公民館(キセラ川西プラザ内)
コミュニティセンター	コミュニティセンター川西北会館(キセラ川西プラザ内)
保健センター 病院(公共施設のみ)	保健センター、予防歯科センター(キセラ川西プラザ内)、ふれあい歯科診療所(キセラ川西プラザ内)
文化・教育施設	みつなかホール、キセラホール(キセラ川西プラザ内)、中央図書館、アステホール、ギャラリーかわにし、総合センター
市民活動センター	パレットかわにし

出典：川西市資料

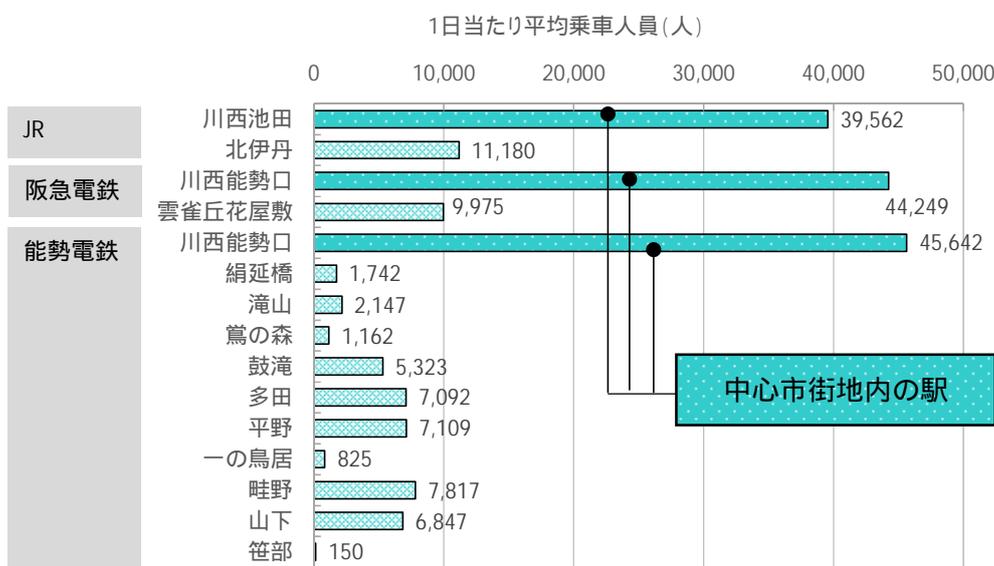
公共交通機関の集積

中心市街地に立地している鉄道3駅の乗降客数は約13万4千人におよび、これら駅に発着する路線バスのターミナルがあり、市内外から多くの人を訪れる。

中心市街地には、阪急電鉄宝塚線川西能勢口駅、能勢電鉄妙見線川西能勢口駅、JR宝塚線川西池田駅の3駅が立地しており、この3駅の乗降人員数は、市内の他駅よりも多く、合計で約12万9千人（平成29年度・乗換人員除く）におよぶ。

市内のバス路線は、川西能勢口駅前広場の川西バスターミナルを起終点に、中・北部の団地間や南部の市街地などを結んでおり、本市全体の1日当たり平均乗降客数は約53,000人（平成27年度・阪急バス）におよぶ。

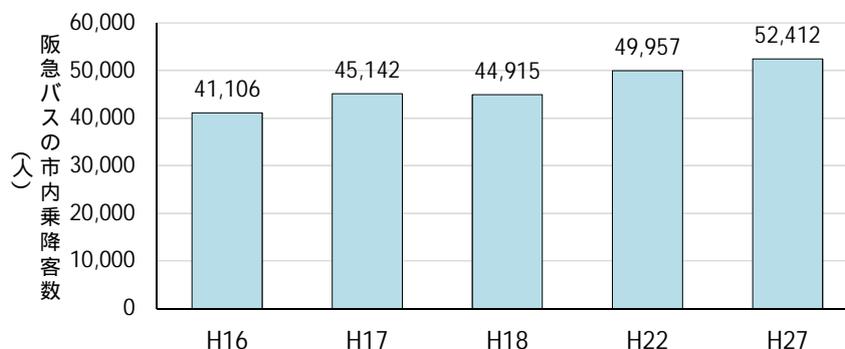
市内鉄道駅の1日当たり平均乗降客数の推移（平成29年度）



JR線は、乗車人員のデータを2倍した値

出典：川西市統計要覧（平成29年度）

1日平均バス乗降客数の推移



出典：川西市統計要覧（平成29年度）

第2号要件（中心市街地の活性化に関する法律第2条第2号）

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること。

本市は、大阪市の中心地に近いことや公共交通機関の利便性が高く、川西能勢口駅周辺の大規模商業施設等の集積があることから、中心市街地には通勤・通学者をはじめ、市内外からが多く訪れているまちである。

しかしながら、人口は、近年横ばいから微減の傾向にあり、今後減少していく懸念がある。

中心市街地の活力創出の中心である小売業は、年間販売額、売場効率は回復傾向にあるものの、中心市街地シェアは横ばいが続いており、未だ平成9年度までの状況には回復できておらず、にぎわいの場としての求心性は回復できていない。平成22年以降の第1期及び第2期中心市街地活性化基本計画に基づく取り組みにより、にぎわいの芽が出始めているが、かつてのにぎわいを取り戻すには至っていない。

人口減少の恐れ

○中心市街地では、民間マンション供給などがあったものの、転出・転居も一定数あり、近年人口が横ばいから微減の傾向にあることから、今後、何もしなければ人口減少の恐れがある。

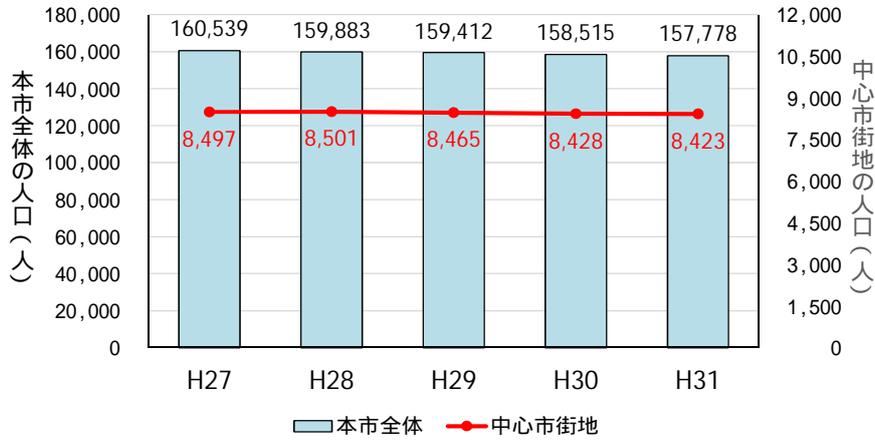
中心市街地の居住人口は、大阪の通勤圏にある立地や、交通利便性、大規模商業施設等の集積を背景に、これまで順調に増加してきた。

しかしながら、阪神淡路大震災以降のマンション建設需要が落ち着き、リーマンショックといった金融危機により不動産投資が縮小する中で、平成17年ごろから中心市街地の居住人口は横ばいに転じ、近年では8,400人程度で推移している状況にあるものの微減の傾向も見える。第2期計画において、民間マンション供給などがあり、転入者、中心市街地への転居者は増加したものの、一方で、転出者、中心市街地からの転居者も一定数あり、定住につながっていない状況にある。

一定の転入者数を確保しているため、中心市街地の年齢3区分別人口比率をみると、高齢人口比率（65歳以上。高齢化率）は、29.0%前後で推移しており、横ばいの状況が続いている。

今後、何ら手を打たなければ、中心市街地の人口が減少する恐れがある。

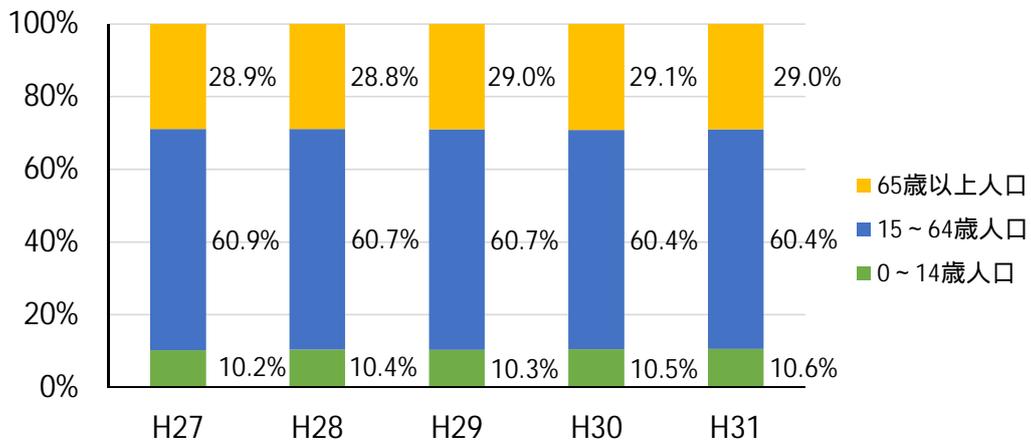
本市及び中心市街地の人口の推移



出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

中心市街地のエリアに該当する町丁目の値の合計値（町丁目がまたがる一部地域においては面積按分している）

中心市街地の年齢3区分人口比率



出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

中心市街地商業の衰退

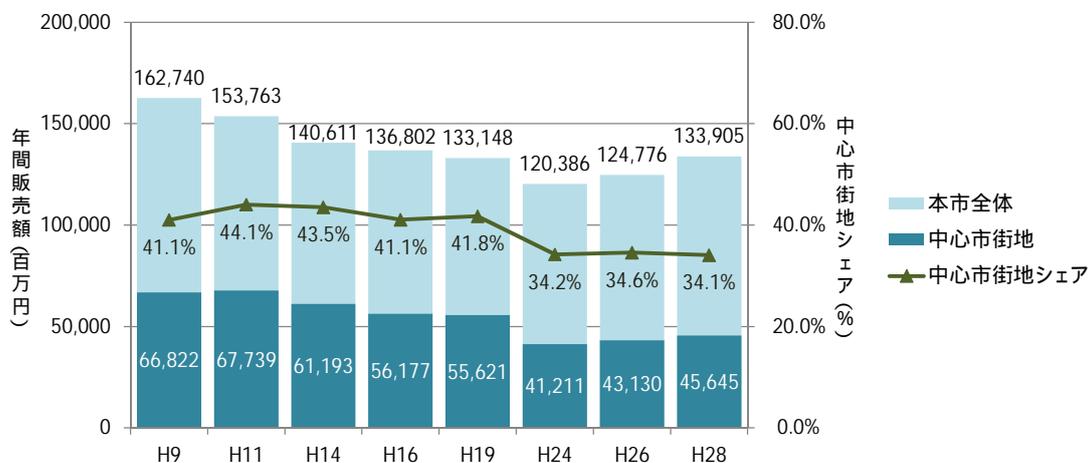
○川西能勢口駅周辺の大規模商業施設を中心とした中心市街地の小売業は、年間販売額は回復傾向にあるものの、中心市街地シェアは横ばいが続いており、にぎわいの場としての求心性が回復できていない。

中心市街地内の小売業の年間商品販売額は平成 24 年を底に回復傾向にあるものの、平成 9 年の約 668 億円に対し、平成 28 年には約 456 億円となっている。

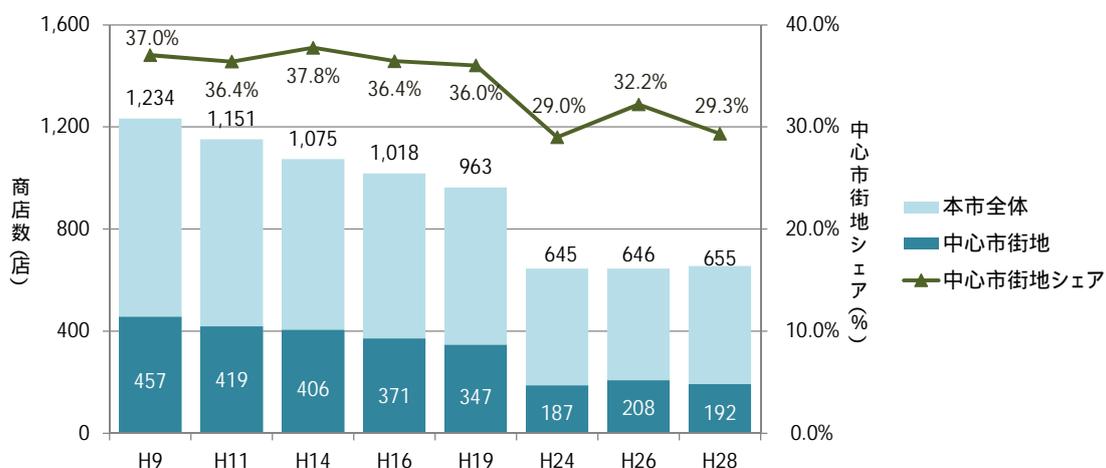
小売業の年間販売額の本市全体的な傾向は回復傾向にあるものの、中心市街地のシェアは平成 24 年以降横ばいが続いており、川西能勢口駅周辺の大規模商業施設をはじめとした中心市街地の商業の求心性は未だ回復できていないと考えられる。

中心市街地の商店数については、横ばいの状況が、従業者数については、ここ数年、増減を繰り返しているが、平成 24 年を底に増加傾向に、売場面積については減少傾向にあり、徐々にではあるが商業の回復の芽が出始めているといえる。しかしながら、約 20 年前の平成 9 年の水準程度にまで至っておらず、依然として商業の求心性が回復できていない状況にある。なお、宿泊業・飲食サービス業などの業種では、中心市街地における事業所数、従業者数について、やや増加傾向にある。

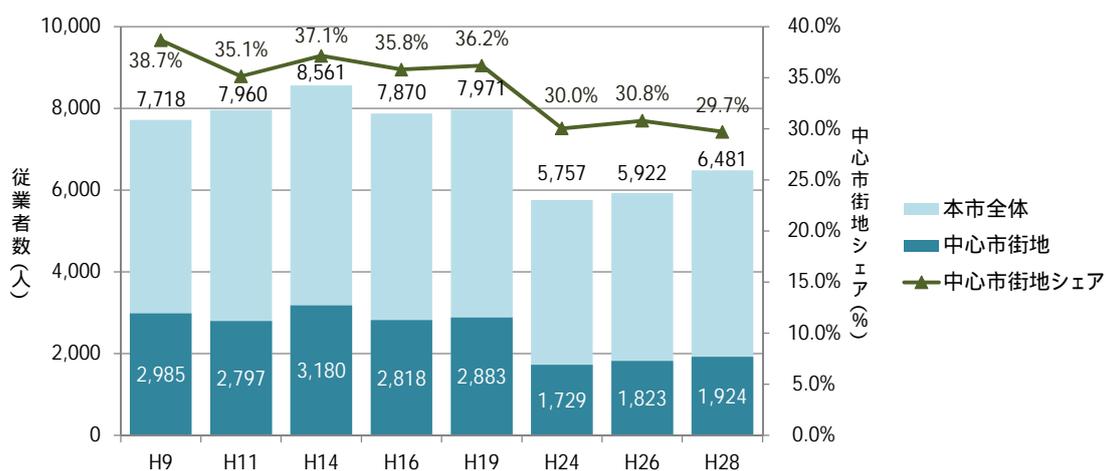
年間販売額（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



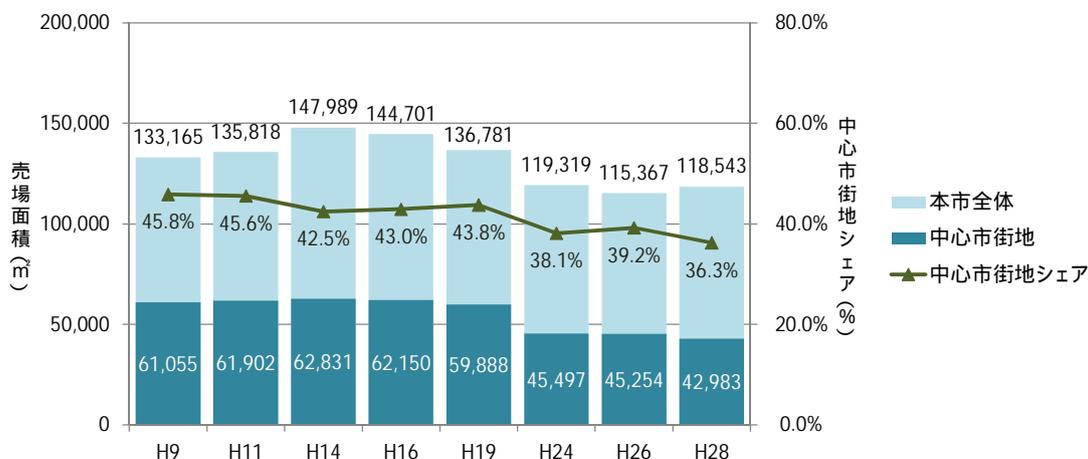
商店数（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



従業者数（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）

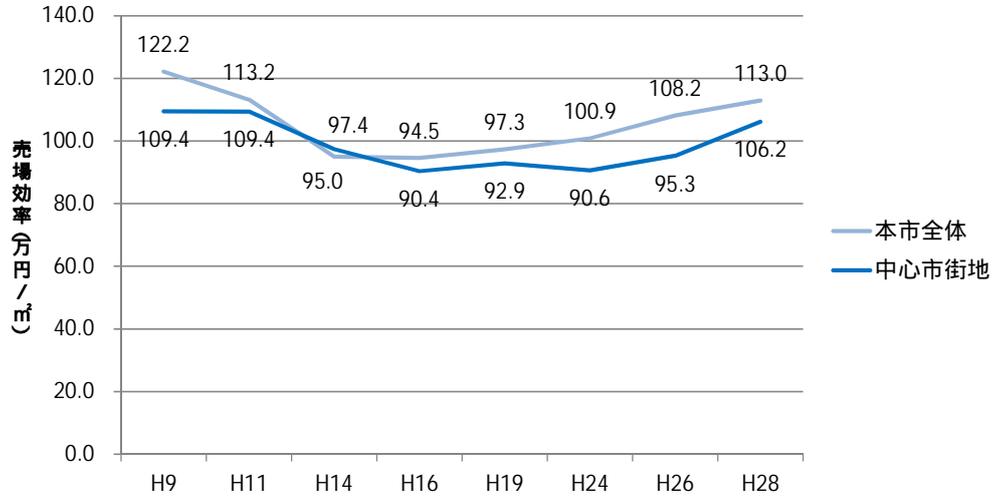


売場面積（小売業）の推移（本市全体と中心市街地の比較）



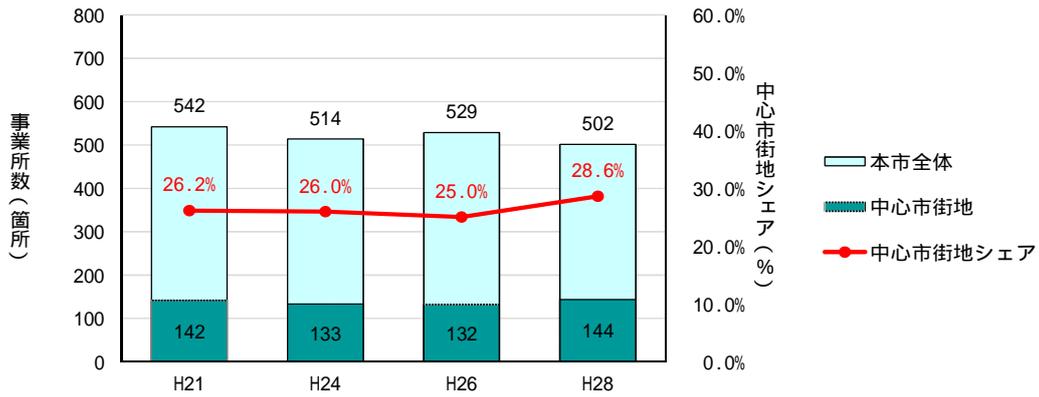
出典：商業統計調査（平成19年までと平成26年）、経済センサス活動調査（平成24年、平成28年）

売場効率の推移（本市全体と中心市街地の比較）

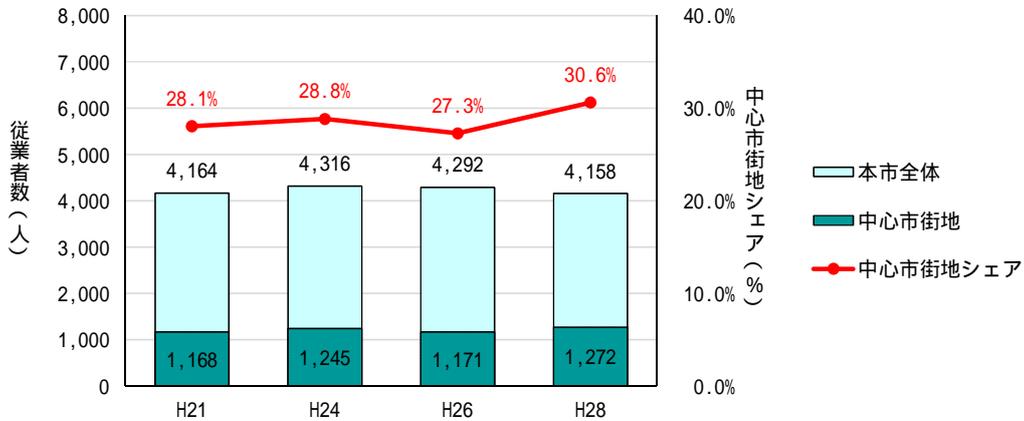


出典：商業統計調査（平成19年までと平成26年）、経済センサス活動調査（平成24年、平成28年）

事業所数（宿泊業・飲食サービス業）の推移



従業者数（宿泊業・飲食サービス業）の推移



出典：経済センサス基礎調査（平成21年、26年）、経済センサス活動調査（平成24年、28年）

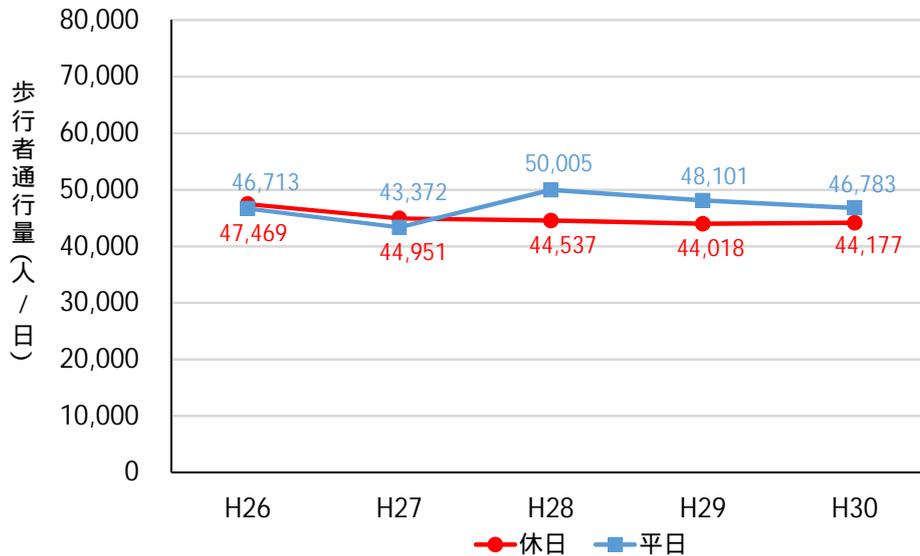
歩行者通行量の減少

○川西能勢口駅周辺の歩行者通行量は緩やかな減少傾向にあるものの、調査地点によっては、回復の芽が出始めているところもある。

休日の歩行者通行量は平成 26 年に比べ平成 30 年は減少しているものの、調査地点によっては、回復の兆しが見える地点もある（平成 30 年の平日は 46,783 人、休日は 44,177 人）

各調査地点別にみると、 県道パルティ川西前の歩道が、近年特に減少傾向にあるが、 県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道の歩行者・自転車通行量は、ともに増加しており、キセラ川西地区の開発によるものと考えられる。

歩行者通行量の推移



出典：歩行者通行量調査・川西市中心市街地活性化協議会

地点別歩行者通行量の比較（休日）

(単位：人/日)		H26	H27	H28	H29	H30	H30/H26
歩行者	アステ川西南側の歩行者デッキ	11,517	10,400	10,760	11,199	11,120	3.4%
	川西能勢口駅南の歩行者デッキ	22,235	21,296	20,212	21,007	20,924	5.9%
	川西能勢口駅北東中央交番前の歩道	5,080	4,891	4,577	4,441	4,378	13.8%
	県道パルティ川西前の歩道	4,979	4,397	5,128	3,626	3,782	24.0%
	川西市役所前西側の歩道	1,208	1,071	1,088	1,068	1,200	0.7%
	県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道	1,022	1,182	1,150	1,145	1,053	3.0%
自転車	川西市役所前西側の歩道	697	775	797	747	839	20.4%
	県道 12 号線川西中央駐車場前の歩道	731	939	825	785	881	20.5%
休日歩行者・自転車通行量合計		47,469	44,951	44,537	44,018	44,177	6.9%

出典：歩行者通行量調査・川西市中心市街地活性化協議会

第3号要件（中心市街地の活性化に関する法律第2条第3号）

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること。

中心市街地の活性化は、川西市総合計画及び川西市都市計画マスタープランと整合性をもって進めることとしており、中心市街地の発展は、市全域及び周辺地域の発展に有効かつ適切である。

上位計画との整合性

本市の上位計画である「第5次川西市総合計画」及び「川西市都市計画マスタープラン」と整合をもって、中心市街地の活性化を推進していく。

）第5次川西市総合計画（計画期間：平成25年度～令和4年度）

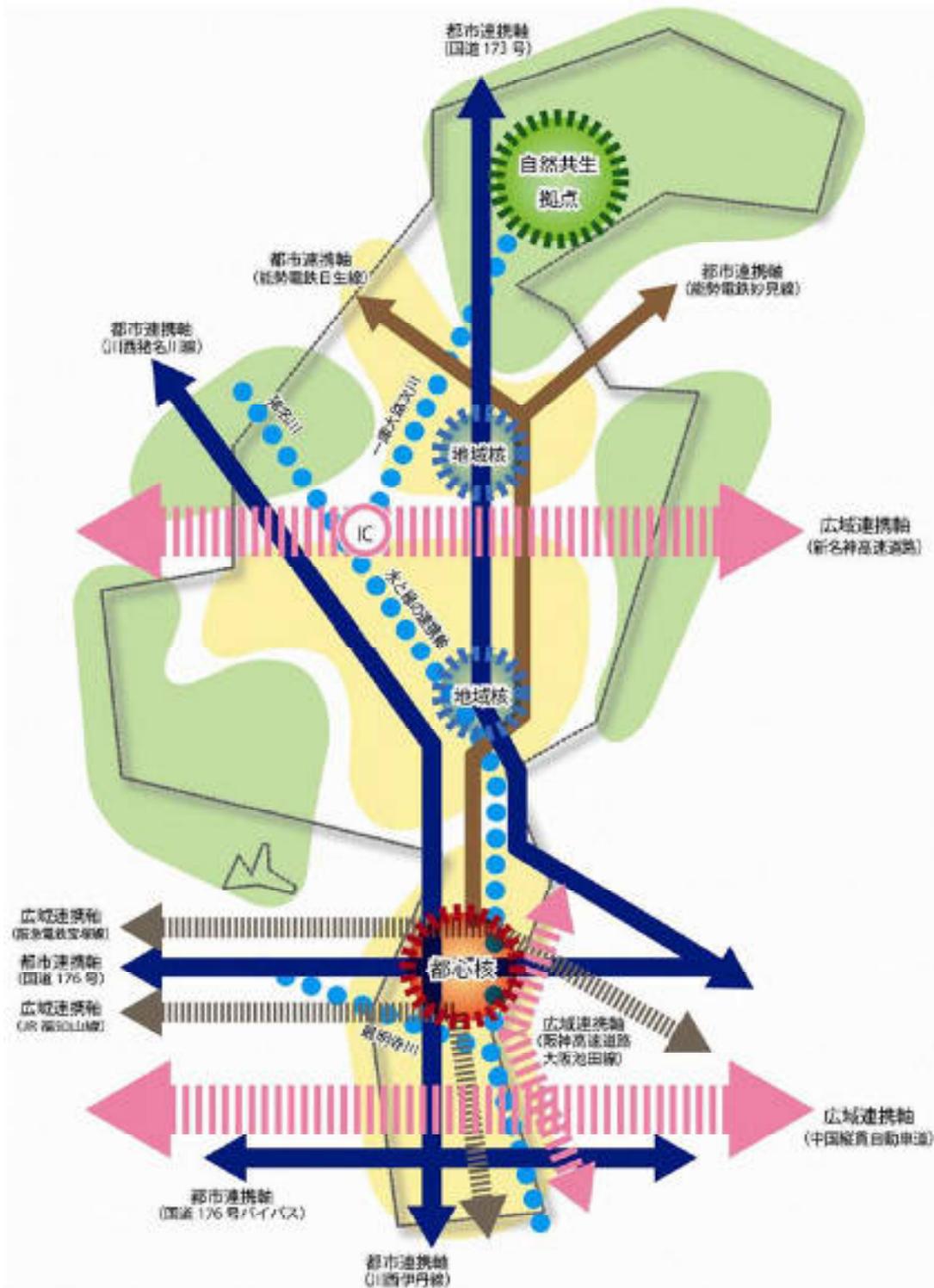
- ・川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区までの中心市街地を「都心核」と位置づけ、商業、住宅、業務などの高次都市機能の集積や誘導などにより、市域を超えた圏域に及ぶ求心力や拠点力を備え、市の発展の中心的な役割を担っていくものとして

いる。

）川西市都市計画マスタープラン（計画期間：平成25年度～令和4年度）

- ・都市計画マスタープランにおいて、本市のめざすべき将来都市構造を「機能が集約した便利な都市の実現」として、その都市構造を構成する重要な拠点に、第5次川西市総合計画と同様、川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区までの中心市街地を「都心核」として位置づけている。
- ・川西能勢口駅周辺地区については、都心核として「川西の顔」にふさわしい高次都市機能の集積や誘導を図ることとし、キセラ川西地区は、土地区画整理業の実施を通じて、医療・住宅・集客など、多機能が連携する次世代型複合都市をめざすこととしている。
- ・両地区をつなぐ回遊性や滞留できる空間を確保することなどにより、有機的な一体性を持たせ、都心核内の既存施設との相乗効果を育み、活気とにぎわいにあふれた市街地を形成するものとしている。

将来都市構造（川西市都市計画マスタープラン）



) キセラ川西低炭素まちづくり計画(計画期間:平成25年度~令和4年度)

- ・川西能勢口駅周辺およびキセラ川西地区の都心核を、民間活力の導入を積極的に図りながら市街地の低炭素化を促進するモデル地区として捉え、その中でも特に、土地地区画整理事業が実施され、新たな土地利用が進められるキセラ川西地区に着目し、中心市街地全体に、さらには本市全体へ低炭素まちづくりを波及させていく契機としていく。
- ・キセラ川西地区を、都市機能の集約を図るための拠点となる「集約地域」として位置づけ、コンパクトな集約型都市構造の実現に向けた都市機能の誘導を図ることとし、あわせて、低炭素化に資する移動手段の確保、自然エネルギーの活用や低炭素建築物の誘導、市民参加による緑化活動の推進等の施策を進めることとしている。

中心市街地活性化による市全体及び周辺地域への波及効果

本市の中心市街地は、阪急電鉄宝塚線川西能勢口駅、能勢電鉄妙見線川西能勢口駅、JR宝塚線川西池田駅の3駅、ならびに川西バスターミナルが立地する、まさに公共交通機関の結節点であり、市民さらには市外住民にとっても行き来しやすいまちである。

このような中心市街地において、川西能勢口駅周辺の大規模商業施設のほか、各種事業所や公共施設が集積し、本市の経済活動をはじめとした様々な都市活動の中心地としての役割を担っている。

また、都市機能等の既存ストックを有効に活用して活性化を図ることは、コンパクトな集約型の都市づくりに寄与するものであり、少子高齢社会における効率的な都市運営や、低炭素のまちづくりを促進する観点から重要である。

本市は、大阪のベッドタウンとしての性格が強いものの、中心市街地に集積する大規模商業施設をはじめとした多くの商業施設や事業所、公共施設等は、本市市民はもとより、周辺市町にとっての就業の場、消費活動の場として重要な役割を担っている。

このため、中心市街地活性化に積極的に取り組むことは、本市及び周辺市町の市民に、質の高い都市サービスを提供し、就業機会の拡大にもつながる。また、消費活動等が活発化し、税収入への効果も期待できるなど、中心市街地のみならず、本市及びその周辺地域への波及効果が大きく、その発展にとって有効かつ適切であると考えられる。

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地の活性化の目標

1章に示した活性化の基本方針を踏まえ、第3期基本計画においては活性化の目標を次のとおり設定する。

活性化のテーマ

このまちに暮らす人、訪れる人
みんなを結び いきいきわくわくできるまち

新たに誕生したにぎわいの核である「キセラ川西地区」と既に発展してきた「川西能勢口駅周辺」の2つの核を多様な取組を通じて「結ぶ」ことにより、回遊性の向上とともに新たなチャレンジフィールドを形成し、川西らしい持続可能なにぎわいをめざす。

中心市街地活性化の基本方針及び目標

基本方針

回遊性を向上させ、相乗的ににぎわいが生まれるまち

川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区を「結ぶ」ことで、回遊性を向上させ、にぎわいが中心市街地全体に波及していくことをめざす。

目標 恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する

基本方針

働く場所、魅力的な場所を増やし、活躍する人が生まれるまち

多様なプレーヤーを「結ぶ」ことで、新たなチャレンジができる魅力的な場を創造し、中心市街地で活躍する人が生まれることをめざす。

目標 魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する

(2) 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、前計画から切れ目なく各事業を継続するため、令和2年4月から、主要事業への着手及び事業実施効果が現れると考えられる令和8年3月までの6年0月間とする。

(3) 目標指標の設定とその考え方

(1)で示した目標に向けて活性化施策を展開し、その取り組みの効果及び活性化の状況を客観的に把握するための目標指標を次のとおり設定する。

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	目標値 (R7)
基本方針 回遊性を向上させ、相乗的ににぎわいが生まれるまち	目標 恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する	目標指標 歩行者・自転車通行量(休日) 【人/日】	44,177 (H30)	46,547
		目標指標 中心市街地の居住人口の社会増 【人/6年平均】	126 (H27~30平均)	194 (R2~7平均)
基本方針 働く場所、魅力的な場所を増やし、活躍する人が生まれるまち	目標 魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する	目標指標 新規起業者数 【人/年】	4 (H30)	22
		目標指標 新規出店数 【店/年】	5 (H30)	30

目標 に関する目標指標

目標 は、主に回遊行動などにぎわいそのものにかかわる目標であるとともに、そのにぎわいを支える基礎となる居住人口の動向に係る目標である。

歩行者・自転車通行量は、キセラ川西地区の整備により徐々にではあるが増加している地点もあり、今後、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区との更なる回遊性向上が重要であると考える。

そのため、中心市街地の来街状況や回遊動向を的確に把握する指標として、「歩行者・自転車通行量(休日)」を第1期計画、第2期計画に引き続き設定する。

また、にぎわいの基礎となる居住者は横ばいの状況が続いており、更なるにぎわいを創造していくためにも、流入人口の更なる増加が重要と考えられる。そこで、第2期計画に引き続き「居住人口の社会増」も指標として設定する。

) 歩行者・自転車通行量（休日）

川西市中心市街地活性化協議会による「歩行者通行量調査」のデータを活用し、中心市街地の回遊の中心である川西能勢口駅周辺の歩行者通行量（休日）とする。

川西能勢口駅周辺と、キセラ川西地区とを相互に行き来する回遊の状況を把握する観点から、調査地点を6地点とする。

川西能勢口駅周辺の歩行者通行量は、平日・休日で大きな違いはないが、通勤・通学による影響をできるだけ除外する観点から、休日の歩行者通行量を用いる。

（フォローアップの考え方）

- ・歩行者・自転車通行量調査は、毎年、川西能勢口駅周辺の6地点、平日・休日1日ずつ実施し、その結果をもとに、本指標における目標の達成状況を把握する。
- ・毎年10月に歩行者・自転車通行量調査を実施する。調査については天候が及ぼす影響が大きいため雨天を避け、翌週に予備日を設定する。

) 中心市街地の居住人口の社会増

住民基本台帳を活用し、中心市街地における人口の社会増減を把握する。

市外に対する転入・転出ほか、市内における転居にともなう中心市街地の居住人口の出入りを把握する。

（フォローアップの考え方）

- ・住民基本台帳のデータから、毎年の人口の社会増減を集計し、本指標における目標の達成状況を把握する。
- ・毎年3月31日時点のデータを集計し、計算する。

目標 に関する目標指標

目標 は、中心市街地に新たに生まれる経済活動に係る目標である。

中心市街地における事業所数は減少傾向にあり、経済活力の基盤が失われつつある。このままの状態が進めば、中心市街地だけではなく、本市全体の経済活力減退に影響を及ぼす可能性がある。

このような状況にならないためにも、中心市街地において、新たな経済活動が生まれ育つ素地が整備されることが重要と考えられる。

そのため中心市街地での新たな経済活動の創造を的確に把握する指標として「新規起業者数」及び「新規出店数」を設定する。

) 新規起業者数

経済センサスを活用し、中心市街地における「新規起業者数」を把握する。具体的には、2019年調査結果が令和2年11月頃の公表となり、現時点では活用できないため、

平成 26 年、平成 28 年の経済センサスを活用し、基準年である平成 30 年の中心市街地における新設事業所数を推計し、これを基準値とするとともに、以後ほぼ 2 年ごとに行われる経済センサスの結果を活用し、各年の新設事業所数を把握する。この新規事業所数が新たに起業した者（新規起業者数）と位置づけ、目標指標とする。

（フォローアップの考え方）

- ・ ほぼ 2 年ごとに行われる経済センサスの結果を活用し、各年の新設事業所数を推計し、本指標における目標の達成状況を把握する。ただし、経済センサスについては、2 年あるいは 3 年ごとの実施となることから、直近 2 時点から推計するとともに、本市の事業による起業者、川西市商工会の事業による起業者を毎年聞き取りによって調査し、毎年のフォローアップを行うものとする。
- ・ 毎年 3 月 31 日時点での新規起業者を計算の対象とする。

）新規出店数

市商工会や中心市街地活性化協議会から情報を収集するなど、本市独自の調査を行い、中心市街地における「新規出店数」を指標として設定する。

（フォローアップの考え方）

- ・ 市商工会や中心市街地活性化協議会から情報を収集するなど、本市独自の調査を行い、新規出店数の把握を行う。
- ・ 毎年 3 月 31 日時点で新規出店している店舗について、中心市街地活性化協議会とともに、本市中心市街地を目視で調査する。

(4) 数値目標の設定のその考え方

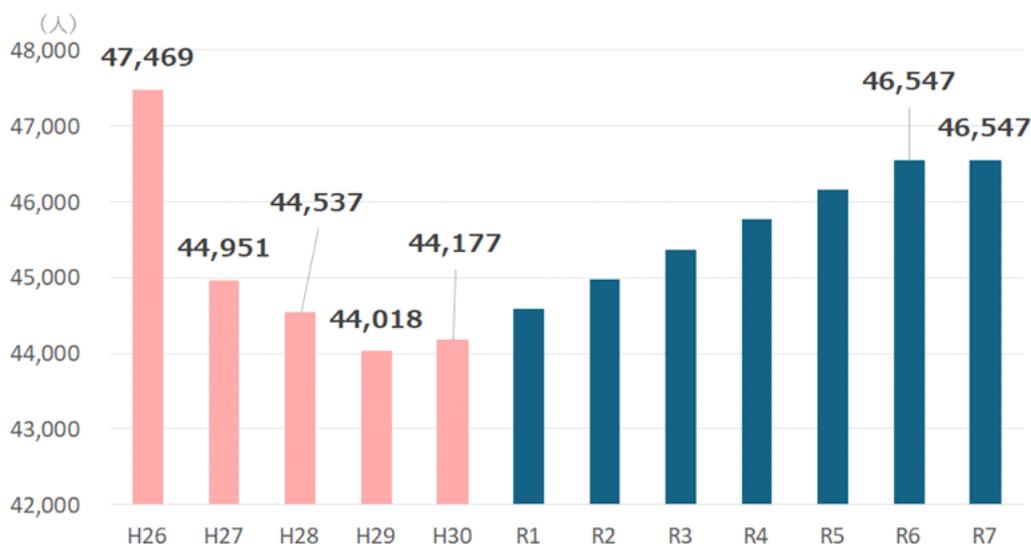
目標 「恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する」に関する数値目標
(歩行者・自転車通行量(休日))

【基本的な考え方】

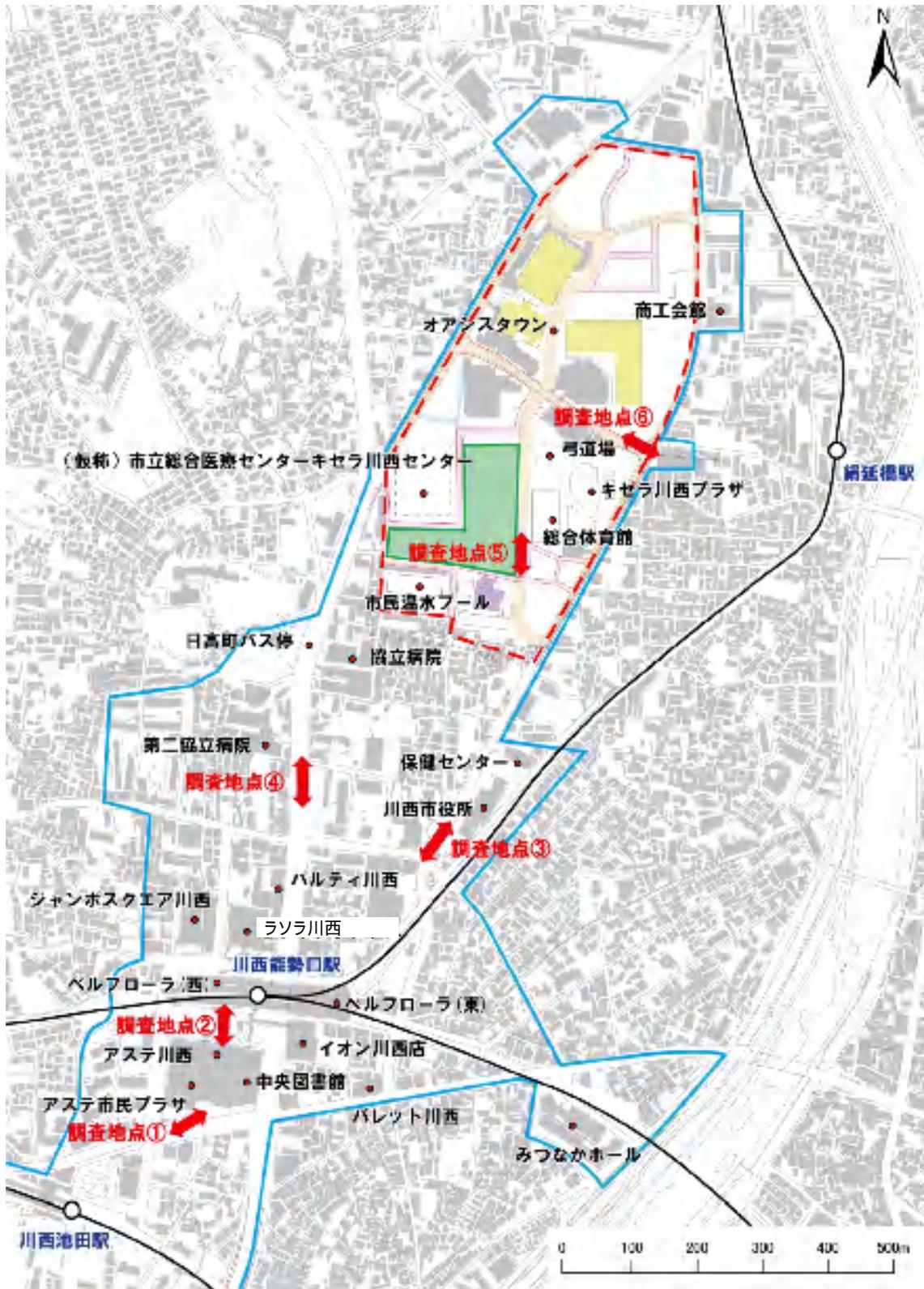
- ・第2期計画において、キセラ川西プラザ整備事業、中央公園整備事業及び都市計画道路せせらぎ遊歩道整備事業、キセラ川西マンション建設事業などの事業効果が徐々にではあるが現れている。
- ・今後、グリーンスローモビリティ導入事業、ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業、都市計画道路豊川橋山手線整備事業、シェアサイクル導入事業などを通じて、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区間の更なる回遊性向上を図るとともに、(仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業、市営住宅花屋敷団地建替事業の推進により、キセラ川西地区の来街者、居住者の増加を図り、来街者の行き来がより活発化することで、恒常的なにぎわい創出をめざす。

【目標】

歩行者・自転車通行量(休日) 目標 46,547 人/日(基準値 44,177 人/日・平成 30 年)



歩行者通行量調査地点



ア) グリーンスローモビリティ導入事業による効果

- ・グリーンスローモビリティ導入事業により、これまで川西能勢口駅周辺にとどまっていた来街者が、キセラ川西地区にも回遊することが想定される。
- ・定員 9 名のグリーンスローモビリティに 8 名が乗車し、40 往復 / 日 (80 本 / 日) することで回遊性が向上すると仮定し、320 人がグリーンスローモビリティ乗車のために、歩行者通行量のポイントを往復通過すると想定する。
- ・そのため、 $320 \text{ 人} \times 2 \text{ 回} = 640 \text{ 人}$ の増加を見込むものとする。

グリーンスローモビリティ導入事業による効果: 640 人

$$8 \text{ 名} \times 40 \text{ 本 / 日} \times \text{通過する調査地点の往復} \\ = 8 \text{ 人} \times 40 \text{ 往復} \times 2 \text{ 回} = 640 \text{ 人}$$

イ) (仮称) 市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業による効果

- ・(仮称) 市立総合医療センターキセラ川西センターが整備されることにより、来街者増加を見込む。
- ・センターの施設利用者を約 900 人 / 日見込み、そのうち 50% が徒歩、自転車、または電車やバスなどの公共交通機関を利用し、川西能勢口駅周辺を經由して当施設に来院するものと思われる。
- ・川西能勢口駅周辺を經由した来院者は、駅周辺と当施設を往復することで、川西能勢口駅周辺の 3 調査地点を 2 回通過するものと想定する。

(仮称) 市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業による効果: 2700 人

$$\text{施設利用者数} \times \text{川西能勢口駅周辺を經由する利用者の割合} \times \text{通過する調査地点} \\ \times \text{通過回数} \\ = 900 \text{ 人} \times 50\% \times 3 \text{ 調査地点} \times 2 \text{ 回} = 2,700 \text{ 人}$$

ウ) 中心市街地のマンション建設による効果

- ・民間マンション建設事業や花屋敷団地建替事業などによる住宅供給にともない増加する新規居住者による回遊を見込む。
- ・中心市街地における民間事業者のマンション建設が 40 戸 \times 2 棟建設予定である他、花屋敷団地建替えにより 60 戸程度の居住者増加が見込まれる。そのため、340 人と見込む ($140 \text{ 戸} \times 2.42 \text{ 人 (世帯人員数} \cdot \text{平成 31 年 3 月末} \cdot \text{住民基本台帳)} = 340 \text{ 人}$) 。
- ・これら新規居住者のうち、次表のとおり 48.1% が休日に中心市街地に来街し、前述イの場合と同様に、3 調査地点を 2 回通過するものと想定する。

休日の来街頻度

来街頻度	来街者構成比 A	1週間7日に対する来街する割合 B	休日に来街する割合 A×B	備考
ほとんど毎日	38.3%	1.00	38.3%	
週2～3回	22.3%	0.36	8.0%	7日のうち2.5回来街するとした
週1回程度	12.6%	0.14	1.8%	
月に2～3回	6.3%	見込まない	—	
月1回程度	8.3%	見込まない	—	
その他	12.2%	見込まない	—	
休日の平均来街頻度			48.1%	

Aは、「まちなか滞留調査」の実績値

中心市街地のマンション建設による効果:980人 $\text{新規居住者数} \times \text{休日来街頻度} \times \text{通過する調査地点} \times \text{通過回数}$ $= 340 \text{人} \times 48.1\% \times 3 \text{調査地点} \times 2 \text{回} = 980 \text{人}$

エ) 藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業による効果

- ・当該事業により藤ノ木さんかく広場及び北側ポケットパークの新たな利用者増加を見込む。
- ・北側ポケットパークを含めると既存の藤ノ木さんかく広場のおおよそ1.3倍ほどの面積になる。藤ノ木さんかく広場で既に実施の1,000人規模のイベントのキャパシティが単純に1.3倍増加すると想定し、プラス300人増えるものと仮定する。
- ・これら増加した利用者が2か所の調査ポイントを往復で通過するものと想定する。

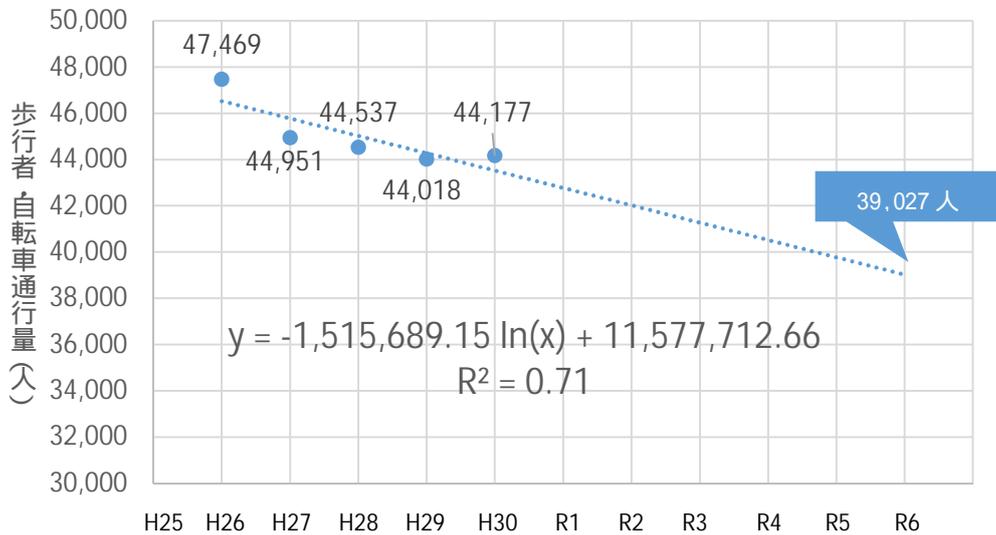
藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業による効果:1,200人 $\text{既存のイベント集客数} \times \text{面積拡大}(0.3 \text{倍}) \times \text{通過する調査地点} \times \text{通過回数}$ $= 1000 \text{人} \times 0.3 \times 2 \text{調査地点} \times 2 \text{回} = 1,200 \text{人}$
--

オ) ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業による効果

- ・当該事業により川西能勢口駅周辺の更なる歩行者通行量増加を見込む。
- ・当該事業では、500人のイベント参加者が調査ポイント2地点を往復で通過するものと想定する。

ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業による効果:2,000人 $\text{想定イベント参加者数} \times \text{通過する調査地点} \times \text{通過回数}$ $= 500 \text{人} \times 2 \text{調査地点} \times 2 \text{回} = 2,000 \text{人}$
--

現状趨勢パターン



以上により、目標値は、

基準値 44,177 人/日(平成 30 年)

現状趨勢ケース: 39,027 人/日(令和 7 年)

- ア) グリーンスローモビリティ導入事業による効果 + 640 人
- イ) (仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業による効果 + 2,700 人
- ウ) 中心市街地のマンション建設による効果 + 980 人
- エ) 藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業による効果 + 1,200 人
- オ) ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業による効果 + 2,000 人

事業効果総計: 7,520 人

目標 46,547 人/日(令和 7 年)

【令和 7 年 3 月変更時の状況】

令和 5 年度フォローアップでは、46,547 人/日の目標値に対し、最新値 45,894 人/日の状況であり、民間マンションの建設が想定どおり進んでいない状況や、みつなかホールの水損事故によるイベント開催の停止、コロナ禍での飲食店や大型アミューズメント施設等の撤退によるにぎわい喪失の影響など、想定していない事象の発生により数値が伸び悩んでいる。

今後、複数の民間マンションの完成や、R6年度中にアステ川西にて川西市コミュニティパークの整備の実施により、歩行者・自転車通行量に関連する事業効果をより増大し、目標の達成をめざす。

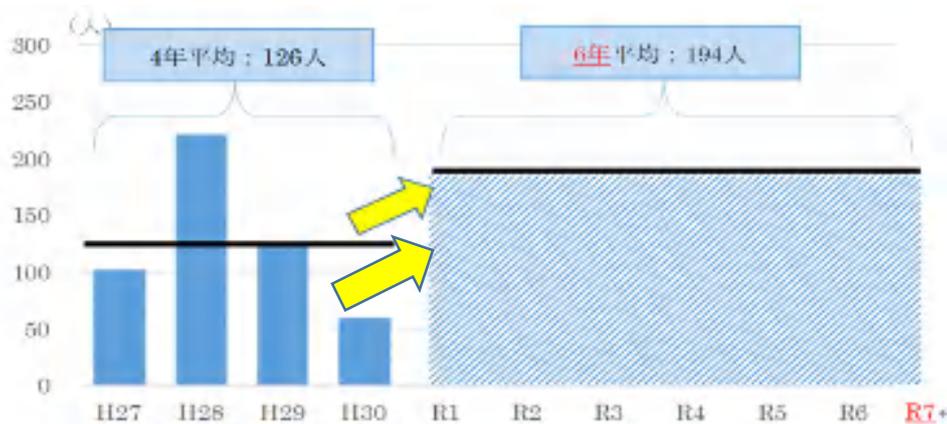
) 中心市街地の居住人口の社会増

【基本的な考え方】

- ・現在は、中心市街地における人口の自然減の傾向が改善されたとはいえ、今後、少子・高齢化が進行する中で、中心市街地の居住人口は自然減の傾向が強まることが想定される。
- ・一方で、中心市街地における人口の社会増減については、新規住宅供給があった場合には、転入（転居による異動を含む）が超過する状況がみられるが、新規住宅供給がなければ、転入・転出（転居による異動含む）とほぼ均衡した状態にあるものと考えられる。
- ・そのため、先述の通り、人口の自然減の傾向が強まれば、いずれ中心市街地の居住人口は減少することとなる。
- ・この傾向を改善するためには、自然減を自然増へと転換していくことが重要であるが、そのためには、長期的な視点に立ち、まずは、若者世代を中心に、中心市街地への転入・転居を促進するとともに、質の高い都市サービスを提供し、住み続けてもらうことが重要となる。
- ・そこで、川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備、民間保育施設整備補助事業などを推進するとともに、（仮称）市立総合医療センターキセラ川西センターの整備事業による医療環境の充実を図り、住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていきます。また、花屋敷団地建替事業を推進するなど、住みやすい環境を整備し、中心市街地の更なる社会増をめざす。

【目標】

人口の社会増減の平均(6年間) 目標 194人/年(令和2年度～令和7年度平均)
 (基準値 平均 126人/年(平成27年度～30年度))



【令和7年3月変更時の状況】

令和5年度フォローアップでは、194人/年の目標値に対し、最新値183人/年の状況であり、コロナ禍により、民間マンションの建設が想定どおり進んでいない状況などにより、数値が伸び悩んでいる。令和7年度中に、複数の民間マンションの完成が見込まれることから、人口の社会増減が増加し、目標の達成が見込まれる。

ア) 花屋敷団地建替事業による効果

- ・花屋敷団地建替えにより60戸程度の居住者増加が見込まれる。そのため、145人と見込む(60戸×2.42人(世帯人員数・平成31年3月末・住民基本台帳) = 145人)。

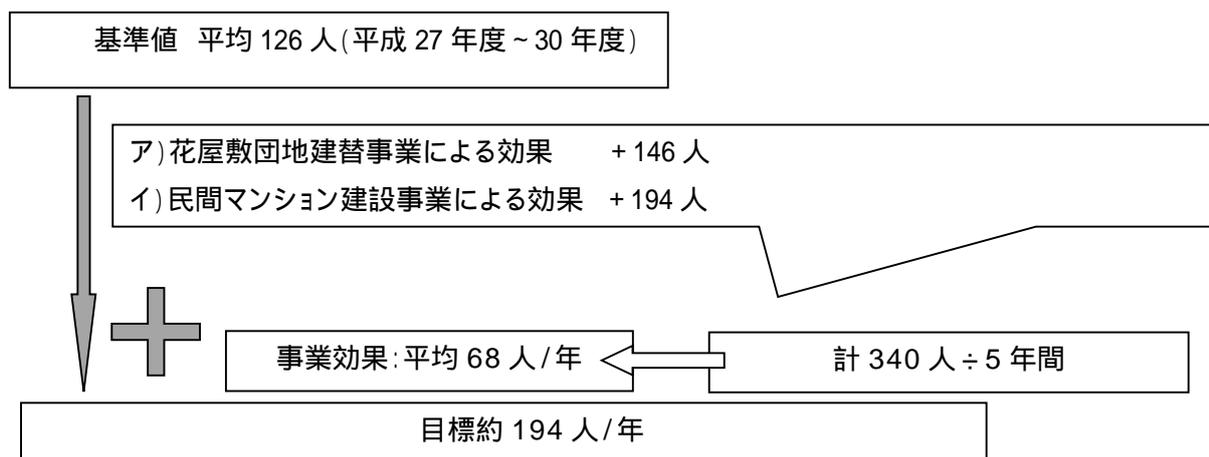
花屋敷団地建替事業による効果:146人
60戸×2.42人/世帯 146人

イ) 民間マンション建設事業による効果

- ・中心市街地における民間事業者のマンション建設が40戸×2棟建設予定であるため、193人と見込む(80戸×2.42人(世帯人員数・平成31年3月末・住民基本台帳) = 193人)。

民間マンション建設事業による効果:194人
80戸×2.42人/世帯 194人

以上により、目標値は、



目標 魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する数値目標

) 新規起業者数

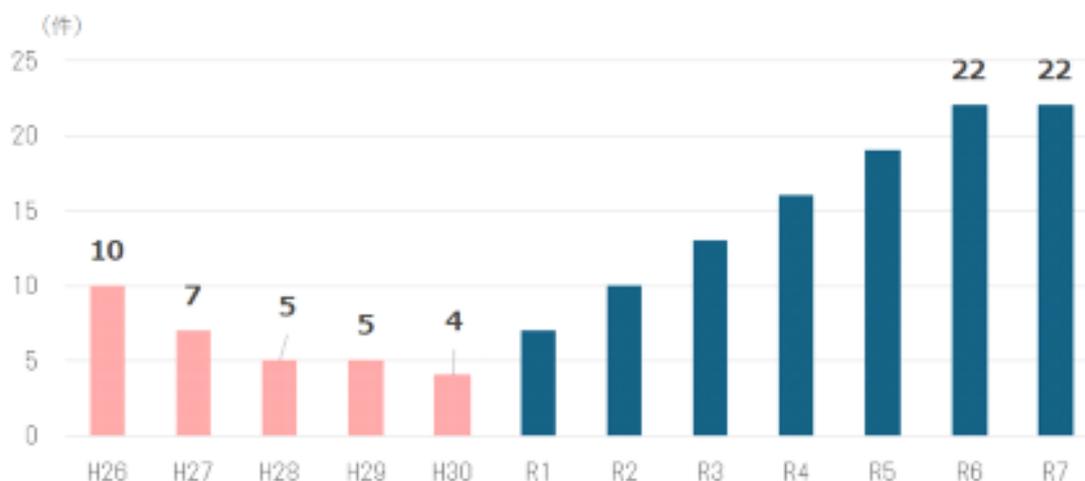
【基本的な考え方】

- ・中心市街地の事業所数は横ばいで推移しているものの、商業の中心である小売事業者の数は減少、年間商品販売額は減少傾向にあるなど、このままの状況が続けば、本市中心市街地のにぎわい・活力が失われていくことが予測される。
- ・また、本市中心市街地の面積は、本市全体の1.5%程度であるものの、事業所数は、市全体の20%以上を占めていることから、中心市街地の停滞は、本市の産業全体の停滞につながる可能性がある。
- ・そこで、中心市街地から新たな活力が生まれ、育まれる環境を創出することで、持続可能な経済発展を遂げるために、コワーキングスペース運営支援事業を通じて、ビジネスインキュベーションを行うとともに、コミュニティビジネス支援事業を通じて、川西ならではの起業支援を進め、新規起業者数の増加をめざす。

ビジネスインキュベーション 創業・新事業創出支援

【目標】

新規起業者数 22件(令和7年度) (基準値 4件(平成30年度))



ア) コワーキングスペース運営支援事業及びコワーキングスペース連携起業家支援事業による効果

- ・ コワーキングスペースの年間利用想定人数が 500 人、そのうち起業を想定している人を 2% と設定し、この 5 年で新たな起業があるものと想定する。

コワーキングスペース運営支援事業及びコワーキングスペース連携起業家支援事業による効果: 10 件
コワーキングスペース年間利用者数 500 人

$$\times \text{起業を想定している人の割合 } 2\% = 10 \text{ 件}$$

イ) 中心市街地空き店舗等出店支援事業

- ・ 中心市街地の空き店舗に出店する者への支援を年間 3 件行うものとする。

中心市街地空き店舗等出店支援事業の効果: 3 件

ウ) 中心市街地起業家支援事業

- ・ 中心市街地起業家支援事業の支援を年間 20 人が受け、そのうち起業する人を 25% と設定し、中心市街地で年間 5 件起業すると想定する。

中心市街地起業家支援事業の効果: 5 件
川西起業塾受講者 20 人 $\times 25\% = 5$ 件

以上により、目標値は、

基準値 4 件(平成 30 年度)

ア) コワーキングスペース運営支援事業及びコワーキングスペース連携起業家支援事業による効果 + 10 件
イ) 中心市街地空き店舗等出店支援事業の効果 + 3 件



事業効果: 18 件

目標 22 件(令和 7 年度)

【令和7年3月変更時の状況】

令和5年度フォローアップでは、22人/年の目標値に対し、最新値4人/年の状況であり、「新規起業数」についても、コワーキングスペースの交流機能が不十分であることから、当初に想定していた効果が発言されておらず、目標達成が困難である。今後、コワーキングスペースと連携した事業等を実施することで対象者の交流を促進し、新規起業数の底上げにつなげ、目標達成をめざす。

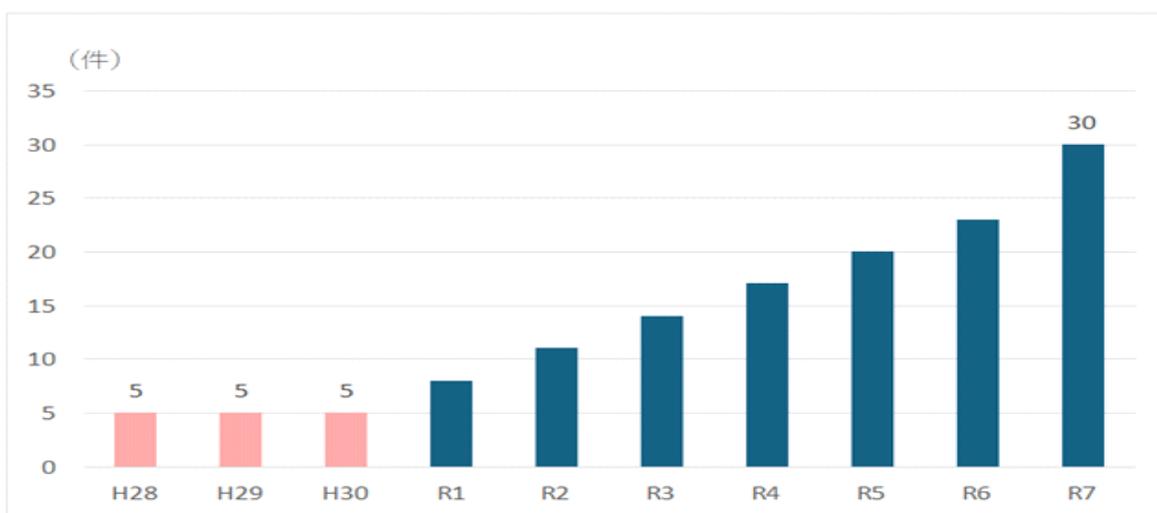
）新規出店数

【基本的な考え方】

- ・経済センサスを活用して算出した新規起業数と併せ、市独自の調査で、新規出店数も把握し、新たな経済活動を表す指標として設定する。

【目標】

新規出店数 30件(令和7年度) (基準値 5件(平成30年度))



ア) コワーキングスペース運営支援事業による効果

- ・コワーキングスペースの年間利用想定人数500人、そのうち起業を想定している人を2%と設定し、この5年で新たな起業があるものと想定する。

コワーキングスペース運営支援事業による効果:10件

コワーキングスペース年間利用者数500人

× 起業を想定している人の割合 2% = 10件

イ) 中心市街地空き店舗等出店支援事業

- ・ 中心市街地の空き店舗に出店する者への支援を年間 3 件行うものとする。

中心市街地空き店舗等出店支援事業の効果:3 件

ウ) 中心市街地起業者支援事業

- ・ 中心市街地起業者支援事業の支援を年間 20 人が受け、そのうち起業する人を 25%と設定し、中心市街地で年間 5 件起業すると想定する。

中心市街地起業者支援事業の効果:5 件

川西起業塾受講者 20 人 \times 25% = 5 件

以上により、目標値は、

基準値 5 件(平成 30 年度)

ア) コワーキングスペース運営支援事業による効果 + 10 件

イ) 中心市街地空き店舗等出店支援事業の効果 + 3 件

ウ) 中心市街地起業者支援事業の効果 + 5 件



事業効果:18 件

【令和 7 年 3 月変更時の状況】

令和 5 年度フォローアップでは、23 店/年の目標値に対し、最新値 37 店/年の状況であり、目標値を達成している。そのため、新たな目標値として R2 年度～R5 年度の実績値の平均 $(24 + 25 + 35 + 37) \div 4 = 30$ 件を新たな目標値として再設定し、達成を目指す。

目標 30 件(令和 7 年度)

$(24 + 25 + 35 + 37) \div 4 = 30$ 件

中心市街地の現状

川西市の概況

大阪市や神戸市の大都市近郊の住宅都市。
恵まれた自然環境。

中心市街地の概況

川西能勢口駅周辺は、公共交通機関の結節点。
大規模商業施設、文化施設、行政等の公共施設等の集積。

キセラ川西地区は、土地区画整理事業により
大規模商業施設や医療、文化施設が立地。

中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析

居住人口は、横ばいの傾向。
周辺都市に 10,000 ㎡を超える大型商業施設が立地し、中心市街地にとっては大きな脅威。
小売業の商店数や年間商品販売額等は減少傾向が続いているが近年回復の兆しが見える。
歩行者通行量は、全体的には減少傾向だが、キセラ川西地区の整備効果により、一部のポイントでは増加傾向。

市民ニーズ等の把握・分析

中心市街地への来街目的は「日々の買い物」が多く、「にぎわいのある」イメージが抱かれている。

平均滞留時間は、2 時間 46 分程度。

近年整備したキセラ川西せせらぎ公園や藤ノ木さんかく広場の認知度は低く、利活用の促進が課題。

第 2 期基本計画による取り組みの評価

完了及び実施中の事業はおおむね計画通り取り組んできた。

歩行者通行量は減少傾向にあり、目標は達成できなかったが、キセラ川西地区の整備により、調査ポイントによっては、増加傾向にある。

来街者の平均滞留時間は、各種イベントの効果などもあり大きく目標を上回ったが、第 2 期計画で整備したキセラ川西せせらぎ公園や藤ノ木さんかく広場の認知度、稼働率を上げていくことが課題である。

人口の社会増減は、キセラ川西地区に新たな大規模民間マンションやサービス付高齢者向け住宅が完成し、入居が始まったことにより、目標を達成した。

年間商品販売額（小売業）は、目標を達成できなかったが、今後、オアシスタウンキセラ川西の完成による効果が期待される。

中心市街地の課題

中心市街地全体の回遊性を向上させ、恒常的ににぎわいを創出する

これまでの計画において川西能勢口駅周辺の商業施設の再整備、キセラ川西地区の整備を進めたことにより、人が住むようになり、新たな商業施設がオープンするなど新たなにぎわいの核が創出された。

しかしながら、来街者は川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区のみに滞留し、中心市街地全体に回遊していない状況である。また、イベント広場や日常の憩いの場として「藤ノ木さんかく広場」を整備したものの、認知度や利用状況に課題がある。

ただこうした中でも、少しずつではあるが一部で歩行者通行量が増加、広場の利用者も増加していることから、活性化の機運も高まりつつある。

新たに生まれたにぎわいの芽を伸ばすとともに、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区という 2 つのにぎわいの核をつなぐための回遊ルートを構築するなど、恒常的ににぎわいを中心市街地全体に波及させていくことが課題である。

魅力的な店舗やまちで活躍する人を増やすことで経済活力を向上させる

中心市街地の事業所数は近年横ばいの状態にあり、近隣都市に買い物客が流出している傾向があるほか、商店が新規に顧客を獲得するためのパルイベントについても、マンネリ化が見られ、期待する効果が現れていない。

一方で、市内でまちづくり活動を行う団体の中心メンバーがタウンマネージャーに就任したことを契機に市民が主体的に取り組むイベントが芽を出してきているほか、女性起業者が交流する団体が誕生するなど、経済活力を生み出す新たな動きが芽生え始めている。

こうした機運を捉え、地元商業者も含めた連携体制を構築することで、市民、起業、商業者が活躍しやすい環境づくりを行い、新規出店等に繋げることで市内在住者及び市外からの来街者の消費の確保を図ることが必要である。

活性化のテーマ

このまちに暮らす人、訪れる人
みんなを結び いきいきわくわくできるまち

基本方針

回遊性を向上させ、
相乗的ににぎわい
が生まれるまち

目標 恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する

歩行者・自転車通行量（休日）

目標 46,547 人/日 R7年度
【基準値 44,177 人/日 H30 年度】

中心市街地の居住人口の社会増

目標 194 人/R2～7年度
【基準値 126 人/H27～30 年度】

基本方針

働く場所、魅力的な
場所を増やし、活躍
する人が生まれる
まち

目標 魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する

新規起業者数

目標 22 人/R7年度
【基準値 4 人/H30 年度】

新規出店数

目標 30 店/R7年度
【基準値 5 店/H30 年度】



目標達成のための主な事業

恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する

グリーンスローモビリティ導入事業

川西能勢口駅東側から、豊川橋山手線を通り、前期計画で整備したキセラ川西プラザ、キセラ川西せせらぎ公園、キセラ川西地区に整備予定の新病院を結ぶルートで運行することで、回遊性の向上を図る。

都市計画道路豊川橋山手線整備事業

キセラ川西地区から絹延橋を結ぶ道路及び歩道の拡幅に合わせ、踏切拡幅することで、通行の安全確保とキセラ川西地区へのアクセス向上を図る。

シェアサイクル導入事業

川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区における手軽に使用できる交通手段としてシェアサイクルを導入することで川西能勢口駅前からキセラ川西地区へのアクセスの向上を図る。

中心市街地案内サイン板設置事業

川西能勢口駅前、キセラ川西地区、その2点を繋ぐエリアに、デザインルールにより統一された案内サイン板を設置することで中心市街地の回遊性の向上を図る。

魅力ある場所や活躍する人が生まれるまちを創造する

コワーキングスペース運営支援事業

起業をめざしている者や既に起業している者などが集まることができる場の運営を支援することで、市内での起業を増やすなど、まちに新たな仕事を創出する。

ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業

川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間で道路管理者と連携し、にぎわいイベントを実施することで、周辺施設への集客や来街者の増加を図る。

中心市街地空き店舗等出店支援事業

中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう家賃の一部の補助を行うことで、中心市街地に魅力的な店舗を呼び込む。

まちのプレーヤー発掘事業

タウンマネージャーが中心となり、まちの使い方や活性化をテーマに交流し、まちで活躍するプレーヤーを発掘することで、相乗的なまちのにぎわいを創出する。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(1) 市街地の整備改善の必要性

現状分析

本市の中心市街地においては、駅周辺都市整備計画基本構想や小花地区都市再開発基本構想などにに基づき、市街地再開発事業や連続立体交差事業、優良再開発建築物整備促進事業などの事業手法による都市基盤の整備や都市機能の更新、住環境の改善を進めてきた。

中心市街地活性化基本計画では、第2期計画において、中央北地区特定土地区画整理事業などの事業を進めてきた。

また、第1期計画におけるイベントを通じた様々な商業振興策やアステ川西地下1階リニューアル事業を、第2期計画におけるキセラ川西商業複合施設整備事業、藤ノ木さんかく広場整備・運営事業ほか、キセラ川西せせらぎ公園の整備などにより魅力的な空間が整備されたが、にぎわいの範囲は、川西能勢口駅周辺のペDESTリアンデッキに限定されている状況であり、歩行者・自転車通行量は減少傾向にある。

しかしながら、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区という2つの核が生まれたことにより、徐々にではあるが、にぎわいの芽が生まれはじめている。

市街地の整備改善の必要性

来街者などの回遊・滞留性を促進するため、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区をつなぐ街路の整備、滞留スペースの確保など、安全で安心な魅力ある歩行者動線ネットワークの形成が必要である。

フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

(2) 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 1: 中心市街地案内サイン板設置事業</p> <p>事業内容 デザインルールにより統一された案内サイン板を設置する</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	川西市	<p>川西能勢口駅前、キセラ川西地区、その2点を繋ぐエリア及びみつなかホールを中心とした小花地区に、デザインルールにより統一された案内サイン板を設置することで中心市街地の回遊性の向上を図る。</p> <p>中心市街地の魅力及び回遊性を高める本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	
<p>事業名 2: 街の灯り設置事業</p> <p>事業内容 川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区を繋ぐルートに灯籠等を設置する</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	川西市	<p>川西能勢口駅前とキセラ川西地区を繋ぐエリアに、導線の役割を担う景観に配慮した灯籠等を設置することで、街並みの景観、中心市街地の回遊性を向上させる。</p> <p>中心市街地の魅力及び回遊性を高める本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	
<p>事業名 56: 藤ノ木さんかく広場デザイン舗装事業</p> <p>事業内容 藤ノ木さんかく広場にデザイン舗装を施工することで、イベント広場としての魅力を高める</p>	川西市、 中心市街地活性化協議会	<p>藤ノ木さんかく広場にデザイン舗装を施工し、日常的なキッチンカーの出店や定期的なイベントが開催される広場としての魅力を高め、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 令和4年度</p>	

実施時期 令和4年度		能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。		
事業名 61:JR川西池田駅-阪急川西能勢口駅連絡橋屋根更新工事 事業内容 JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を更新する。 実施時期 令和5年度	川西市	JR川西池田駅から阪急川西能勢口駅を結ぶ連絡橋の屋根を新しく更新することで、歩行者の快適な通行と安全性を向上させ、中心市街地全体の回遊性向上を図る。 中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。	支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業 支援期間 令和5年度	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 3:都市計画道路豊川橋山手線整備事業 事業内容 美園町、絹延町地内の都市計画道路豊川橋山手線の道路・踏切拡幅を行う。 L=275m 実施時期 平成26年度～令和4年度	川西市	キセラ川西地区から絹延橋を結ぶ道路及び歩道の拡幅に合わせ、踏切拡幅することで、通行の安全確保とキセラ川西地区へのアクセス向上を図り、中心市街地全体の回遊性向上を図る。 中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路)) 実施時期 平成26年度～令和2年度	
事業名 4:市道1313号(日高町地内)改良事業 事業内容	川西市	市道1313号の道路拡幅を行うことで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出することで、中心市街地の交通環境	支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事	

市道 1313 号 (日高町地内) について拡幅整備を行う L=40m 実施時期 令和元年度～令和4年度		を整える。 中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	業) 実施時期 令和2年度	
事業名 5:市道3号(中央町地内)改良事業 事業内容 市道3号(中央町地内)について拡幅整備を行う L=400m 実施時期 平成25年度～	川西市	都市計画道路鶴之荘花屋敷線の歩道整備を行うことで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出することで、中心市街地の交通環境を整える。 中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業) 実施時期 平成30年度～令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 3:都市計画道路豊川橋山手線整備事業(再掲) 事業内容 美園町、絹延町地内の都市計画道路豊川橋山手線の道路・踏切拡幅を行う。 L=275m 実施時期 平成26年度～令和4年度	川西市	キセラ川西地区から絹延橋を結ぶ道路及び歩道の拡幅に合わせ、踏切拡幅することで、通行の安全確保とキセラ川西地区へのアクセス向上を図り、中心市街地全体の回遊性向上を図る。 中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業) 実施時期 令和3年度～令和4年度	

<p>事業名 4:市道 1313 号(日高町地内)改良事業(再掲)</p> <p>事業内容 市道 1313 号(日高町地内)について拡幅整備を行う L=40m</p> <p>実施時期 令和元年度～令和 4 年度</p>	<p>川西市</p>	<p>市道 1313 号の道路拡幅を行うことで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出することで、中心市街地の交通環境を整える。</p> <p>中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>実施時期 令和 3 年度～令和 4 年度</p>	
<p>事業名 5:市道 3 号(中央町地内)改良事業(再掲)</p> <p>事業内容 市道 3 号(中央町地内)について拡幅整備を行う L=400m</p> <p>実施時期 平成 25 年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>都市計画道路鶴之荘花屋敷線の歩道整備を行うことで、歩行者等の快適な通行と安全・安心な空間を創出することで、中心市街地の交通環境を整える。</p> <p>中心市街地の回遊性を高める 本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業)</p> <p>実施時期 令和 3 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

(1) 都市福利施設の整備の必要性

現状分析

本市においては、少子高齢化が進んでおり、地域の相互扶助機能が低下し、社会的なつながりが希薄化するなど、地域社会の変容が目立っている。また、核家族化の進展や女性の社会参画、ライフスタイルの変化などにより、出生率が全国平均に比べ低い水準で横ばいの状況にあり、これにともなう少子化の進行は、将来における人口の減少や、地域社会の活力の低下など、大きな問題となっている。

本市の中心市街地においても同様の傾向があり、少子高齢化の進行が現れている。そのため、中心市街地では、これまでに健康づくりの推進として、保健福祉サービスの提供等を行っている。また、子ども・子育て支援施策推進のために、教育・保育の量的拡大及び質的向上に向けた施設整備や子育て支援事業を行ってきた。このほか、キセラ川西プラザ整備事業により、文化ホールに加えて、福祉・保健・公民館機能が連携した複合施設を整備し、中心市街地において、人々の出会いとふれあいの場の創出を図り、地域交流がさらに促進されることとなった。

今後さらに都市福利のための取り組みを継続的に行い、生活者にとって暮らしやすいまちづくりを進めていくとともに、既存施設を活用し、生活者にとっての情報提供や拠点機能など、中心市街地での暮らしやにぎわいづくりに関わる取り組みを展開する必要がある。

都市福利施設の整備の必要性

少子高齢化に伴う活力低下に備え、充実した教育・保育環境の整備や子育て相談、子育て中の親子が気軽に集う場の提供など、子育て支援の充実を図ることが重要である。

あわせて、更なる健康づくりの増進、社会福祉サービスの充実に向け、健康・社会福祉の拠点整備を図ることが必要である。

フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

(2) 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 6: (仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業</p> <p>事業内容 市北部から市立川西病院を移設する。</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	民間事業者、川西市	<p>将来にわたり、市民に安心して安全な医療を提供していくため、市北部から市立川西病院を移設する。その結果としてキセラ川西地区の都市機能が増進することで、安心して暮らせるまちを創造する。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 公立病院の再編・ネットワーク化に関する財政措置</p> <p>実施時期 令和2年度～令和4年度</p>	
<p>事業名 7: 川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備</p> <p>事業内容 子育て支援の充実のため、川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こども園を整備することで、子育て世代</p>	川西市	<p>質の高い教育・保育サービスを提供するため、川西北幼稚園と川西北保育園の一体化を進め、幼保連携型認定こども園を整備することで、子育て世代を中心市街地に呼び込み、定住人口の増加をめざす。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力あ</p>	<p>支援措置 学校施設環境改善交付金</p> <p>実施時期 令和2年度～令和3年度</p>	

<p>を中心市街地に呼び込む 実施時期 令和元年度～令和3年度</p>		<p>る場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 8: こども若者相談センターの運営 事業内容 地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。 実施時期 平成30年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>少子化や核家族化の進行などによる子育て中の親の孤独化や不安感を緩和し、子どもの健全な成長を促進するための事業として位置付けており、子育て中の親子が気軽に集い、不安や悩みを相談できる場を提供すること等により、暮らしやすい中心市街地を創造する。 中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 重層的支援体制整備事業交付金 実施時期 平成27年度～</p>	
<p>事業名 9: 民間保育施設整備補助事業 事業内容 待機児童ゼロの継続及び入所保留児の解消を図るため、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施する 実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、川西市</p>	<p>待機児童ゼロの継続及び入所保留児の解消を図るため、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。 中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 就学前教育・保育施設整備交付金 実施時期 令和元年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>67: みつなかホール改修事業</p> <p>事業内容 みつなかホールの空調設備の改修を行う。</p> <p>実施時期 令和6年度</p>	<p>川西市</p>	<p>利用停止しているみつなかホールの空調設備の改修を行い、みつなかホールにおけるイベント実施を再開し、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 69: 総合体育館の大規模改修工事</p> <p>事業内容 今後長期的に施設を使用できるように、総合体育館の大規模改修工事を行う。</p> <p>実施時期 令和7年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>長期的に施設を使用できるように、総合体育館の大規模改修工事を行い、恒常的な賑わいの創出を図る。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

(1) まちなか居住の推進の必要性

現状分析

本市は大阪都市圏の住宅都市として発展し、市北部では大手民間ディベロッパーによる戸建住宅地の開発・供給が行われてきた。一方、中心市街地においても悪化する住環境の改善や都市基盤の更新を図るため、昭和 48 年度に策定した「駅周辺都市整備計画基本構想」や「小花地区都市再開発基本構想」などによる市街地再開発事業や優良再開発建築物整備促進事業などにより、住宅が供給されてきた。また、第 2 期計画において、キセラ川西マンション建設事業が進められ、新たに住宅が供給されてきた。

一方で、中心市街地には、老朽化が進んでいる住宅もあり、快適な生活環境の創造のためにリニューアルなどの事業が必要となっている。

また、中心市街地では、今後、少子高齢化の進行がさらに進むことで、中心市街地の居住人口が減少する恐れがあり、その対応を図る必要がある。

住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための必要性

中心市街地における少子高齢化、居住人口の減少は、まちなかのにぎわい喪失につながることから、まちなか活性化の基礎体力ともいうべき、転入促進、居住人口の維持を図ることが極めて重要である。

そのため、新たな住宅供給を進めるとともに、特に少子高齢化に対応し、子どもを育成する家庭に適した居住環境の確保や職業生活と家庭生活の両立等の推進に向け、教育・保育施設の整備・充実を図ることが必要である。

フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

(2) 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 57: 中心市街地未利用財産利活用検討事業</p> <p>事業内容 中心市街地内市有未利用財産の効果的な利活用を図る</p> <p>実施時期 令和6年度～</p>	川西市	<p>中心市街地内の市有未利用財産の市場調査等を実施し、民間への貸付や売却も含む中長期的・効果的な利活用を検討し、区域内の都市機能の増進を図る。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和6年度4月～令和8年3月</p>	区域内
<p>事業名 62: 中心市街地未利用地民間活用事業</p> <p>事業内容 中心市街地内に存置している未利用財産(建物)を解体し、民間事業者へ更地を貸付又は売却することで未利用財産の効果的な活用を行い、区域内の都市機能の増進を図る。</p> <p>実施時期 令和6年度～</p>	川西市	<p>中心市街地内に存置している未利用財産(建物)を解体し、民間事業者へ更地を貸付又は売却することで未利用財産の効果的な活用を行い、区域内の都市機能の増進を図る。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 令和6年度～</p>	

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 10:花屋敷団地建替事業</p> <p>事業内容 花屋敷団地の建て替えを行い、他団地から移転集約し、中心市街地全体の転入を増やす。</p> <p>実施時期 令和元年度～令和4年度</p>	川西市	<p>老朽化が進む花屋敷団地の建て替えを行い魅力的な景観など、住環境を向上させることで、新たな居住者が入居し、定住人口の増加を図る。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業))</p> <p>実施時期 令和元年度～令和4年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	
<p>事業名 7:川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備(再掲)</p> <p>事業内容 子育て支援の充実のため、川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こども園を整備することで、子育て世代を中心市街地に呼び込む</p> <p>実施時期 令和元年度～令和3年度</p>	川西市	<p>質の高い教育・保育サービスを提供するため、川西北幼稚園と川西北保育園の一体化を進め、幼保連携型認定こども園を整備することで、子育て世代を中心市街地に呼び込み、定住人口の増加をめざす。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 学校施設環境改善交付金</p> <p>実施時期 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>事業名 9:民間保育施設整備補助事業(再掲)</p> <p>事業内容</p>	民間事業者、川西市	<p>待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。</p>	<p>支援措置 保育所等整備交付金、認定こども園</p>	

<p>待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施する 実施時期 令和元年度～</p>		<p>中心市街地において魅力的な場の提供を行う本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>施設整備交付金 実施時期 令和元年度～</p>	
---	--	--	---	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 11: 民間マンション建設事業 事業内容 中心市街地の未利用地に民間のマンションを整備する。 実施時期 令和2年度～</p>	<p>民間事業者</p>	<p>中心市街地の未利用地に民間のマンションが整備されることで、中心市街地の居住人口の増加を図り、にぎわいを創出する。 中心市街地においてまちなか居住の推進に資する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 12: 川西能勢口駅東地区再生事業 事業内容 既存建物等のリニューアル及び更新等を検討し、川西能勢口駅東地区の再生を図る。 実施時期 令和2年度</p>	<p>民間事業者</p>	<p>既存建物等のリニューアル及び更新など、川西能勢口駅東地区の再生を図るための検討を行う。 中心市街地において魅力的な場の提供に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力向上のための事業及び措置に関する事項

(1) 経済活力の向上の必要性

現状分析

本市において、中心市街地は小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積などの割合が高いことから、商業の中心地といえる。

しかし、商業・サービス施設の多くは、市街地再開発事業の床を活用したショッピングセンターとなっており、再開発ビルの老朽化などにより、空き店舗や再開発ビルの空き床の顕在化がみられる。また、中心市街地における商業の傾向を見ると、小売業の商店数をはじめ、従業者数や年間商品販売額について減少傾向にある。

一方、ソフト面においては、多様なイベントが継続的に開催されているものの、中心市街地の滞留時間の増加や、歩行者・自転車通行量の増加につながっておらず、にぎわい再生の効果が発現されていない状況である。

今後、中心市街地としてより多くの来街者に訪れてもらい、長時間滞留してもらうためには、新たに商業機能を充実させるとともに、こうしたイベントなどを通じて、「常に何かやっている」という期待感を来街者に持ってもらい、中心市街地の魅力を感じてもらうことが重要である。

商業の活性化のための事業及び措置の必要性

中心市街地では、これまで各主体がにぎわいの創出に向けたイベントを開催してきているが、さらに、回遊・滞留・交流性を高めるために、今後もこれらのイベントの内容を充実させたいうえで継続的に実施していくことが必要である。

イベント実施にあたっては、多くの来街者に訪れてもらい、長時間滞留してもらうために、商業者だけでなく様々な関係者と協働したイベント、本市の特産品などを利用したイベント、優れた芸術・文化の鑑賞イベントなど、多様なイベントを実施していくことが必要である。

フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

(2) 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 15: 川西まちなかウォッチング事業</p> <p>事業内容 「ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業」、「藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業」などの中心市街地活性化事業の実現化のため、市民と協働でまちなかの調査を行う。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	川西市中心市街地活性化協議会、市民	<p>川西能勢口駅前の道路空間を飲食イベントなどでの活用をめざす事業である「ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業」、藤ノ木さんかく広場との一体的な活用が期待される「藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業」の実現化のため、市民と協働でまちなかの調査を行う。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和2年4月～令和8年3月</p>	区域内
<p>事業名 16: 中心市街地イルミネーション事業</p> <p>事業内容 川西能勢口駅前、川西池田駅前等でイルミネーション事業を実施する。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	川西市中心市街地イルミネーション実行委員会、かわにし能勢口まつり実行委員会	<p>川西能勢口駅前、川西池田駅前等で12月～1月にイルミネーション事業を実施することで来街者を集め、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和2年4月～令和8年3月</p>	区域内
<p>事業名 17: 猪名川花火大会</p> <p>事業内容 8月中旬に、川西市・池田市で猪名川河川敷を会場に、花火大会</p>	川西市、池田市、猪名川花火大会開催委員会	<p>中心市街地に隣接する猪名川河川敷で猪名川花火大会を開催する。</p> <p>猪名川花火大会は北摂地域の一大イベントとして川西市と池田市が共催し、川西市には約6万</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和2年4月</p>	区域外

<p>を開催する。 実施時期 昭和 23 年度～</p>		<p>人が訪れている。その多くは中心市街地にある川西能勢口駅、川西池田駅を利用し、駅前の商業施設で買い物していることに加え、商店街団体がイベントを実施するなど、波及効果が生まれ、中心市街地の活性化に寄与している。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>～令和 8 年 3 月</p>	
<p>事業名 18:みつなかオペラ 事業内容 企画から運営まで市民参画のもと、手作りによる市民オペラを開催する。 実施時期 平成 8 年度～</p>	<p>みつなかオペラ実行委員会</p>	<p>みつなかオペラは、企画から運営までを市民の手作りで行い、市民のオペラ公演への自主的参加や理解を促し、地域創作活動の活性化と地域文化の振興を図るイベントとして開催し、来街者を立ち寄らせることで、にぎわいを創出する。</p> <p>文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和 2 年 4 月～令和 8 年 3 月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 20:川西市中心市街地活性化協議会運営支援事業 事業内容 中心市街地活性化協議会が中心市街地の活性化のために行うイベント事業や遊休地、空き店舗の有効活用のためのコーディネート、まちづくりの</p>	<p>川西市</p>	<p>中心市街地活性化協議会が中心市街地の活性化のために行うイベント事業や遊休地、空き店舗の有効活用のためのコーディネート、まちづくりのプレイヤーの発掘などを行うまちづくりリーダーの活動に支援を行う。</p> <p>来街者の増加、賑わいの創出、回遊性の向上につながる本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和 2 年 4 月～令和 8 年 3 月</p>	<p>区域内</p>

<p>プレイヤーの発掘などを行うまちづくりリーダーの活動に支援を行う。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>		<p>『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 55:清和源氏まつり</p> <p>事業内容 清和源氏発祥の地である本市の歴史的な観光行事である清和源氏まつりを、令和3年度から中心市街地において実施する</p> <p>実施時期 令和3年度～</p>	<p>清和源氏まつり実行委員会、川西市観光協会、川西市</p>	<p>清和源氏発祥の地である本市の歴史的な観光行事「清和源氏まつり」の見どころである懐古行列を令和3年度から中心市街地において実施する。これに合わせてキセラ川西せせらぎ公園でのイベント開催や中心市街地周遊MAPの配布を行うことにより、来街者の継続的な再訪の増加につなげることで、中心市街地ににぎわいを創出する。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和2年4月～令和8年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 58:はたちのつどいまちなかにぎわい事業</p> <p>事業内容 キセラ川西プラザではたちのつどいを実施するとともに、キセラ川西せせらぎ公園などではたちを迎えた人向けのPRイベントを開催する</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	<p>川西市、川西市中心市街地活性化協議会</p>	<p>はたちのつどいの開催にあわせて、キセラ川西せせらぎ公園などで中心市街地内の事業者によるはたちを迎えた人向けのPRイベントを開催し、20歳を迎えた市民を祝い、中心市街地の魅力の周知を図ることにより、はたちを迎えた人の来街を促進する。</p> <p>中心市街地のにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和4年4月～令和8年3月</p>	<p>区域内</p>
<p>事業名 63:川西市展</p>	<p>川西市</p>	<p>「川西市展」は、洋画、日本画、書、彫刻・立体造形、工芸、写真、</p>	<p>支援措置 中心市街地</p>	<p>区域内</p>

<p>内容 芸術作品の公募展の実施 実施時期 平成4年度～</p>		<p>現代美術の7部門の公募展で、市内・外を問わず広く参加を募り、市民文化を高めることを目的に中心市街地での展示を開催し、賑わいを創出している。 多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>活性化ソフト事業 実施時期 令和7年1月～令和8年3月</p>	
<p>事業名 64：市制70周年記念事業に伴うにぎわい創出事業 内容 川西能勢口駅周辺での地域事業者との連携による合同販促イベントやキセラホールでの記念コンサート及びキセラ川西せらぎ公園周辺での秋の味覚を楽しむイベントなどを実施するほか、川西能勢口駅周辺の施設の壁面などに様々な魚が遊泳しているデザインを用いて、水族館を再現する市制70周年記念事業を実施。また、市制70周年記念事業実施後もアステ川西に</p>	<p>川西市</p>	<p>川西市が市制70周年を迎えるにあたり、地域事業者と連携し、中心市街地区域内で様々な事業を実施。周年期間中に様々なイベントを実施することで来街者を集め、中心市街地のにぎわいを創出。また、アステ川西に設置された大型LEDビジョンを利用し、市のプロモーション、防災情報の発信などを行うことで賑わいの継続を図る。中心市街地区域内全域を利用し、様々なイベントを開催することで、多くの来街者を呼び込み、にぎわいを創造する本事業は、目標『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』に位置付けられる。 来街者の増加、賑わいの創出の向上につながる本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和6年4月～令和8年3月</p>	<p>区域内</p>

<p>設置された大型LEDビジョンを利用し、市のプロモーション、防災情報の発信などを行う。</p> <p>実施時期 令和6年度～</p>		<p>な事業である。</p>		
<p>事業名 65：川西市コミュニティパーク整備事業</p> <p>内容 駅前商業施設内に多世代が交流できる場として「コミュニティパーク」を整備する。また、市の様々な情報発信のための大型ビジョンを設置する。</p> <p>実施時期 令和6年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>多世代が集えるスペース「コミュニティパーク」を整備し、中心市街地の活性化を図る。また大型のLEDビジョンを設置し、市のプロモーション、防災情報の発信などに利用する。</p> <p>来街者の増加、賑わいの創出の向上につながる本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地再活性化特別対策事業</p> <p>実施時期 令和6年4月～</p>	
<p>事業名 66：生涯学習講座運営事業</p> <p>事業内容 生涯学習の支援事業として、中学生を除く15歳以上の市民を対象に「川西市生涯学習アカデミー」を開講する。</p> <p>アステホールでの対面授業のほか、公民館では対面授業の様子をオンライン配信で受講することが可能。</p>	<p>川西市</p>	<p>自己の充実や生きがいの創出を図るための生涯学習講座を実施し、アステ市民プラザへの来館を促進することで、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 令和6年4月～令和8年3月</p>	<p>区域内</p>

実施時期 令和6年度～				
----------------	--	--	--	--

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 13: 中心市街地空き店舗等出店支援事業</p> <p>事業内容 中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう家賃の一部の補助を行う。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	川西市	<p>中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう家賃の一部の補助を行うことで、中心市街地に魅力的な店舗を呼び込む。</p> <p>中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 デジタル田園都市国家構想交付金 実施時期 令和4年度～令和6年度</p> <p>支援措置 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) 実施時期 令和7年度</p>	
<p>事業名 14: 中心市街地起業家支援事業</p> <p>事業内容 中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行う。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	川西市	<p>中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行うことで、事業継続への支援を行い、まちで活躍する人を育成する。</p> <p>中心市街地の恒常的なにぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 デジタル田園都市国家構想交付金 実施時期 令和4年度～令和6年度</p> <p>支援措置 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金) 実施時期 令和7年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 21: コワーキングスペース運営支援事業</p> <p>事業内容 起業をめざしている者や既に起業している者などが集まれる場を提供する。</p> <p>実施時期 令和2年度～</p>	<p>民間事業者、川西市</p>	<p>起業をめざしている者や既に起業している者などが集まれる場を提供することで、市内での起業を増やすなど、まちに新たな仕事を創出し、中心市街地の活力向上を図る。</p> <p>中心市街地の活力向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 コワーキングスペース開設支援事業(兵庫県補助金)</p> <p>実施時期 令和2年度～</p> <p>支援措置 地方創生推進交付金</p> <p>実施時期 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>事業名 22: かわにし健幸マイレージ事業</p> <p>事業内容 民間事業者や他市町と協力し、歩くことで健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施する。歩く仕掛けとして、市内協力店で使用できる商品券を導入する。</p> <p>実施時期 平成26年度～令和4年度</p>	<p>川西市、新潟県見附市、千葉県長生郡白子町、民間事業者</p>	<p>中心市街地において、「歩くこと」で健康になることを目的とした健幸マイレージ事業を実施することで、回遊性を創出する。また、中心市街地内で実施するソフト事業と連携した取り組みを検討することにより、さらなるにぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置 地方創生推進交付金</p> <p>実施時期 平成30年度～令和4年度</p>	
<p>事業名 13: 中心市街地空き店</p>	<p>川西市</p>	<p>中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援</p>	<p>支援措置 地方創生推</p>	

<p>舗等出店支援事業 事業内容 中心市街地の空き店舗に出店する事業者に対し、開店の支援を行うとともに、事業が継続できるよう家賃の一部の補助を行う。 実施時期 令和2年度～</p>		<p>を行うとともに、事業が継続できるよう家賃の一部の補助を行うことで、中心市街地に魅力的な店舗を呼び込む。 中心市街地の経済活力の向上に資する本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>進交付金 実施時期 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>14: 中心市街地起業支援事業(再掲) 事業内容 中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行う 実施時期 令和2年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>中心市街地で新たに起業する者、起業間もない者に対し、セミナーの実施や、悩み相談などのフォローアップを行うことで、事業継続への支援を行い、まちで活躍する人を育成する。 中心市街地の恒常的なにぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 地方創生推進交付金 実施時期 令和2年度～令和3年度</p>	
<p>事業名 60: 駅前中心市街地活動拠点整備・運営事業 事業内容 川西能勢口駅前の市民トイレを改修し、活動拠点を整備する。 実施時期 令和4年度～</p>	<p>川西市・中心市街地活性化協議会</p>	<p>川西能勢口駅前にある市民トイレを改修し、中心市街地のイベント情報の集約・発信やプレイヤーの活動拠点を整備することで、中心市街地内の各活動の活性化を図る。さらにペDESTリアンデッキにぎわい活用事業と連携し、相乗的なにぎわい創出を図る。 中心市街地の魅力を高める本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 実施時期 令和4年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 24: ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業</p> <p>事業内容 川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間でにぎわいイベントを実施する。</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、中心市街地活性化協議会</p>	<p>歩行者は多いもののこれまで有効活用されていなかった川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間で道路管理者と連携し、にぎわいイベントを実施することで、周辺施設への集客や来街者の増加を図る。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>道路の占用の特例の活用検討</p>
<p>事業名 25: 藤ノ木さんかく広場北側ポケットパーク活用事業</p> <p>事業内容 藤ノ木さんかく広場とその北側のポケットパークの一体的な活用を行う。</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、中心市街地活性化協議会</p>	<p>藤ノ木さんかく広場と隣接しているポケットパークを道路管理者と連携し、広場の利用と合わせて一体的に活用することで相乗的なにぎわい創出を図る。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>道路の占用の特例の活用検討</p>
<p>事業名 26: 市役所西側ポケットパーク活用事業</p> <p>事業内容 藤ノ木さんかく広場とその北側のポケットパークの一体的な活用を行う。</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、中心市街地活性化協議会</p>	<p>川西能勢口駅とキセラ川西地区を結ぶエリアにあるこれまで活用されていなかったポケットパークを道路管理者と連携し、回遊性の向上やにぎわい創出を目的としたイベントで活用することにより駅前とキセラ川西地区の相乗的なにぎわい創出を図る。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』を目標とする中心</p>		<p>道路の占用の特例の活用検討</p>

		市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名 27: 藤ノ木さんかく広場運営事業</p> <p>実施内容 川西能勢口駅東側地区に誕生した新たなにぎわい拠点として、キセラ川西地区との導線を創出する。</p> <p>実施時期 平成 29 年度～</p>	<p>中心市街地活性化協議会及び川西能勢口振興開発株式会社、市民</p>	<p>川西能勢口駅東地区の新たなにぎわい拠点として中心市街地での更なるにぎわいを獲得するとともに、キセラ川西地区に至るまでの新たな回遊ルートを創出する。また、市民主体で広場のイベントを実施することを通じてまちで活躍する人を育成する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やすことによるにぎわいの創出や、まちで活躍する人を育成する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 28: 藤ノ木さんかくマーケット</p> <p>事業内容 藤ノ木さんかく広場にて定期的に市民主体のフリーマーケットを開催する</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、中心市街地活性化協議会</p>	<p>整備された藤ノ木さんかく広場において、定期的に市民が主体となり、フリーマーケットを開催し、にぎわいの創造を図る。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 29: 川西音楽祭</p> <p>事業内容 年に 2 回（春・秋）に藤ノ木さんかく広場で音楽祭を開催する。</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業者、中心市街地活性化協議会</p>	<p>整備された藤ノ木さんかく広場において、定期的に川西音楽祭を実施し、にぎわいの創造を図る。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名</p>	<p>民間事業</p>	<p>地元民を中心とした出展者</p>		

<p>30:口ハスパーク川西 事業内容 キセラ川西せせらぎ 公園でハンドメイド、 自然食品、健康、美容 などのワークショップ のブースだけを集 めてイベントを実施 する。 実施時期 令和元年度～</p>	<p>者、中心 市街地活 性化協議 会</p>	<p>で、ハンドメイド、自然食品、健 康、美容の体験ワークショップ のブースだけを集めることで、 コミュニティの活性化、持続可 能な社会の構築を目的としたイ ベントを実施し、にぎわいを創 出する。 中心市街地への来街者を増や す本事業は、『恒常的なにぎわい が生まれる持続可能なまちを創 造する』、『魅力ある場所や、活躍 する人が生まれるまちを創造す る』を目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 31:コスプレイベント in 川西 事業内容 川西に縁のあるアニ メや、清和源氏のコス プレをし、川西能勢口 駅からキセラ川西地 区まで回遊するイ ベントを開催する。 実施時期 令和2年度～</p>	<p>民間事業 者、中心 市街地活 性化協議 会</p>	<p>川西に縁のあるアニメや、清 和源氏のコスプレをし、川西能 勢口駅からキセラ川西地区まで 回遊するイベントを開催するこ とで、川西市をPRし、中心市街 地に若者を呼び込むことで、に ぎわいを創出する。 中心市街地への来街者を増や す本事業は、『恒常的なにぎわい が生まれる持続可能なまちを創 造する』、『魅力ある場所や、活躍 する人が生まれるまちを創造す る』を目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 32:にぎわいイベント 誘致事業 事業内容 中心市街地に市民参 画型のイベントを誘 致する。 実施時期 令和元年度～</p>	<p>民間事業 者、中心 市街地活 性化協議 会</p>	<p>中心市街地において市民参画 型のイベントを誘致し、にぎわ い創出につなげていく。 中心市街地への来街者を増や す本事業は、『恒常的なにぎわい が生まれる持続可能なまちを創 造する』、『魅力ある場所や、活躍 する人が生まれるまちを創造す る』を目標とする中心市街地の 活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 33:まちのプレイヤー 発掘事業 事業内容 タウンマネージャー</p>	<p>中心市街 地活性化 協議</p>	<p>タウンマネージャーが中心と なり、まちの使い方や活性化を テーマに交流し、まちで活躍す るプレイヤーを発掘すること で、相乗的なまちのにぎわいを</p>		

<p>が中心となり、まちの使い方や活性化をテーマに交流し、まちで活躍するプレイヤーを発掘する。</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>		<p>創出する。</p> <p>中心市街地活躍する人を増やす本事業は、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 12:川西能勢口駅東地区再生事業(再掲)</p> <p>事業内容 既存建物等のリニューアル及び更新等を検討し、川西能勢口駅東地区の再生を図る。</p> <p>実施時期 令和2年度</p>	<p>民間事業者</p>	<p>既存建物等のリニューアル及び更新など、川西能勢口駅東地区の再生を図るための検討を行う。</p> <p>中心市街地において魅力的な場の提供に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 34:生涯学習短期大学レフネック運営事業及び高齢者大学りんどう学園開設事業</p> <p>事業内容 生涯学習の支援事業として、レフネックは市内在住・在勤者を対象に、りんどう学園は市内在住の60歳以上を対象にそれぞれ2年間の学習の場を提供している</p> <p>実施時期 レフネックは平成6年度～令和4年度、りんどう学園は昭和59年度～令和4年度</p>	<p>川西市</p>	<p>自己の充実や生きがいの創出を図るための生涯学習の支援事業を実施し、アステ市民プラザへの来館を促進することで、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 35:図書館運営事業</p> <p>事業内容 市民が学び、楽しむた</p>	<p>川西市</p>	<p>市民が学び、楽しむための情報を発信するために、各年齢層に応じた事業を実施し、図書館への来館を促進することで、に</p>		

<p>めの情報を発信するために、各年齢層等（児童・青少年、高齢者、障がい者ほか）に応じた事業を実施する。</p> <p>実施時期 平成 18 年度～</p>		<p>ぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 36: 子どもの読書活動推進事業</p> <p>事業内容 子ども読書応援ボランティアの養成と、資料やサービスの内容の充実を図る。</p> <p>実施時期 平成 18 年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>子どもの読書活動を推進するために、子ども読書応援ボランティアの養成と、資料やサービスの内容の充実を図り、図書館への来館者を増加させることで、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やす本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 37: 源氏まつりイベント</p> <p>事業内容 4 月上旬に開かれる「川西市源氏まつり」の PR として、アステ川西びいぶう広場で、イベントをまつり当日に開催する。</p> <p>実施時期 平成 18 年度～令和 2 年度</p>	<p>源氏まつり実行委員会、川西市観光協会、川西市</p>	<p>清和源氏発祥の地である本市の歴史的な観光行事である源氏まつりのイベントとして、アステ川西のびいぶう広場で開催しており、中心市街地のにぎわい創出のための商業活性化事業として位置付けている。本市は清和源氏発祥の地としての歴史があり、本市の中部に位置する多田神社において、毎年 4 月に「源氏まつり」が開催されている。</p> <p>まつりの中で行われる懐古行列に出演する武者や三御前らをアステ川西のびいぶう広場で披露するイベントを実施し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創</p>		

		造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名 38:かわにし寄席 桂米朝 一門会</p> <p>事業内容 古典芸能「落語」を鑑賞する場を提供する。</p> <p>実施時期 平成8年度～</p>	<p>公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団</p>	<p>幅広い年齢層に日本の伝統芸能への理解を深めることで、文化の振興を図る公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 39:川西こころ街シリーズ</p> <p>事業内容 文化、芸術団体や個人などで全国的に活躍しようとする若手芸術家を取りあげ、みつなかホールで芸術文化公演を開催する。</p> <p>実施時期 平成8年度～</p>	<p>公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団</p>	<p>地域住民の主體的な芸術文化活動を育成・援助することを目的に、本市に拠点を置く文化、芸術団体や個人などで全国的に活躍しようとする若手芸術家を取りあげ、みつなかホールにおいて芸術文化公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 40:ベストクラシックス</p> <p>事業内容 著名演奏団体、演奏家による公演を開催する。</p> <p>実施時期</p>	<p>公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団</p>	<p>国内外の著名演奏団体、演奏家による公演をみつなかホールにおいて開催し、文化の振興を図るとともに、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常</p>		

平成 8 年度～		的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
事業名 41:市民合唱とオーケストラシリーズ 事業内容 川西市民合唱団がプロのオーケストラ、指揮者などと共演する。 実施時期 平成 10 年度～	公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団	地域住民の主体的な芸術文化活動を育成・援助することを目的に、川西市民合唱団がプロのオーケストラ、指揮者などと共演する公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。 文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
事業名 42:大蔵流 茂山狂言 川西公演 事業内容 伝統芸能「狂言」を鑑賞する場を提供する 実施時期 平成 16 年度～	公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団	幅広い年齢層に日本の伝統芸能への理解を深めることで、文化の振興を図る公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。 文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
事業名 43:プラス・フェスタ in KAWANISHI 事業内容 市内の中学・高校と猪名川町立中学校の吹奏楽部員が出演し、日	公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団	地域住民の主体的な芸術文化活動を育成・援助することを目的に、市内の中学・高校と猪名川町立中学校の吹奏楽部員が出演し、日頃の練習成果を発表する公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。		

<p>頃の練習成果を発表する。</p> <p>実施時期 平成9年度～</p>		<p>本市の文化事業の振興とともに、回遊性を促進する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 44:0歳から楽しめる親子のための舞台芸術</p> <p>事業内容 伝統芸能への理解を子どもの頃から深めるために、ファミリー向けの舞台芸術を開催する。</p> <p>実施時期 平成26年度～</p>	<p>公益財団法人川西文化・スポーツ振興財団</p>	<p>大人から子どもまで日本の伝統芸能への理解を深めるための舞台芸術公演を開催し、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>文化振興により中心市街地の魅力を向上させるとともに、回遊性を促進する本事業は、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 45:いちじくの即売会</p> <p>事業内容 本市の特産物『いちじく』の即売会をアステ川西びいぶう広場で実施する。</p> <p>実施時期 昭和42年度～</p>	<p>農業振興研究会</p>	<p>いちじくの即売会は、本市の特産物である朝採りのいちじく「朝採りの恵み」をアステ川西びいぶう広場で販売しており、中心市街地のにぎわいのための商業活性化事業として位置付けている。本市のいちじくは、特産品として大阪や阪神間で人気があり、多くの市民や近隣市町からの来街者が訪れているため、継続して開催することで、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 46:桃の即売会</p> <p>事業内容</p>	<p>農業振興研究会</p>	<p>桃の即売会は、いちじくと同様に特産物である桃をアステ川西びいぶう広場で販売してお</p>		

<p>本市の特産物『桃』の即売会をアステ川西ぴいぶう広場で実施する</p> <p>実施時期 昭和 59 年度～</p>		<p>り、中心市街地のにぎわいのための商業活性化事業として位置付けている。大阪や阪神間でも人気があり、多くの市民や近隣市町からの来街者が訪れているため、継続して開催することでにぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 47:かわにしまるまるマルシェ</p> <p>事業内容 地元農家で生産される新鮮な農作物や、市内の農産物を加工して作られた特産品を、市内外に広く PR を兼ねて販売するためにかわにしまるまるマルシェを実施する。</p> <p>実施時期 平成 18 年度～</p>	<p>農業振興研究会</p>	<p>かわにしまるまるマルシェは、中心市街地のにぎわいのための商業活性化事業として位置付けており、藤ノ木さんかく広場を利用して、地元で生産される新鮮な農作物を農家から仕入れ、「生産者のプロフィール」などを紹介しながら産直価格で販売するとともに、農産物を加工して作られた特産品を一堂に会して販売するイベントを開催し、川西市の特産品を市内外に広く PR するとともに、来街者を集めることで、にぎわいを創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 48:花と緑のアステ川西プロジェクト</p> <p>事業内容 アステ川西内外にお</p>	<p>民間事業者</p>	<p>花と緑のアステ川西プロジェクトは、アステ川西のテナント会であるアステ川西 TEMP0175 振興会が実施する地域活動で、中心市街地のにぎわいのための</p>		

<p>いて、花の苗などの植え込みや散水、手入れなどを行う 実施時期 平成 18 年度～</p>		<p>商業活性化事業として位置付けている。アステ川西の館内や敷地内の植栽スペースに、従業員が自らの手で、花の苗などを植え込み、施肥、散水、手入れなどを行うことにより、来館者に安らぎと潤いなどを体感してもらうものであり、顧客と従業員のコミュニケーションの育成と、ゆとりと緑の環境整備を行うことにより、魅力的な中心市街地を創出する。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわいを創出するとともに、中心市街地の美化・景観に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 50:かわにし音灯り 事業内容 プロ、公募の様々なアーティストによる音楽ライブを実施する。 実施時期 平成 23 年度～</p>	市民団体	<p>市民が主体となり企画運営する、まちづくりに対する積極性を育むための実践的大型ワークショップ。1万基の手作りキャンドルシェードに点灯し、魅力的な空間を演出する。またミュージシャンによる音楽ライブ、手作りの市民参加型模擬店を実施することで、中心市街地活性化と地域リーダーの育成を図る。</p> <p>中心市街地への来街者を増やし、にぎわい創出に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 59: 川西アートプロジェクト</p>	川西アートプロジェクト	<p>中心市街地の屋外空間で、体験型のアートイベントを開催し、中心市街地を訪れる人々や</p>		

<p>事業内容 中心市街地の屋外空間を活用し、体験型のアートイベントを行い、各所にアート作品を展示する 実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	<p>実行委員会、中心市街地活性化協議会</p>	<p>住民、アーティストが交流することで、にぎわいを創出する。 多くの来街者でにぎわいを創造する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>68: コワーキングスペース連携起業者支援事業 事業内容 市内コワーキングスペースと連携してセミナー等を開催する。 実施時期 令和7年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>市内コワーキングスペースと連携してセミナー等を開催し、コワーキングスペースを拠点とした起業者や起業希望者のコミュニティ形成を促進する。 中心市街地の活力向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

8.4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

(1) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

現状分析

4～7までで述べたように、川西能勢口駅周辺は、都市基盤の整備や都市サービス機能、街なか居住の推進、商業活性化に向けた取り組みなどにより、高い利便性を備えた本市の中心市街地である。また、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄妙見線、JR宝塚線が中心市街地を通過していることや、阪急電鉄とJRが大阪梅田以西で最初に交わる駅であることから、駅乗降客が多い。しかしながら、こうしたポテンシャルを活かした中心市街地の活性化を創造していく人材が不足している。

一方で、新たな開発が進むキセラ川西地区は、川西能勢口駅周辺と約1kmの距離があり、回遊性がよいとはいえない状況にある。

公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区の交通利便性向上を図り、来街者の回遊性・滞留性を促進していく必要がある。

フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

(2) 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

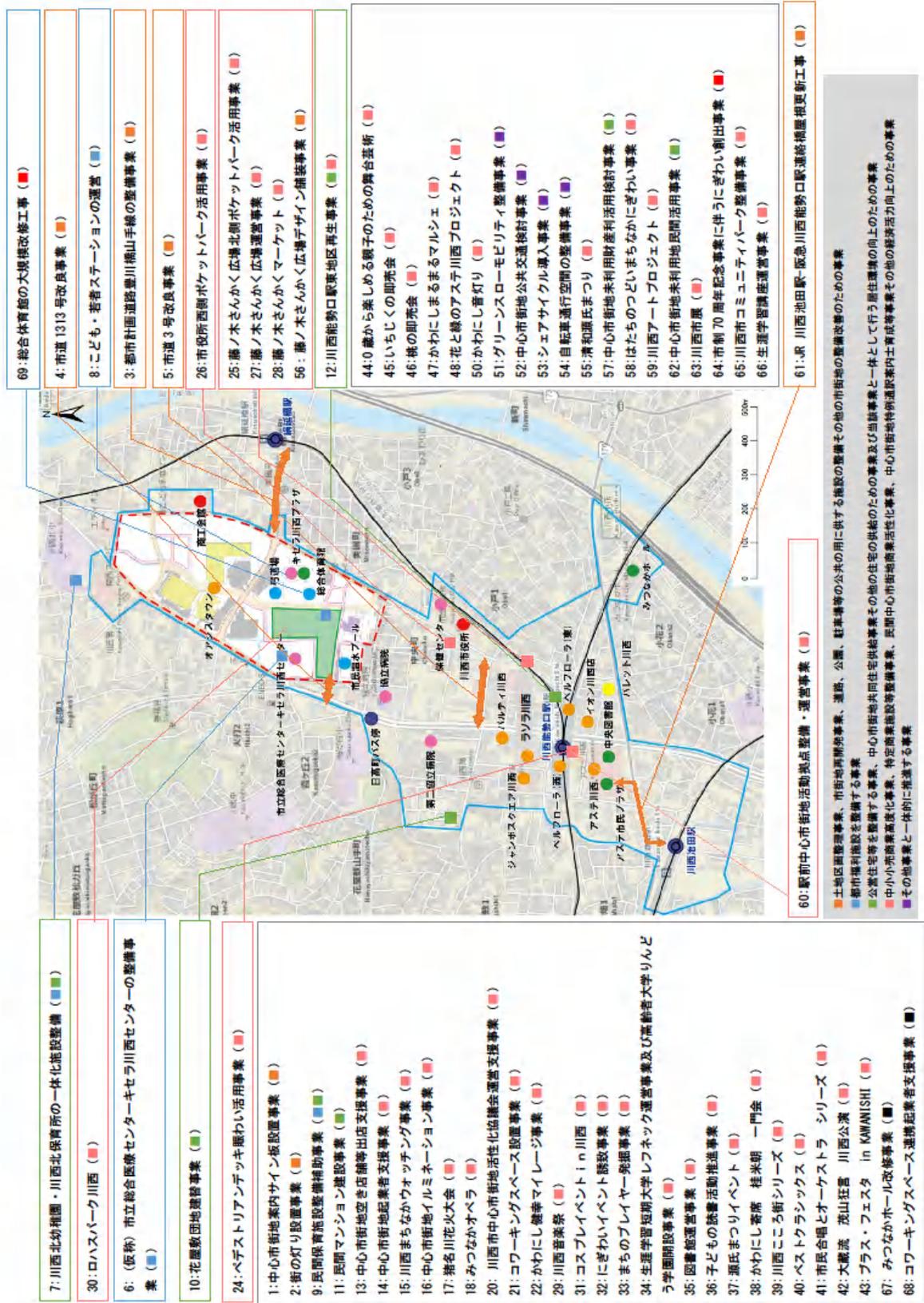
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 51: グリーンスローモビリティ導入事業</p> <p>事業内容 中心市街地内の回遊性向上のため、グリーンスローモビリティの運行について検討する</p> <p>実施時期 令和元年度～</p>	民間事業者、川西市	<p>川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区の回遊性向上を図るために、グリーンスローモビリティの運行について検討する。</p> <p>中心市街地の回遊性向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>	<p>支援措置 グリーンスローモビリティ導入実証事業</p> <p>実施時期 令和3年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 52: 中心市街地公共交通</p>	民間事業者、川西市	中心市街地内の回遊性及び中心市街地と周辺地域との交通		

<p>通検討事業 事業内容 中心市街地内の回遊性及び中心市街地と周辺地域との交通ネットワークの向上を図るための事業を検討する 実施時期 令和2年度～</p>	<p>市</p>	<p>ネットワークの向上を図るための事業を検討する。 中心市街地の回遊性向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 53:シェアサイクル導入事業 事業内容 川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区における手軽に使用できる交通手段としてシェアサイクルを導入する。 実施時期 令和2年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>川西能勢口駅周辺からキセラ川西地区における手軽に使用できる交通手段としてシェアサイクルを導入し、中心市街地の回遊性向上を図る。 中心市街地の回遊性向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		
<p>事業名 54:自転車通行空間の整備事業 事業内容 川西市自転車ネットワーク計画にて自転車ネットワーク路線に位置付けられた市道について、自転車専用通行帯の設置などを行う。 実施時期 令和2年度～</p>	<p>川西市</p>	<p>川西市自転車ネットワーク計画にて自転車ネットワーク路線に位置付けられた市道について、自転車専用通行帯の設置などを行い、中心市街地の回遊性向上を図る。 中心市街地の回遊性向上に寄与する本事業は、『恒常的なにぎわいが生まれる持続可能なまちを創造する』、『魅力ある場所や、活躍する人が生まれるまちを創造する』を目標とする中心市街地の活性化に寄与する事業である。</p>		

4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(1) 市町村の推進体制の整備等

中心市街地活性化を総括する組織

本市では商工業を所管する市民環境部産業振興課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

組織	所属員
市民環境部	部長 副部長
産業振興課	商工業担当 課長 1 名 課員 3 名

川西市中心市街地活性化基本計画策定連絡会議の設置

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、川西市中心市街地活性化基本計画に定める各種事業を円滑かつ確実に実施するため、市に庁内連絡会議を設置し、横断的な計画内容の検討とともに、様々な関係者との情報交換を行っている。

川西市中心市街地活性化推進に関する庁内連絡会議委員名簿

役職	所属
会長	市民環境部長
副会長	市民環境部副部長
委員	企画財政部副部長
委員	福祉部副部長
委員	都市政策部副部長
委員	土木部副部長
委員	教育推進部副部長
委員	こども未来部副部長

川西市議会における中心市街地活性化の審議

会議	要旨
平成 31 年 3 月定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・ アステ周辺の商業ゾーンとオアシスタウンキセラ川西との共存共栄について ・ 中心市街地における商業のオーバーストアについて ・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画を策定する意義について
平成 31 年 3 月一般会計 予算審査特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化の問題と計画の整合性について ・ 川西市全体で中心市街地の活性化に取り組むことについて

(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項

川西市中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、本市が作成する中心市街地活性化基本計画及び民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、本市の発展及び秩序ある整備を図り、市民生活及び経済の向上に寄与することを目的として、平成19年8月7日に川西市中心市街地活性化協議会を設置している。

構成員及び開催状況

() 構成員

	区分	団体名	役職	法令根拠
1	経済活力の向上	川西市商工会	会長	法第15条第1項第2号イ
2	同上	川西市	副会長	法第15条第4項第3号
3	都市機能の増進	川西都市開発(株)	副会長	法第15条第1項第1号ロ(川西市出資比率40%)
4	経済活力の向上	(一財)川西市まちづくり公社		法第15条第1項第2号ロ
5	同上	川西商店連盟		法第15条第4項第2号
6	同上	能勢口商業協同組合		法第15条第4項第2号
7	同上	TEMPO175振興会		法第15条第4項第1号
8	同上	パルティ川西名店会		法第15条第4項第1号
9	同上	ペルフローラかわにし商店会		法第15条第4項第2号
10	同上	(株)プライムプレイス		法第15条第4項第2号
11	同上	北摂百番街事業協同組合		法第15条第4項第2号
12	都市福利施設整備	(社福)川西市社会福祉協議会	監事	法第15条第4項第2号
13	公共交通機関の利便増進	阪急電鉄(株)		法第15条第4項第2号
14	都市機能の増進	川西市低炭素型複合施設PFI(株)		法第15条第4項第2号
15	同上	能勢電鉄(株)		法第15条第4項第2号
16	同上	阪急バス(株)		法第15条第4項第2号
17	地域経済代表有識者	(株)池田泉州銀行	監事	法第15条第4項第2号
18	有識者	川西市産業ビジョン推進委員会		協議会規約第5条第1項7号
19	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所		
20	オブザーバー	兵庫県阪神北県民局県民躍動室		
21	オブザーバー	(株)日本政策金融公庫尼崎支店		

22	オブザーバー	独立行政法人中小企業基盤整備機構		
----	--------	------------------	--	--

() 開催状況

開催年月日	会議名・議題等
平成 19 年 8 月 7 日	第 1 回協議会（設立総会）
平成 19 年 9 月 18 日	第 2 回協議会 ・基本計画策定のフローとスケジュール（案） ・中心市街地の状況 ・基本計画策定区域の設定と基本的な方針（案）等
平成 19 年 10 月 31 日	第 3 回協議会 ・中心市街地の活性化に関する基本計画・目標について ・基本計画案（事業構成）について
平成 19 年 11 月 27 日	第 4 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化基本計画（案）について ・意見書について ・パブリックコメントについて
平成 19 年 12 月 20 日	第 5 回策定連絡協議会 ・中心市街地活性化基本計画の認定について
平成 20 年 1 月 30 日	第 6 回協議会 ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 20 年 3 月 7 日	第 7 回協議会 ・意見書（案）について
平成 20 年 6 月 26 日	第 8 回協議会 ・平成 19 年度活動報告 ・決算報告について ・平成 20 年度活動予定 ・予算（案）について
平成 20 年 12 月 16 日	第 9 回協議会 ・平成 20 年度の事業経過と今後の活動予定 ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 21 年 6 月 29 日	第 10 回協議会 ・平成 20 年度活動報告 ・決算報告について ・役員改選について ・平成 21 年度活動予定 ・予算（案）について ・川西市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 21 年 10 月 29 日	第 11 回協議会 ・基本計画の状況について ・情報マップについて ・歩行者通行量調査について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ N P O 法人の設立について ・ 平成 21 年度視察研修について
平成 22 年 5 月 31 日	<p>第 12 回協議会 基本計画の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員改選について ・ 平成 21 年度活動報告 ・ 決算報告について ・ 平成 22 年度活動予定・予算（案）について
平成 22 年 11 月 25 日	<p>第 13 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員変更について ・ 「川西市中心市街地活性化基本計画」認定申請の報告について ・ 平成 22 年度歩行者通行量調査概要について ・ 「まちのにぎわいづくり一括助成金事業」について
平成 23 年 1 月 17 日	<p>第 14 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「きんたくん」バルについて
平成 23 年 2 月 23 日	<p>第 15 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「川西能勢口きんたくんバル」の実施について
平成 23 年 5 月 23 日	<p>第 16 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度事業報告について ・ 平成 22 年度決算報告について ・ 平成 23 年度事業計画（案）について ・ 平成 23 年度協議会予算（案）について ・ 役員改選について
平成 23 年 9 月 26 日	<p>第 17 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「第 2 回きんたくんバル」事業の状況報告について
平成 24 年 5 月 8 日	<p>第 18 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・ 「第 3 回きんたくんバル」の開催について
平成 24 年 6 月 28 日	<p>第 19 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度事業報告について ・ 平成 23 年度会計決算報告について ・ 平成 24 年度事業計画（案）について ・ 平成 24 年度会計予算（案）について ・ 第 3 回「きんたくんバル」実施報告について
平成 25 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川西市中心市街地活性化基本計画の変更について（平成 25 年 3 月変更認定分）協議会委員から変更申請の承認を得た。
平成 25 年 5 月 27 日	<p>第 20 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度事業報告及び会計決算報告について ・ 平成 24 年度会計監査報告について

	<ul style="list-style-type: none"> ・役員改選について ・平成 25 年度事業計画案及び会計予算案について ・川西市中心市街地活性化基本計画の認定内容の変更について ・第 4 回・第 5 回「きんたくんバル」について
平成 25 年 8 月 27 日	<p>第 21 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・川西市中心市街地活性化協議会役員の変更について ・得するまちのゼミナール～きんたくんゼミ in かわにし～計画について ・まちなか美術館～きんたくんギャラリー～計画について
平成 26 年 3 月 27 日	<p>第 22 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の変更について ・新川西市中心市街地活性化基本計画の策定について
平成 26 年 5 月 30 日	<p>第 23 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度事業報告及び会計決算報告について ・平成 25 年度会計監査報告について ・平成 26 年度事業計画及び会計予算について ・新川西市中心市街地活性化基本計画の概要について
平成 26 年 9 月 12 日	<p>第 24 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前川西市中心市街地活性化基本計画の変更について ・新川西市中心市街地活性化基本計画について
平成 26 年 11 月 12 日	<p>第 25 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 27 年 1 月 16 日	<p>第 26 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川西市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書について
平成 27 年 5 月 29 日	<p>第 27 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度事業計画案及び会計予算案について ・平成 26 年度事業報告及び会計決算について ・第 2 回まちなか美術館について ・第 9 回きんたくんバルについて
平成 28 年 5 月 27 日	<p>第 28 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業計画案及び会計予算案について ・第 11 回きんたくんバルについて ・川西市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・平成 27 年度事業報告及び会計決算について ・役員改選について ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
平成 29 年 1 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
平成 29 年 5 月 31 日	<p>第 29 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度事業報告及び会計決算報告について ・平成 29 年度事業計画案及び会計予算について

	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の第2回変更について ・平成28年度中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・(仮称)三角地整備・運営事業について
平成30年5月30日	<p>第30回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び会計決算報告について ・平成30年度事業計画案及び会計予算案について ・川西市中心市街地活性化基本計画の第3回変更について ・平成29年度中心市街地活性化基本計画の進捗状況について
令和元年5月31日	<p>第31回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度事業報告及び会計決算報告について ・令和元年度事業計画案及び会計予算案について ・川西市中心市街地活性化基本計画の変更について ・平成30年度中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年8月21日	<p>第32回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和元年11月14日	<p>第33回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和2年5月29日	<p>第34回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び会計決算報告について ・令和2年度事業計画(案)及び会計予算(案)について ・役員改選について
令和3年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
令和3年5月26日	<p>第35回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度事業報告及び会計決算報告について ・令和3年度事業計画(案)及び会計予算(案)について
令和3年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
令和4年5月13日	<p>第36回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告及び会計決算報告について ・議案第2号 令和4年度事業計画(案)及び会計予算(案)について ・協議会規約改定(案)について ・協議会構成委員の見直し(案)について ・役員改選について
令和4年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
令和5年4月26日	<p>第37回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告及び会計決算報告について ・令和5年度事業計画(案)及び会計予算(案)について ・協議会規約改定(案)について

	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成委員の見直し（案）について ・役員改選について
令和5年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
令和6年5月1日	<p>第38回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業報告及び会計決算報告について ・令和6年度事業計画（案）及び会計予算（案）について ・協議会規約改定（案）について ・協議会構成委員の見直し（案）について ・役員改選について
令和6年12月26日	<p>第39回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の変更（計画期間の延長）について ・第4期川西市中心市街地活性化基本計画の策定について ・協議会規約改定（案）について ・役員改選（案）について
令和7年4月24日	<p>第40回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度事業報告及び会計決算報告について ・令和7年度事業計画（案）及び会計予算（案）について ・協議会規約改定（案）について ・第4期川西市中心市街地活性化基本計画の原案について ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について
令和7年8月21日	<p>第41回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会構成委員の見直し（案）について ・第4期川西市中心市街地活性化基本計画の素案について
令和7年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期川西市中心市街地活性化基本計画における意見書について ・第3期川西市中心市街地活性化基本計画の一部変更について

() 法第15条各項の規定に適合していること

法第15条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- ・第1項第1号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西都市開発株式会社」を組織の構成員としています。

- ・第1項第2号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「川西市商工会」を組織の構成員としています。
- ・第3項の規定に基づいて、公表を行っています。
- ・第4項及び第6項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者を構成員として加えています。
- ・第5項の規定に基づき、協議会規約第5条各項で構成員について定めています。
- ・第7項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・第8項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・第9項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・第10項の規定に基づき、協議結果について尊重し、協議を図っています。
- ・第11項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

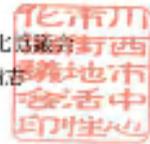
() 川西市中心市街地活性化協議会による意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、川西市中心市街地活性化協議会から、令和2年2月14日付で意見書が提出されている。

令和2年2月14日

川西市長 越江 謙治郎 様

川西市中心市街地活性化
会長 入野 雄吉



川西市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、次のとおり意見を提出いたします。

本市の中心市街地は、公共交通機関の結節点であり、公共施設が広く分布するとともに、商業・サービス業などの機能が集積し、これまで北摂地域の商業活動の拠点として発展してきました。しかし、近年の商業構造の変化によって活力が低下していることから、貴市では平成22年に1期目の中心市街地活性化基本計画、平成27年に2期目の同計画を策定し、中心市街地の活性化に取り組んで参りましたが、中心市街地全体の回遊性、働く場所や魅力的な場所が少ないことなどの課題があり、今後は、より集中的・戦略的な事業展開を行うことによって、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。

今般、新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣へ認定申請することは、貴市が中心市街地の活性化への取り組みを強力に推進することを改めて宣言されたものと認識しております。

基本計画では、「このまちに暮らす人、訪れる人みんなを結び いざいさわくわくできるまち」というテーマのもと、基本方針①「回遊性を向上させ、相乗的ににぎわいが生まれるまち」基本方針②「働く場所、魅力的な場所を増やし、活躍する人が生まれるまち」の2つの基本方針を掲げ、地域の実情を踏まえて、明確に将来の方向性を示しているとともに、その実現に向けた数値目標の設定や、具体的な取り組みが提示されており、中心市街地の活性化に向けた計画として、おおむね妥当であると考えます。

当該議会におきましては、基本計画の実現に向けて、活性化事業に積極的に取り組んでいくとともに、新たな取り組みについても、研究・検討を行っていくこととしております。

貴市におかれましても、中心市街地の活性化に向けた取り組みが十分な効果をあげるよう最大限の努力をお願いいたします。

なお、基本計画の実施にあたりましては、次の事項に配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 基本計画の進捗状況、成果等については、報告をいただくとともに、事業内容の見直し、新規事業の追加についても協議をお願いします。
2. 基本計画では、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区との回遊性を向上させること、魅力的な店舗やまちで活躍するひとを増やすことで活性化を図るとしていますが、活性化の効果を中心市街地全体に波及させるよう引き続き努力していただき、恒常的ににぎわいの創出に取り組んでいただくようお願いいたします。

(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

) 川西市中心市街地活性化協議会における検討経過

「 1 . 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

) 地域住民のニーズ等の把握・分析

「 1 . 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「(2) 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、来街者アンケート調査に基づくニーズ等の把握・分析を記載。

) これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

「 1 . 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「(5) これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」において、前期計画における取組の検証を記載。

様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

) パブリックコメントの実施

「第 3 期川西市中心市街地活性化基本計画(案)」について、広く市民等の意見を徴収するため、令和元年 12 月 17 日から令和 2 年 1 月 15 日までの 30 日間、市役所をはじめ、公共施設、ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施した。

その結果、4 人、9 件の意見及び提案が寄せられ、これについて川西市のホームページ上に、市の考え方を公表した把握・分析」において、統計的データの把握・分析を記載。

今後の推進体制について

第 3 期川西市中心市街地活性化基本計画に基づく事業及び設置の一体的推進にあたっては、中心市街地活性化協議会の構成員などにより実行委員会などを設置し、それぞれの事業計画の企画・調整を行う。また、中心市街地において各事業を総合的かつ一体的に展開するため、各事業実施者の連携を図りながら、事業を推進するものとする。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

(1) 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地は、阪急電鉄宝塚線川西能勢口駅、能勢電鉄妙見線川西能勢口駅、JR宝塚線川西池田駅の鉄道駅、また、東西、南北に通る主要な国道や都市計画道路などが交差する交通結節点であり、総合計画ならびに都市計画マスタープランでは「都心核」として位置づけ、都市機能の集積を図るものとしている。

(2) 都市計画手法の活用

川西能勢口駅周辺地区の大部分を、都市計画における用途地域について、商業地域や近隣商業地域に指定しており、駅前の交通利便性を活かしつつ、多様な都市機能の集積ならびに維持を図る。

キセラ川西地区においても、土地区画整理事業の土地利用計画に従い、新たに指定・決定した用途地域ならびに地区計画のもとで、医療・集客等の機能立地を促進するとともに、良好な住環境の形成を図る。

一方で、第1期計画認定時に決定した「準工業地域における大規模集客施設の立地規制を行う特別用途地区」の運用を通じて、中心市街地ほか他地区の商業地域・近隣商業地域以外で、大規模集客施設の立地を制限する。

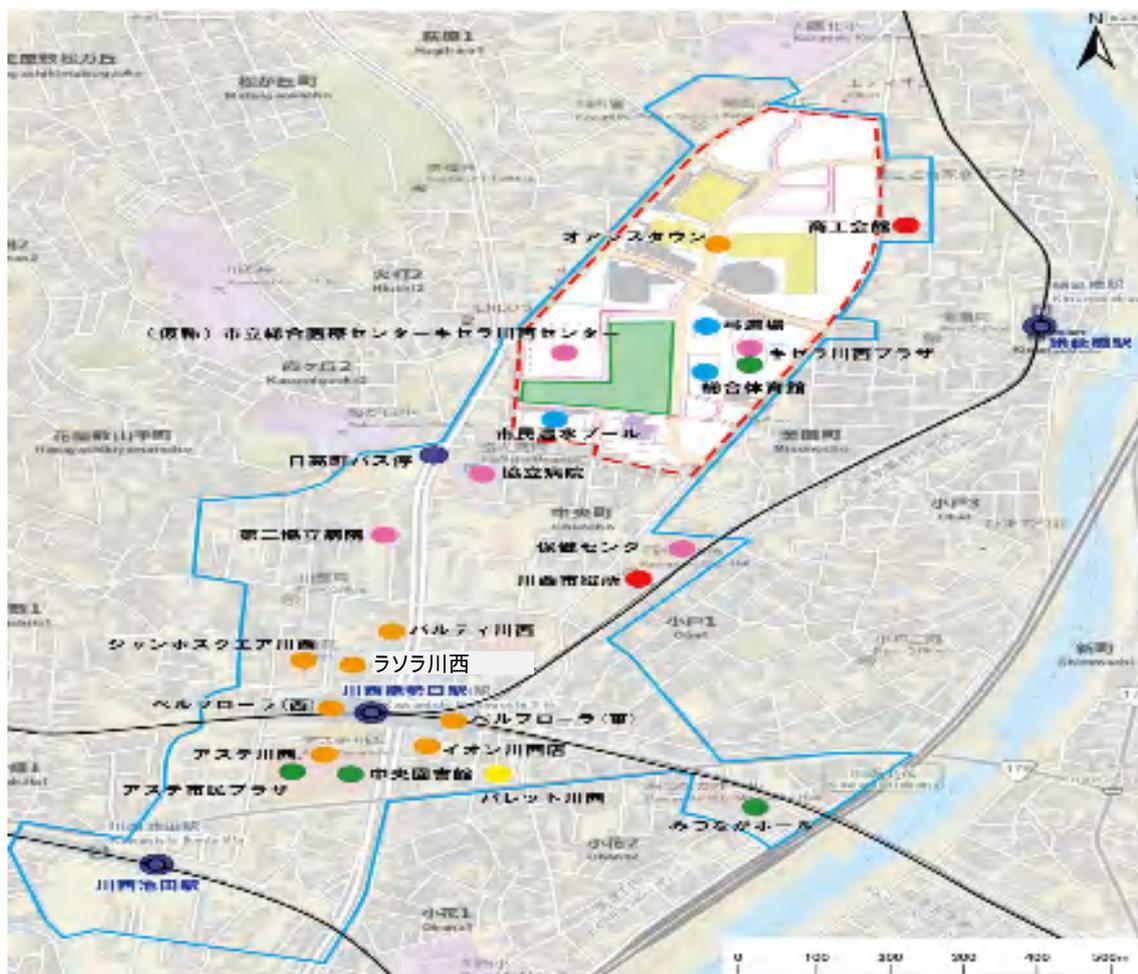
建築物の延べ面積が10,000㎡を超える商業等の集客施設

(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

公共施設の有効活用

中心市街地には、市役所、総合体育館、みつなかホール、キセラ川西プラザ、中央図書館などの公共施設が立地し、市民生活の中心として、また様々な集いと交流の場を担ってきた。これらの既存のストックを有効活用のもとで、活性化を推進する。

中心市街地内の公共施設の立地状況



分類	中心市街地内立地施設
市役所・行政センター	市役所、アステ市民プラザ、商工会館
スポーツ施設	総合体育館、弓道場、市民温水プール
公民館	川西公民館(キセラ川西プラザ内)
コミュニティセンター	コミュニティセンター川西北会館(キセラ川西プラザ内)
福祉施設、医療施設	保健センター、予防歯科センター(キセラ川西プラザ内)、ふれあい歯科診療所(キセラ川西プラザ内)、こども若者相談センター(キセラ川西プラザ内)
文化・教育施設	みつなかホール、キセラホール、中央図書館、アステホール、ギャラリーかわにし、総合センター
市民活動センター	パレットかわにし

再開発ビルの有効活用

中心市街地では、昭和 48 年度に策定した「駅周辺都市整備計画基本構想」や昭和 60 年度に策定した「小花地区都市再開発基本構想」に基づき、市街地再開発事業や連続立体交差事業、優良再開発建築物整備促進事業による住宅や商業施設などの整備が行われてきた。

しかし、築後 20 年が経過した再開発ビルが見られるようになってきたことから、第 1 期計画において、パルティ川西やアステ川西など、リニューアル事業に取り組んでおり、再開発ビル管理者のニーズに応じて機能更新・向上を図りつつ、活性化に向けて有効活用を図る。

中央北地区土地区画整理事業の活用

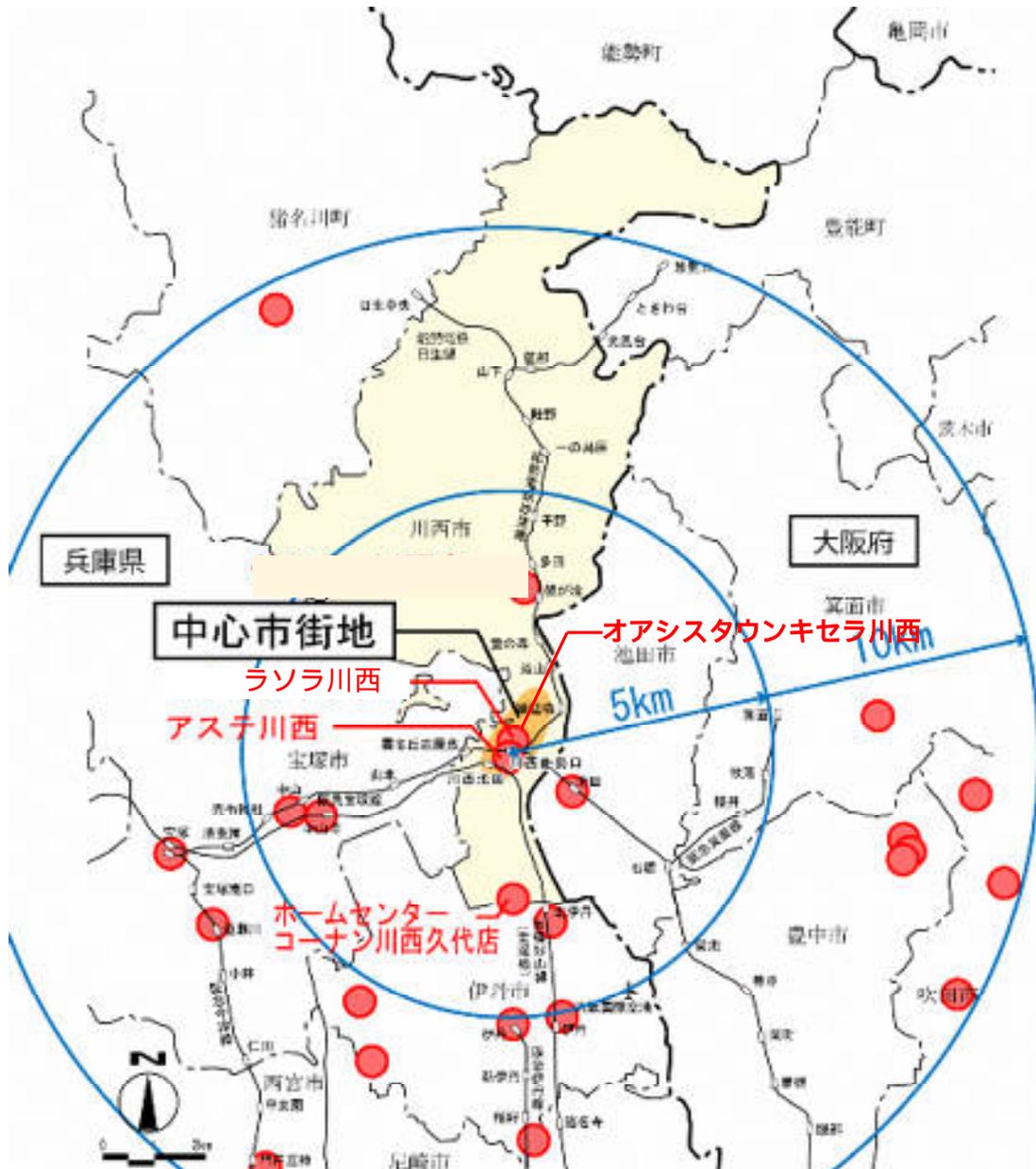
キセラ川西地区は、皮革工場跡地や大規模な公有地が混在し、川西能勢口駅周辺地区に隣接するにもかかわらず、都市基盤が未整備である状況にあった。

このような状況を踏まえ、無秩序な開発を防止し、駅に近接する立地条件を最大限に活かし、計画的な土地利用の実現に向けて、中央北地区土地区画整理事業が進められており、キセラ川西せせらぎ公園やせせらぎ遊歩道をはじめとした都市基盤を活かし、中心市街地の一翼を担う地区として医療・住宅・集客等の都市機能の立地促進を図る。

大規模小売店舗の立地状況

市内及び周辺都市において、店舗面積が 10,000 m²を超える大規模な小売店舗の立地状況は次ページの通りであり、市内では、4 店舗が立地し、うち、3 店舗は中心市街地内に立地している。

大規模小売店舗（店舗面積 1 万㎡以上）の立地状況



店舗名	店舗面積(㎡)
中心市街地内	
アステ川西（川西阪急）	28,757
ラソラ川西	12,084
オアシスタウンキセラ川西	15,563
中心市街地外	
ホームセンターコーナン川西久代店	10,896

(4) 都市機能の集積のための事業等

本計画では、中心市街地に集積する既存ストックを有効に活用しながら、キセラ川西地区におけるまちづくりの推進や、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区との連携を図り、都市機能の集積を図る。

都市機能集積に係わる事業

番号	都市機能集積に係わる事業	概要	
市街地の整備改善のための事業	3	都市計画道路豊川橋山手線の整備事業	美園町、絹延町地内の都市計画道路豊川橋山手線の道路・踏切拡幅。
	4	市道 1313 号改良事業	市道 1313 号について拡幅整備。
	5	市道 3 号改良事業	市道 3 号について拡幅整備。
都市福祉施設を整備する事業	6	(仮称)市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業	市北部から市立川西病院を移設し、キセラ川西地区の都市機能を増進。
	7	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化施設整備	川西北幼稚園・川西北保育所の一体化した、幼保連携型認定こども園を整備。
	8	こども若者相談センター運営事業	地域子育て支援拠点の運営や相談事業、支援の必要な家庭へのサポート等、妊娠・出産・子育て期の支援を行う。
	9	民間保育施設整備補助事業	待機児童の解消に向けて、民間保育施設整備に係る経費に対して補助を実施し、住みやすいまちづくりをめざす。
居住促進のための事業	10	花屋敷団地建替事業	老朽化が進む花屋敷団地の建て替え。
	12	川西能勢口駅東地区再生事業	既存建物等のリニューアル及び更新等を検討し、川西能勢口駅東地区の再生を図るための検討。
商業活性化のための事業	24	ペDESTリアンデッキにぎわい活用事業	川西能勢口駅と駅前商業施設をつなぐ道路空間でにぎわいイベントを実施。
	20	タウンマネージャー事業	商業の活性化につながる事業等の企画・立案や実施、改善などを行うとともに、まちづくりを担える新たな人材の発掘、育成などを行う。
	21	コワーキングスペース運営支援事業	起業をめざしている者や既に起業している者などが集まれる場を提供。
一体的な推進のための事業	51	グリーンスローモビリティ導入事業	グリーンスローモビリティの運行。
	54	自転車通行空間の整備事業	自転車ネットワーク路線に位置付けられた市道について、自転車専用通行帯を設置。

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

川西能勢口駅周辺地区とキセラ川西地区との回遊促進

中心市街地の既存のにぎわい核である川西能勢口駅周辺は、第1期計画を通じて、民間事業者の住宅施設整備などの取り組みや、商業、芸術・文化に係るイベントなどのソフト事業の実施、撤退したアステ川西地下1階や旧ジャスコ跡地への新規店舗の出店などにより、来街者の平均滞留時間は増加している。

中心市街地の新たなにぎわい核であるキセラ川西地区では、第2期計画を通じて、キセラ川西せせらぎ公園や都市計画道路せせらぎ遊歩道、オアシスタウンキセラ川西などが立地し賑わいが創出されている。

本市中心市街地の活性化は、川西能勢口駅周辺とキセラ川西地区とを連携することで「中心市街地としての一体感」を醸成することが重要となる。

そのため、両地区間の回遊を創出することが必要となる。中心市街地に集積する公共施設の活用や連携を視野に入れ、各種イベント等の活性化事業を展開するとともに、交通ネットワークを向上し、試行実験を含め段階的に検討し、市民ニーズにあった両地区を連絡する交通環境の充実をめざす。

連携・協力による活性化

中心市街地では、地域住民、商店会や民間企業、経済団体等と市が協働のもとで、活性化を推進してきた。

しかしながら、にぎわいは川西能勢口駅周辺に限定的であったため、タウンマネージャーを配置し、商業者や商店会、商工会と市が相互に連携・協力して活性化に取り組む体制を構築することによって、活性化のより一層の推進を図る。

(2) 都市計画等との調和等

基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その法令に基づく種々の計画との整合性について

) 第 5 次川西市総合計画 (計画期間 : 平成 25 年度 ~ 令和 4 年度)

川西能勢口駅周辺地区からキセラ川西地区までの中心市街地を「都心核」と位置づけ、商業、住宅、業務などの高次都市機能の集積や誘導などにより、市域を超えた圏域に及ぶ求心力や拠点力を備え、市の発展の中心的な役割を担っていくものとしている。

) 川西市都市計画マスタープラン (計画期間 : 平成 25 年度 ~ 令和 4 年度)

川西市のめざすべき将来都市構造を「機能が集約した便利な都市の実現」として、その都市構造を構成する重要な拠点に、川西能勢口駅周辺地区からキセラ川西地区までの中心市街地を「都心核」として位置づけている。

川西能勢口駅周辺地区については、都心核として「川西の顔」にふさわしい高次都市機能の集積や誘導を図ることとし、キセラ川西地区は、土地区画整理事業の実施を通じて、医療・住宅・集客など、多機能が連携する次世代型複合都市をめざすこととしている。

両地区をつなぐ回遊性や滞留できる空間を確保することなどにより、有機的な一体性を持たせ、都心核内の既存施設との相乗効果を育み、活気とにぎわいにあふれた市街地を形成するものとしている。

(3) その他の事項

キセラ川西低炭素まちづくり計画 (計画期間 : 平成 25 年度 ~ 令和 4 年度)

川西能勢口駅周辺およびキセラ川西地区の都心核を、民間活力の導入を積極的に図りながら市街地の低炭素化を促進するモデル地区として捉え、その中でも特に、土地区画整理事業が実施され、新たな土地利用が進められるキセラ川西地区に着目し、中心市街地全体に、さらには本市全体へ低炭素まちづくりを波及させていく契機としていく。

キセラ川西地区を、都市機能の集約を図るための拠点となる「集約地域」として位置づけ、コンパクトな集約型都市構造の実現に向けた都市機能の誘導を図ることとし、あわせて、低炭素化に資する移動手段の確保、自然エネルギーの活用や低炭素建築物の誘導、市民参加による緑化活動の推進等の施策を進めることとしている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手続	認定申請は本市が行う。協議会の意見は、「9.(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載

川西市中心市街地活性化基本計画

(発行) 川西市 (令和2年3月策定)

(編集) 市民環境部 産業振興課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市 市民環境部 産業振興課

TEL 072-740-1162

この冊子は市役所内で印刷しています。